第50号議案

平成28年度教育費12月補正予算に係る意見の申出について

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 1 1 月 2 1 日 教育長 堤 正則

提案理由

平成28年度教育費12月補正予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、市長から意見を求められたものである。

平成28年度教育費12月補正予算に係る意見の申出について

平成28年度教育費12月補正予算について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第1表 歳入歳出予算補正(抜粋) 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15 国庫支出金		26, 945, 068	1, 534, 466	28, 479, 534
1 3 国牌火山並	1 国庫負担金	20, 635, 356	△ 1,103	20, 634, 253
	2 国庫補助金	6, 208, 257	1, 535, 569	7, 743, 826
2 2 市債		12, 286, 205	569, 400	12, 855, 605
	1 市債	12, 286, 205	569, 400	12, 855, 605

※ 上記「15国庫支出金-1国庫負担金」のうち補正額-11,853千円が教育委員会分

※ 上記「15国庫支出金-2国庫補助金」のうち補正額211,758千円が教育委員会分※ 上記「22市債-1市債」のうち補正額458,800千円が教育委員会分

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
		16, 146, 579	673, 391	16, 819, 970
	1 教育総務費	1, 860, 316	8, 257	1, 868, 573
	2 小学校費	4, 821, 810	308, 491	5, 130, 301
10 教育費	3 中学校費	2, 004, 909	322, 797	2, 327, 706
	5 高等学校費	1, 513, 134	△ 282	1, 512, 852
	6 社会教育費	3, 735, 059	33, 882	3, 768, 941
	7 保健体育費	1, 937, 576	246	1, 937, 822

※ 上記は、事業費のほか、人件費の補正を含む

第2表 継続費補正(抜粋)

(追加)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
			千円		千円
				平成28年度	28, 086
10 教育費	2 小学校費	京町小学校 校舎改築事業	857, 000	平成29年度	88, 319
				平成30年度	740, 595

(変更)

款	項	事業名		補正前		補正後					
办人	4	学 未石	総額	年度	年割額	総額	年度	年割額			
			千円		千円	千円		千円			
				平成28年度	715, 277		平成28年度	663, 380			
	2 小学校費	篠山小学校 校舎改築事業	2, 461, 340	平成29年度	985, 186	2, 461, 340	平成29年度	449, 662			
				平成30年度	760, 877		平成30年度	1, 348, 298			
10 教育費				平成26年度	415, 559		平成26年度	415, 559			
	3 中学校費	屋 屋水中学校	1, 499, 689	平成27年度	103, 890	1, 499, 689	平成27年度	103, 890			
		校舎改築事業	1, 400, 000	平成28年度	575, 506		平成28年度	704, 242			
				平成29年度	404, 734		平成29年度	275, 998			

第3表 繰越明許費補正(抜粋)

(追加)

款	項	事業名	総額
			千円
	2 小学校費	給食室改修事業にかかる委託料及び工事費	162, 587
	2 7.于仅真	小学校施設長寿命化事業にかかる委託料及び工事費	275, 200
10 教育費		屏水中学校校舎改築事業にかかる委託料及び工事費	12, 400
		中学校施設長寿命化事業にかかる委託料及び工事費	263, 800
	7 保健体育費	総合武道館整備事業にかかる負担金	200, 000

(変更)

款	項	事業名	補正前 金額	補正後 金額
			千円	千円
10 教育費	2 小学校費	日吉小学校校舎改築事業にかかる工事費	48, 200	72, 300

第5表 地方債補正(抜粋)

(変更)

起債の目的	補正前	補正後				
た頃の日刊	限度額	限度額				
		千円				
義務教育施設整備事業	1, 932, 200	2, 391, 000				

第51号議案

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況 についての点検及び評価の実施について

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 1 1 月 2 1 日 教育長 堤 正則

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務(教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に報告するとともに、公表を行うものである。

議案一部別冊

教育委員会の権限に属する事務の管理及び 執行状況に関する点検及び評価報告書

(平成27年度分)

平成28年11月 久留米市教育委員会

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に 関する点検及び評価報告書(平成27年度分)

目 次

第	1	はじ	こめ	に	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第	2	点検	〕及	び	評值	価の	の実	施	手	法	÷ •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
第	3	教育	育委	:員	会(の柞	雀限	ł に	. 属	す	`る	事	務	(D)	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
第	4 I	教育 総招																																		1	1
	Π	各 施																																			
	п	i					と育																														
		ii					- 全育																														
		iii					都市																														
		iv					500																														
		V					財																														
		vi					会の																														
	Ш						移																														
第	5	今後	źσ	方	向仆	生に	こつ	いいい	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9	3
第	6	点検																																		9	6
	I	平成	ζ2	6	年月	変(の意	見	·~	0	取	組	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9	6		
	П	平成	₹2	7	年月	变の	の意	見	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0	0		
参	考資	料•		•						•	•	•	•			•			•	•										•	•	•	•		1	0	9

第1 はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成 26 年 6 月 20 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日から施行された。

この法改正では、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化等の制度の抜本的な改革が行われた。具体的には、従来の教育委員長と教育長とを一本化した新「教育長」の設置や、地方公共団体の長と教育委員会により構成する「総合教育会議」の設置、地方公共団体の長が教育に関する「大綱」を制定することなどの改正が行われた。平成27年度は、総合教育会議を3回開催し、その協議結果を踏まえて、平成27年11月には市長により教育に関する大綱が策定された。

【表1 総合教育会議の実施状況(平成27年度)】

日付	内容									
6月8日	第1回総合教育会議									
	協議事項 (1) 久留米市総合教育会議要綱について									
	(2) 教育に関する大綱(案)について									
8月20日	52回総合教育会議									
	協議事項 (1)教育に関する大綱(修正案)について									
	報告事項 (1)次期教育改革プラン策定の方向性等について									
11月9日	第3回総合教育会議									
	協議事項 (1)教育に関する大綱(最終案)について									
	(2) 次期教育改革プラン策定状況について									

なお、法改正のうち新「教育長」の設置に関して、本市教育委員会では、改正法附則第 2 条に定められた経過措置の規定により、現教育長の在任期間中については、従前の例によることとしている。

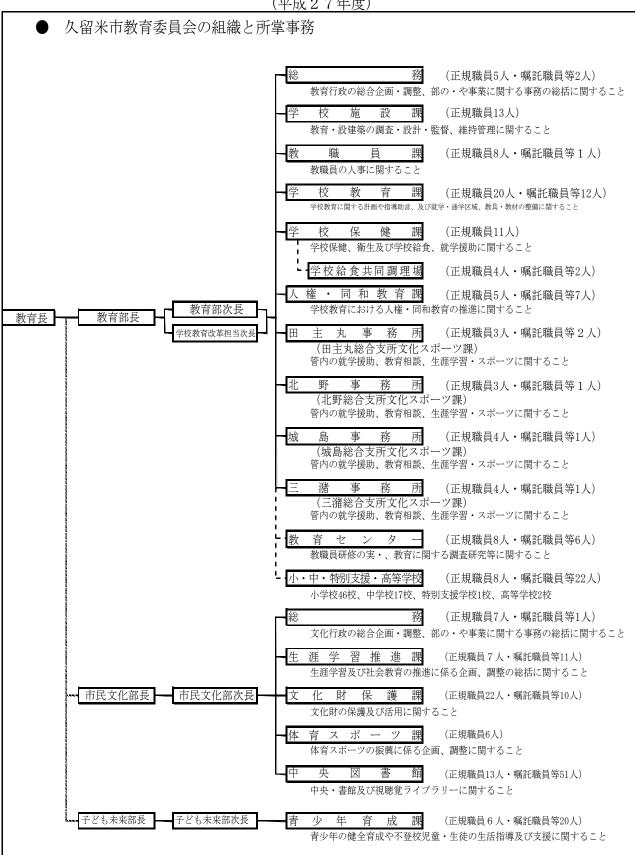
本市教育委員会は、市長が市議会の同意を得て任命した6人の教育委員(前述の経過措置による。) により組織される合議制の執行機関であり、教育、文化、スポーツの振興など学校教育及び社会教育で改に関する事務を管理執行している。

教育委員会の会議は、月1回開催の定例会と必要に応じて開催する臨時会を行い、議案や報告事項について審議するとともに、移動教育委員会として学校現場の視察や社会教育施設の視察などを 行っている。

本市教育委員会では、「久留米市総合計画」に掲げる基本理念及び目指す都市像の実現に向けて、 毎年度、教育の基本方針である「久留米市教育施策要綱」を定め、各施策の取組を進めている。

【教育委員名簿(平成27年度)】

区分	氏名	任期
委員長(H24.10.29 から)	永田 見生	平成 24 年 10 月 18 日 ~平成 28 年 10 月 17 日
委員(職務代行者)	半田利通	平成 24 年 4 月 1 日 ~平成 28 年 3 月 31 日
委員	岡部 千鶴	平成 26 年 4 月 1 日 ~平成 30 年 3 月 31 日
委員	白水 美弥子	平成 26 年 7 月 1 日 ~平成 30 年 6 月 30 日
委員	日野 佳弘	平成 23 年 7 月 11 日 ~平成 27 年 7 月 10 日 平成 27 年 7 月 10 日 ~平成 31 年 7 月 10 日 ※平成 28 年 4 月 1 日より職務代行者
教育長	堤 正則	平成 25 年 4 月 1 日 ~平成 29 年 3 月 31 日



第2 点検及び評価の実施手法

1 目 的

教育委員会は、次の視点から、点検及び評価を行うものとする。

- ① 教育委員会の活動状況や主要な施策及び事務事業の取組状況についてとりまとめ、課題の 整理や施策等の方向性を明らかにし、今後における効果的な教育行政の推進を図る。
- ② 点検及び評価の結果を市議会に報告するとともに市民に公表することで、説明責任を果たし信頼される教育行政を推進する。

2 対 象

- ① 教育委員会の権限に属する事務
 - ア 教育委員会会議の開催及び運営状況
 - イ その権限に属する事務の処理状況
- ② 教育長及び教育委員会事務局職員に委任された事務
 - ア 久留米市教育施策要綱に掲げる施策

3 方 法

教育委員会は、「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価の 実施に関する要綱」に基づき、毎年度、教育委員会の会議の開催状況並びに教育施策要綱及び教 育改革プランに掲げる施策等の進捗状況等をとりまとめ、今後における施策等の方向性を整理す ることで点検及び評価を行う。また、点検及び評価に際しては、学識経験を有する者の意見を聴 取する。

(1) 事業等の自己評価

平成27年度教育施策要綱に掲げた事業について、次の評価基準に基づき自己評価する。

「○」(達成) 明示した目標を達成した。

「〇」(概ね達成) 期待どおりの成果を得られ、ほぼ目標を達成した。

「△」(未達成) 一定の成果を得られたが、目標との乖離がある。

「×」(要改善・検討) 事業内容・手法等について改善や検討を行う必要がある。

「一」(未実施) 状況等の変化により、事業を実施できなかった。

(2)上記(1)により実施した自己評価等を踏まえた学識経験者の意見を聴取する。

4 結果の公表と活用

教育委員会は、点検及び評価を行った後、その結果をとりまとめた報告書を市議会に提出するとともに市民への公表を行う。点検及び評価の結果については、教育施策等への反映に努めるものとする。

第3 教育委員会の権限に属する事務の状況

1 教育委員会会議の開催及び運営状況

教育委員会会議は、定例会として毎月1回行うこととしている(久留米市教育委員会会議規則)。 会議の開催状況は市ホームページに公開し、傍聴希望者がある場合は、その対応を行っている。 平成27年度は、この定例会12回のほか、臨時会を2回開催し、合計14回の会議を設けた。各 会議では、毎回2時間程度の審議を行った。また、各教育機関での実情を把握するため、「移動教育委員会」として、教育委員会会議を学校や社会教育施設で行う取り組みを進めており、27年度は、江南中学校(2月)を視察した。

会議の運営状況としては、議案資料等を事前に配布し、各委員が十分に内容を把握した うえで審議を行うよう努めており、各議案に対する質疑が活発に交わされた。また、議案 に関連して各委員から寄せられた各施策・事業等に対する意見については、事業等の具体 化又は実施に際して反映を行った。

2 教育委員会の権限に属する事務の処理状況

教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針や教育委員会規則の制定などについては、教育長に委任することなく、教育委員会会議のなかで決定することとなっている(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条)。これに基づき、教育委員会では、教育長に委任する事項とそれ以外の事項を定めており、下表の事項については教育委員会の権限として、会議の中で決定を行うこととしている(久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条)。

この方針に沿って、平成27年は、合計62件の議案を審議した。会議の進行にあたっては、議案の他に、協議事項、報告事項に分類し、議論や事務局との意見交換、情報共有化を行い、必要に応じて各委員からの意見が述べられた。

【表2 教育委員会の権限に属する事務の審議状況 (27年度)】

	教育委員会の権限に属する事務(分類)	議案数
(1)	学校教育又は社会教育の方針を定めること	6
(2)	学校その他の教育機関の設置、廃止及び移管を決定すること	
(3)	重要な教育財産の取得及び処分に係る計画を決定すること	
(4)	事務局及び学校、その他教育機関の職員の任免、転補等を行うこと	
(5)	県費負担職員の定期異動並びに小中学校等の校長・教頭の任免及び転補等の人事異動の 日申、小中学校等の主任等の任免を行うこと	8
(6)	事務局職員及び学校その他の教育機関の職員の懲戒に関すること	
(7)	県費負担職員の賞罰、服務監督に関する方針を定めること	
(8)	重要な工事の計画を決定すること	
(9)	委員会に関する規定の制定又は改廃を行うこと	5
(10)	議会の議決を経るべき議案について市長の求めに応じて意見を申出すること	13
(11)	法令及び条例に基づく委員を委嘱すること	25
(12)	教職員の研修の基本方針を定めること	
(13)	小学校及び中学校の通学区域の設定及び変更を決定すること	
(14)	教科用図書を採択すること	4
(15)	学校給食及び学校保健の基本方針を定めること	
(16)	教育に関する事務の管理執行状況の点検・評価並びに議会への報告、公表に関すること	1

【表 3 教育委 日付	を員会会議の実施状況(27年度) 』 (「分類」は表10 内容	結果	分類
4月27日	(議案)	州木	刀炽
(定例会)	・久留米市立学校の主任等の任命について	可決	(5)
(足例云)	・平成27年度教育施策要綱について	#11/X	(1)
	・久留米市教科用図書選定委員会委員の任命等について	"	(11)
	・久留米市教科用図書選定委員会専門委員の任命について	"	(11)
	・久宙不川教科用凶音選定安貞云寺川安貞の仕叩について	"	(11)
	(報告)		
	・教育委員会後援事業等に関する報告		
	・総合教育会議の設置について		
	・「久留米市ベストアメニティカップ国際女子テニス」について		
5月26日	(議案)		
(定例会)	・久留米市文化財専門委員会委員の委嘱について	可決	(11)
	・久留米市体育施設条例の一部を改正する条例	"	(10)
	・久留米市立図書館協議会委員の任命について]]	(11)
	・久留米市学校結核対策委員会委員の任命又は委嘱について	"	(11)
	・平成28年度使用久留米市立中学校、久留米特別支援学校中学部及び中学校]]	(14)
	特別支援学級教科用図書採択に係る選定方針について		, ,
	・平成28年度使用久留米市立中学校、久留米特別支援学校中学部及び中学校	"	(14)
	特別支援学級教科用図書採択に係る候補教科用図書の選定について(諮問)		(11)
	・小規模特認校制度の評価について(案)		
	(報告)		
	・教育委員会後援事業等に関する報告		
	・平成27年度(公財)久留米市体育協会各種事業の共催・後援について		
6 [] 00 []	・中学生への学習支援事業(くるめっ子塾)の開設について		
6月30日	は一般なり、	t>-h	(11)
(定例会)	・久留米市社会教育委員の委嘱について	可決	(11)
	・久留米市生涯学習センター運営委員会委員の任命又は委嘱について	"	(11)
	・久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会委員の任命又は委嘱につい	"	(11)
	1 切火土北野北海光河 トンカー 字光子 早人子 早のける フルチ 帰じ こいて		(11)
	・久留米市北野生涯学習センター運営委員会委員の任命又は委嘱について	"	(11)
	・久留米市城島生涯学習センター運営委員会委員の任命又は委嘱について	"	(11)
	・久留米市三潴生涯学習センター運営委員会委員の任命又は委嘱について	"	(11)
	・久留米市城島ふれあいセンター運営委員会委員の任命又は委嘱について	"	(11)
	・久留米市スポーツ推進審議会委員の任命について	"	(11)
	・久留米市立図書館協議会委員の任命について	"	(11)
	・久留米市教育職員表彰懲戒諮問委員会委員の委嘱について]]	(11)
	・久留米市立小中学校通学区域審議会委員の任命又は委嘱について	"	(11)
	・久留米市教育集会所運営審議会委員の任命又は委嘱について	"	(11)
	・日吉小学校校舎改築工事請負契約締結に係る意見の申出の臨時代理について	"	(10)
	・日吉小学校校舎改築電気設備工事請負契約締結に係る意見の申出の臨時代理	"	(10)
	について		
	・日吉小学校校舎改築機械設備工事請負契約締結に係る意見の申出の臨時代理	"	(10)
	について		(· - >
	・屏水中学校校舎改築工事請負契約締結に係る意見の申出の臨時代理について	11	(10)
	(協議)		
	・小規模特認校制度の運用について(案)		
	・久留米市立小学校 小規模化対応方針(仮称)の策定について(案)		
	・南筑高校のコース設定と第3期入試の廃止について(案)		

	(報告)		
	・教育委員会後援事業等に関する報告		
	・平成27年度久留米市学力・生活実態調査(中学校)の結果について		
	・不登校児童生徒の状況について		
	・久留米市武道館及び久留米市弓道場の改築について		
7月23日	(議案)		
(定例会)	・	可決	(9)
(足例云)		可伏	(9)
	帯施設の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則		(4.4)
	・久留米市立図書館協議会委員の任命について	"	(11)
	・平成28年度使用久留米特別支援学校高等部及び久留米市立高等学校教科用	"	(14)
	図書の採択について		
	(協議)		
	・久留米市立小学校小規模化対応方針(案)について		
	(報告)		
	・教育委員会後援事業等に関する報告		
	・一般質問回答要旨		
	・小規模特認校制度に係る地域学校協議会への情報提供について		
	・平成27年度 通学路危険箇所調査の結果と対応について		
	・第18回筑後川Eボートフェスティバルについて		
	・第17回紫灘旗全国高校遠的弓道大会について		
8月7日	- - ・平成28年度使用久留米市立中学校、久留米特別支援学校中学部及び中学校	一部	(14)
(臨時会)	特別支援学級教科用図書の採択について	継続	(= = /
(PART 1 22)	1777/JA THANKITHEI E PINIME - C	協議	
8月20日	(議案)	MATERIAL	
(定例会)	・平成27年度教育費9月補正予算に係る意見の申出について	可決	(10)
(足内云)	・久留米市奨学金条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について	11	(10)
	・久留米市立小学校における小規模特認校制度の運用について	"	(10)
	・久留米市立小学校小規模特認校における平成28年度転入学児童の募集につ	"	(1)
	いて		(4.4)
	・久留米市教育支援委員会委員の任命又は委嘱について	"	(11)
	※平成28年度使用久留米市立中学校、久留米特別支援学校中学部及び中学校		
	特別支援学級教科用図書の採択について(再審議)		
	(協議)		
	・久留米市立小学校小規模化対応方針(案)について		
	(報告)		
	・教育委員会後援事業等に関する報告		
	・平成27年度第1回久留米市社会教育委員会議の開催について		
	・平成28年度久留米市立中学校選択制実施要項の概要について		
	・久留米市教育改革推進会議委員の委嘱について		
	・平成27年度 中体連九州大会・全国大会 報告		
9月17日	(協議)		
(定例会)	・久留米市立小学校小規模化対応方針(仮称)の策定について		
	・次期教育改革プランの策定状況について		
1			

	(報告) ・教育委員会後援事業等に関する報告 ・平成27年全国学力・学習状況調査の結果について ・平成27年度中体連九州大会・全国大会報告 ・ケータイ・スマホ家庭教育宣言キャンペーンイベントについて ・第40回くるめの考古資料展「久留米の新発見」 ・福岡県市町村文化財保存整備協議会20周年記念シンポジウムについて		
10月23日 (定例会)	(議案) ・久留米市文化財収蔵資料審議会委員の委嘱について ・平成28年度久留米市立高等学校入学者選抜要項について ・久留米市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則 (協議) ・久留米市立小学校 小規模化対応方針(案)について ・教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価報告書(平成26年度分)について ・次期教育改革プランの策定状況について	可決 " "	(11) (1) (9)
	(報告)・教育委員会後援事業等に関する報告・平成27年第4回(9月)久留米市議会一般質問回答要旨について・平成26年度児童生徒問題行動等調査結果について・平成27年度全国学力・学習状況調査の市町村別結果の公表について		
11月27日 (定例会)	(議案) ・平成28年度久留米市立久留米特別支援学校高等部入学者選考要項及び平成28年度久留米市立久留米特別支援学校高等部訪問教育入学者選考要項について	可決	(1)
	・平成28年度久留米市立高等学校教職員人事異動方針について ・平成28年度久留米市立小・中・特別支援学校教職員人事異動方針について ・久留米市立学校の主任等の任命について	II II	(5) (5) (5)
	(協議) ・教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価報告書(平成26年度分)について		
	(報告)・教育委員会後援事業等に関する報告・平成27年度 久留米市立小・中・高・特別支援学校等の卒業式の期日について・有馬記念館リニューアル5周年記念企画展 「久留米藩の参勤交代」について		
12月25日 (定例会)	(議案) ・久留米市スポーツ推進審議会委員の任命について ・教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価の実施について	可決 <i>"</i>	(11) (16)
	(報告)・教育委員会後援事業等に関する報告・平成27年第5回(12月)久留米市議会一般質問回答要旨・平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の 結果について		

	・「いじめ問題対応強化月間」の取組のまとめについて		
	・第4回「くるめ学」子どもサミットについて		
	・平成27年度久留米市立中学校選択制の状況について		
	・学校給食における食物アレルギー対応の手引きについて		
	・久留米市立城島図書館の臨時休館について		
	・移動図書館車両の更新について		
1月25日	(議案)		
(定例会)	・久留米市立小中学校等管理規則の一部を改正する規則	可決	(10)
	・久留米市北野生涯学習センター運営委員会委員の任命について	"	(11)
	(上力・学)		
	(協議)		
	・平成28年度予算編成基本方針(案)		
	・第3期久留米市教育改革プラン(案)について		
	(報告)		
	・教育委員会後援事業等に関する報告		
	・全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の公表について		
	・平成28年度入学式期日について		
	・第3期久留米市教育改革プラン(案)に関するパブリックコメントの実施に		
	ついて		
2月22日	(議案)		
(定例会)	・坂本繁二郎生家条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について	可決	(10)
	・久留米市三潴B&G海洋センター条例の一部を改正する条例に係る意見	"	(10)
	の申出について		
	・久留米市スポーツ推進委員の委嘱について	"	(11)
	・平成27年度教育費3月補正予算に係る意見の申出について	"	(10)
	・平成28年度教育費予算に係る意見の申出について	"	(10)
	・久留米市城島ふれあいセンター条例の一部を改正する条例に係る意見の申出	"	(10)
	について		
	(報告)		
	・教育委員会後援事業等に関する報告		
	・地域学校協議会の取組について		
	・有馬記念館リニューアルオープン5周年記念「おひなさまとミニチュアのお		
	道具」の開催について		
	・南筑高校の修学旅行について		
	・学校改築事業の進捗状況について		
	・平成27年度 久留米市学力・生活実態調査(小学校)の結果について		
3月3日	(議案)		
(臨時会)	・平成28年度久留米市立学校教職員(管理職)の人事異動内申の臨時	可決	(5)
	代理について		
L			

3月30日	(議案)		
(定例会)	・久留米市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則	"	(9)
	・久留米市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則	"	(9)
	・久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則	"	(9)
	・久留米市スポーツ推進委員の委嘱について	"	(11)
	・学校評議員の委嘱について	"	(11)
	・第3期久留米市教育改革プラン(久留米市教育振興基本計画)]]	(1)
	・平成28年度久留米市教育委員会事務局等職員の人事異動の臨時代理につい]]	(5)
	て		
	・平成28年度久留米市立学校教職員の人事異動内申の臨時代理について]]	(5)
	・平成28年度久留米市立高等学校教職員の人事異動の臨時代理について	"	(5)
	(協議)		
	・平成28年度教育施策要綱(案)について		
	(報告)		
	・教育委員会後援事業等に関する報告		
	・平成28年第1回一般質問回答要旨について		
	・通学路の交通安全対策について		
	・久留米商業高校経営科学科[特別進学コース含む]について(3年経過後の総括)		
	・平成 2 8 年度新設 南筑高校スポーツキャリアコースについて		
	・学校における障害者差別解消法の啓発チラシについて		
	・国立国会図書館デジタル化資料送信サービスの開始について		
	・京都相国寺・金閣寺の美 若冲と仁清		
	・城島ふれあいセンター条例の別表の取り扱いについて		

第4 教育長及び教育委員会事務局に委任された事務の状況

I 総括的な考え方

平成27年度は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に基づき、総合教育会議での協議により策定される大綱(教育政策の方針)を踏まえた次期教育改革プランの策定を進めながら、教育課題の解決に向けた積極的な教育施策・事業の推進に取り組むこととなった。

具体的には、平成27年6月から11月にかけて3回の総合教育会議を開催し、市長と教育委員会との協議を重ねたうえで、11月に市長による教育に関する大綱を策定した。これに併行して、8月には学識者、教職員、保護者、市民代表で構成する教育改革推進会議を設置し、第2期教育改革プランの総括を行うとともに、第3期教育改革プランの構想に着手した。教育改革推進会議は、3月までに5回の会議を行い、教育に関する大綱を踏まえた第3期教育改革プランの案を作成した。この間、2月にはパブリックコメントを実施し、市民の意見を取り入れた第3期教育改革プランを3月の教育委員会で議決し、策定した。

また、平成27年度から、小中学校のすべての普通教室に設置した空調機を活用して夏季休業期間を1週間短縮し、きめ細かな指導の推進を通して学校教育活動の充実を図ることとした。

さらに、「市民一人ひとりを大切に 安心、活力に満ちた久留米づくり」という市政運営方針のもと、とりわけ、全国平均以上の学力と全国平均以下の不登校児童生徒の出現率を目指し、「学力の保障と向上」「不登校の予防と解消」を重点課題とするほか、児童生徒一人ひとりを大切にする視点から、「人権意識の確立」「特別支援教育の充実」についても重点的に取り組んだ。

学力の保障と向上に関する具体的取組として、中学校における少人数授業を見直して新たに「学力向上コーディネーター」を全ての中学校に配置し、よりきめ細かな学習指導の充実を図るとともに、学習支援ボランティアを活用した放課後学習等により学習習慣の定着を進めた。さらに、一人ひとりの生徒に合わせた基礎・基本的な学習を支援するために、無料の学習支援の場(くるめっ子塾)を設置し、基礎学力の定着を図った。

また、不登校対策として小学校における生徒指導サポーターの活用や中学校での校内適応指導教室による支援等を継続するとともに、障害のある子どもが安心して教育を受けられるよう、特別支援教育支援員の配置拡充や医療的ケア対応事業を推進した。

加えて、学校と家庭・地域との更なる連携強化を図るため、「開かれた学校づくり」に向けた取り 組みである、小・中学校コミュニティ・スクール(久留米版)推進事業を実施した。

学校施設の整備に関しては、児童がゆとりをもって快適に学校生活を送ることができるように、 引き続き老朽化した学校施設の長寿命化対策として、外壁・トイレ・防水改修等を実施した。また、 学校施設改築事業においては、日吉小学校と屏水中学校の改築工事の着工及び、篠山小学校と京町 小学校の改築工事の設計を実施し、安全かつ快適で豊かな施設環境を確保に取り組んだ。

学校の規模や配置に係る課題については、特に課題が大きいと認識している小学校の小規模化への対応として、平成25年度に導入した小規模特認校制度の評価を行うとともに、通学区域審議会から出された最終答申を踏まえて対応方針の検討を進めた。

社会教育分野においては、市民が生涯にわたり自己実現を図っていくことができるよう、生涯学習の振興に努め、全市的な生涯学習ネットワークの確立を図るとともに、青少年健全育成の推進、家庭・地域社会の教育力の向上、社会人権・同和教育の推進など、地域に根ざした市民主体の生涯学習・社会教育の推進に取り組んだ。あわせて、利用者が安全で安心して利用できるよう生涯学習施設等の改修を進めた。

また、市立図書館は、市民の学びと情報の拠点として、市民生活の充実と地域社会の発展を支える役割を担うため、多様な図書資料や情報の収集・蓄積等を行い、サービスの充実を図った。

スポーツ振興については、市民がライフステージに応じて、身近な地域でスポーツに親しむことができるよう、「久留米市スポーツ振興基本計画」に基づき、各種スポーツ事業の実施や、総合型地域スポーツクラブ等との連携など、市民スポーツの推進に努めた。

さらに、市民の財産である文化財の適正な保護とその利用及び活用に努めるとともに、市民意識の 醸成や地域文化の継承に役立てた。また、地域の活性化につなげるために、地域と連携した事業の展 開を図った。

これらの取組を進めるにあたっては、厳しい財政状況を踏まえ、行財政改革にも継続的に取り組み、効率的・効果的な事業実施に努めてきた。

Ⅱ 各施策の取組状況

- i 生きる力を育む学校教育の充実
- 1 教育改革プランの推進

《取組の概要》

平成27年度は第2期教育改革プランの目標値を延長し、引き続き「未来を担う人間力を身につけた子どもの育成」のために、全ての子どものたちの「学ぶ権利」を保障し、未来を切り拓く人材を育てるため、「笑顔で学ぶくるめっ子」に向かっての教育改革を進め、学校教育の充実を図ることとした。特に、①「健やかな体」の育成、②「豊かな心」の育成、③「確かな学力」の育成及び、④「家庭・地域との連携と学校力の向上」の4つを具体的目標として掲げ、施策を推進することとした。

(1)「健やかな体」の育成

ア)食育の充実

- ① 東国分小、南小、合川小、川会小、筑邦西中の5校のモデル校において、食育に関するアンケートの実施や食育に関する教育講演会、生活リズムカードの実施など、各学校のPTA活動を中心に学校・地域及び家庭が連携した運動を展開し、子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上を図り、食育の啓発を促進させた。
- ② 久留米市栄養教諭学校栄養職員等研究会等において、「朝ごはんレシピ集」(年4回)の作成・家庭への配布、子ども料理コンクールや親子料理教室の開催、食に関する教科等の指導や給食指導の充実、教職員対象の食育情報通信「もぐもぐ通信」(年3回)の配布等を実施し、家庭と連携しながら学校における食育を充実させた。
- ③ 調理研究会において、新規献立の試作・検討を行い、給食献立に取り入れた。また、毎月1回、 久留米産の玄米を使用した米粉パンと旬の地場産野菜を使用した副食による「地場産給食の日」 を実施し、地場農産物の使用拡大を図るとともに、家庭に対して毎月給食献立表や給食便りを配 布することで、食育情報を発信し、その啓発に努めた。

イ)体育的活動の推進

- ① 福岡県教育委員会主催の体育関係の研修会への参加や、体育の授業のみならず、学校訪問等に おいて、1校1取組運動をはじめとする体育的活動全般への指導・助言を行い、広く情報の共有 化と指導の充実を図った。
- ② 外部指導者の活用を積極的に行うため、外部指導者にスポーツ安全保険を適用し、安心して指導できる環境を整えながら、生徒の技術向上及び部活動の活性化を促進した。
- ③ 4~6月に実施する定期健康診断、年間を通した保健室の環境整備や養護教諭に対する研修会の 実施など、学校が行う保健衛生活動に対して、随時必要な支援・指導・助言を行い、児童生徒の 健康増進を図った。

ウ) 障害のある子どもへの医療的支援

- ① 特別支援学校に1日あたり2時間3名、4時間2名、6時間3名、8時間1名の看護師を配置 し、児童生徒1人あたり週2回程度の医療的ケアを行った。
- ② 児童生徒の訪問看護の利用に対し支援を行い、H27年度は久留米特別支援学校9名、小学校2名、中学校1名が利用した。

《平成27年度に実施した事業の概要》

区分 掲載ページ	事業名(担当課) ★は重点事業	実施概要
重点事業 1 p. 15	★食育プログラム研究推 進事業 (学校教育課)	子どもたちに食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせるために、久留米市栄養教諭・学校栄養職員等研究会に対して助成を行った。
重点事業 2 p. 16	★食育啓発・促進事業 (学校教育課)	学校・地域及び家庭が連携し、家庭における食育の充実や 子どもの基本的生活習慣の定着を図るため、小中学校父母 教師会等の取組としての食育啓発活動に対して助成を行っ た。
重点事業 3 p. 17	★医療的ケア対応事業 (学校教育課)	久留米特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする児 童生徒に対応するために看護師を配置し、児童生徒の状況 に的確に対応できる安全な教育環境を整備した。
その他事業 p. 18	中体連・中文連助成 賞賜金支給 (学校教育課)	中学生の体育・文化活動の充実を図るために、中体連・中 文連の運営費を助成するとともに、各種大会等の助成、生 徒の出場旅費の補助を行った。
その他事業 p. 18	中学校部活動活性化事業 (学校教育課)	(財) スポーツ安全協会のスポーツ安全保険への加入を通 して外部指導者の事故等に対応すると共に、外部指導者の 積極的活用を図った。
その他事業 p. 18	学校訪問看護支援事業 (学校教育課)	医療的ケアを必要とする児童生徒の保護者が、訪問看護制 度を活用する際の補助を行った。

重点事業1

上 八 于 未	·		1
事業名 (担当課)	食育プログラム研究推進事業 (学校教育課)	H27 決算	686千円
目的等	子どもたちに食に関する正しい知識といい に、家庭と連携しながら食育に対する取 支援学校・保育園・幼稚園の栄養教諭・ 教諭・学校栄養職員等研究会に対し、助	組を推進して 学校栄養職員	いる市内の小・中・特別
事業内容	久留米市栄養教諭・学校栄養職員等の せるための食育プログラムの研究を推進 ① 食の大切さや安全、地産地消など望まし ② 健康によい食事のとり方など望まし ② 食に関する講演会の実施 ③ よりよい食生活を築く情報を掲載コン ② 食の関心を高める子ども制理コン ② 児童生徒の食に関する実態の調査、 ② 児童生徒の食習慣を身に付けさる ② 食育関するとのまで、 ※養教職員等 ※養教職員等研究会 「情報の提供・実態調査」等 校長会 「情報の提供・実態調査」等 「保護・	させる。 に関する智 で表する で表す。 をチールなどを かのもいる。 本のまでは、 本のまでは、 本のまでは、 本のまでは、 本の表では、 本のる。 本の表では、 本のまでは、 本のまで、 本のまで、 本のまで、 本のまで、 本のまで、 本のまで、 本のまで、 本のまで、 本でで、 本でで、 本でで、 本でで、 本でで、 本でで、 本でで、 本でで、 本でで、 本でで、 本でで、 本でで、 本でで、	の充実 成を図る学校給食の充実 成・配布・啓発 料理教室の開催 い、食に関する正しい知
成果目標	食に関する指導の充実や家庭等への啓発 を1%以上上昇させる。		
H27 年度 の成果等	久留米市栄養教諭・学校栄養職員等研究会 4回)の作成・配布、親子料理教室等を おける食育に取り組んだ。しかし、市全 前年度より増加している。 ※平成27年度全国学力・学習状況調査 (小学校5.3%→6.4%、中学校6.5%→	実施し、家庭 体の朝食を食	€との連携を図った学校に
今後の 方向性等	朝食を食べない児童生徒の割合は、全国 上の増加傾向がみられる。本事業の継続	• • •	

評 価「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施)

Δ

朝ごはんレシピの作成・配布や親子料理教室の実施、教職員向けの通信の発行など、さまざまな側面から食育を推進したが、朝食摂取率は前年度より低下している。

昨年度評価「◎」

重点事業2

事業名 (担当課)	食育啓発・促進事業 (学校教育課)	H27 決算		500千円
目的等	子どもたちの食事や睡眠などの生活で寝・早起き・朝ごはん」「なにがなん及び家庭が連携した運動を展開し、その向上を図ることができるように各質	でも朝ごは 子どもの基	ん」をスローガン 本的生活習慣の確	に、学校・地域 立や生活リズム
事業内容	各学校でPTAを中心に展開しているとかに本事業を展開し、各学校に本事業を展開し、各学校に体進させる。 ○朝食摂取頻度の向上の取組に対し、中朝食力の実施・開食の方とのでは、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中	こおける家 ボスク (本)	庭との連携を図っ	
成果目標	モデル事業実施5校における朝食摂取			
H27 年度 の成果等	食育啓発推進モデル校として 5 校を打 PTA活動を通じて取組を展開する。 を食べない児童生徒の割合は若干減少	ことができ		
今後の 方向性等	市全体では朝食摂取率が前年度より 後も引き続き食育啓発推進校を指定し		=	

評 価「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施)

食育啓発推進モデル校では、朝食を食べる子どもの割合は上昇したところもあった(5 校中 3 校)。しかし、市全体としては、朝食摂取率の地域差が大きく、更なる保護者への啓発の取組の強化が求められるため、「〇」とした。 **昨年度評価「〇」**

事業名 (担当課)	医療的ケア対応事業 (学校教育課)	H27 決算		19,684 千円		
目的等	久留米特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒に対応を するために、看護師を配置することにより医療機関と連携した吸引、経管栄 養、導尿などを実施するとともに、子どもの状況に的確に対応できる安全な 教育環境の整備を図る。					
事業内容	(1) 対象 久留米特別支援学校に在籍し、 (2) 事業所による看護師派遣 看護師を派遣することができる事。 1日2時間従事3名,4時間従事2名。 (5) (4) (4) (5) (5) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	業所に対す , 6 時間従事 対 応 看護師 を療的 支援 上を実	る業務委託 第 3 名, 8 時間 事業 11 4 6 8 8 1	計 計 引 ま り 名 業師師派 ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま		
成果目標	医療的ケアを必要とする子どもへの支援	の充実				
H27 年度の 成果等	平成 27 年度から、看護師の配置を 7 名zを原則として不要とし、負担軽減を図った。		充実した。1	保護者の待機		
今後の 方向性等						
評 価 「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施) ◎						
平成 26 年度に大幅に充実し、保護者の負担軽減を実現しており、今年度対象の増に伴う充実を行ったので「◎」評価とした。 昨年度評価「◎」						

【その他の事業】

事業名(担当課)	決算額 (千円)	評価	備考
中体連・中文連助成 賞賜金支給 (学校教育課)	22, 070	0	市中体連・中文連の運営費を助成し、 中学生の体育・文化活動の充実を図っ た。また、各種大会の生徒への出場費 の補助を行った。
中学校部活動活性化事業 (学校教育課)	197	0	市内中学校17校に107人に対し保険加入を行い、中学校の部活動に対する外部指導者の活用を行うことができた。
学校訪問看護支援事業 (学校教育課)	1,729	0	保護者に対して、539,000 円を上限とし、訪問看護の利用を補助することができた。しかし、週 2 回までを限度としているので、さらなる充実が必要と考えている。

評価区分:「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(要改善・検討) 「-」未実施

(2)「豊かな心」の育成

ア) 道徳性・社会性の形成

- ① 2泊3日の宿泊自然体験を全小学校で実施し、自然環境の中でウォークラリーや登山、カヌー 教室や天体観測などの様々な野外活動を通じて社会性・協調性の育成を図った。また、小小連携・ 小中連携の推進の視点から城島地区・北野地区及び田主丸地区(田主丸小を除き東西に分ける) においては複数校合同で2泊3日の宿泊自然体験を実施した。
- ② 市内17中学校において、第2学年もしくは第3学年において、 $1\sim3$ 日間の職場体験を実施するとともに、全小中高等学校において、キャリア教育の全体計画・年間計画を作成するなどして、勤労観・職業観を育成した。
- ③ 「ネットにおける誹謗中傷・いじめ等の防止」に関して、各小中学校においてロールプレイやソーシャルスキルトレーニングなどの体験参加型の学習活動を取り入れるなど工夫された活動を行った。
- ④ 補助金を活用し、「くるめ学」を位置づけた総合的な学習の時間を中心に、地域の教育資源の効果的活用が促進され、児童生徒の道徳性や社会性の育成につながった。

イ) 文化・芸術活動の推進

- ① 学校訪問や校内研修において図画工作科・美術科教育への指導助言を行った。また、中学校第 1学年の生徒に対して、石橋美術館鑑賞のためのバス借り上げを行い、17校全校の生徒が石橋 美術館での企画展・常設展の鑑賞を行った。
- ② 子どものための舞台芸術体験活動等の国・県の実施する文化芸術鑑賞事業への応募を推奨した。
- ③ 中学校文化連盟への補助を通して、文化部活動の活性化を行い、中学校英語暗唱大会、市内音楽祭などが開催された。

ウ) 不登校の予防と対策

- ① スクールソーシャルワーカーを学校教育課内に3名、社会福祉士資格を有する行政職員1名を 常駐させ、各学校と連絡を取り合い、児童生徒の置かれている環境の改善に向け、医療機関や児 童相談所をはじめとした各関係機関との連携に努めた。平成27年度は118件のケースに対応した。
- ② 中学校における生徒指導担当教師を専任化し、月1度の連絡協議会を開き対応等について話し合った。
- ③ 小学校46校中学校17校すべてにスクールカウンセラーを配置し、児童生徒、保護者、教職員に対し、教育相談などの支援を行い、心の安定に努めた。
- ④ 不登校及び傾向児童に対し、各学校でチーム指導を行うとともに、生徒指導サポーター(小学校 15 校)を配置し、不登校児童及び不登校傾向児童について、学校と家庭及び関係機関との連携を図り、家庭訪問・教育相談などの支援を行った。
- ⑤ 中学校17校中11校に校内適応指導教室助手を配置し、学習支援や相談活動を行うことにより、 不登校生徒の居場所を作り、教室復帰を支援した。
- ⑥ 適応指導教室「らるご久留米」において、心因的な要因などにより、学校に行きたくても行けない不登校児童生徒に対し、様々な体験活動を通して「心の安定」や「心のエネルギーの回復」に努め、自信の構築を図ることで学校復帰を支援した。(H27 年度通級生 36 名)
- ⑦ 家庭に引きこもりがちな不登校児童生徒の家庭に訪問指導員を派遣し、ひきこもりがちな児童

生徒やその保護者等の悩みや不安の解消を図り、適応指導教室等への通級及び学校復帰を支援した。(H27 年度訪問児童生徒数:4名・訪問件数55件)

エ)問題行動の予防と対策

① 遊び・非行型の児童生徒の諸問題に対して、久留米市児童生徒健全育成コア会議を開催し、警察や青少年育成課等との連絡・連携を行った。また、学校警察連絡協議会を開催し、市内小中学校における情報交換並びに協力関係の構築を行った。

オ)人権・同和教育の充実

- ① 教職員人権意識アンケートの結果・課題を、市立学校全校対象の学習会において報告すると共に、各校や校区プランの研修会等で、細かな課題の提起とその克服のための学びの道筋を明示し、一人ひとりの人権認識の深まりを図った。また、人権・同和教育指定校各校の研究支援を行い、研究成果の広がりを図った。人権認識を深めるための人権課題当事者に学ぶ研修会等が66校で行われた。本年度は、人権・同和教育夏期講座において、永年、人権・同和教育に携った方を講師に迎え、全教職員に人権・同和教育にかける思いや願いを講演してもらい、人権意識の高揚を図った。
- ② 校内研修や市教育センター等の場で、「基本指針」や「実施計画」を本年度の人権・同和教育推進の根拠として提示し、「3次とりまとめ」や「県推進プラン」の内容を具現化するための指導を行った。啓発分野については、久留米市人権啓発推進協議会として、「同和問題講演会」、「人権・同和教育夏期講座」、「市民のつどい」の三大行事の実施に関与し、人権のまちづくりコーディネーター講座では市民のリーダー育成を図る等の取組を行った。
- ③ 学園コミュニティ代表者会で「9年間の系統的な人権・部落問題学習の充実」「不登校の克服や 学力の向上を柱とした小中(校種間)連携」を重点として、取組の意義と具体的な実践を生み出 す視点を提起し、その後、実践の交流を行い、各校(中学校区)の子ども達の実態に即した取組 の推進を図った。
- ④ 学校や校区プランでの研修の指導助言、地域やPTA等社会教育の場での研修支援を通じて、 男女平等教育及び男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進した。また、「同和問題」に関する 学習会を実施し、当事者が学校生活を過ごしやすくなるよう教職員の意識を高めた。状況把握の ためのアンケート調査も全校実施した。

《平成27年度に実施した事業の概要》

\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	とに关心した事業の成安//	
区分 掲載ページ	事業名(担当課) ★は重点事業	実施概要
超軟^ => 重点事業		児童生徒の相談窓口 (スクールカウンセラー等) を整備、個々
4. 5	★心の教育推進事業	に応じた対応を図るとともに、早期の段階での対応法を発見
p. 22, 23	(学校教育課)	するなど、子どもたちの健全な心の育成を図った。
p. 22, 23	* 1 55775-5-2875-717-88 V	するなと、丁ともたりの陸王な心の自成を囚ろた。
 重点事業 6	★小学校不登校対応総合 推進事業	児童生徒の不登校や問題行動の早期段階における解決を図る
	., , , .	
p. 24	(生徒指導サポーター活用)	ため、小学校15校に生徒指導サポーターを配置した。
	(学校教育課)	
	★スクールソーシャル	社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャ
重点事業7	ワーカー活用事業	ルワーカーを市教育委員会に常駐させ、問題を抱えた生徒が
p. 25		置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの
	(学校教育課)	活用を行うことにより、課題解決への対応を図った。
手上去凇~	★中学校不登校対応総合	不登校傾向生徒及び不登校生徒に校内での居場所をつくり、
重点事業8	推進事業	教室への復帰を支援した。中学校11校に校内適応指導教室
p. 26	(学校教育課)	助手を配置した。
		「らるご久留米」において、学校に行きたくても行けない児
重点事業9	★不登校児童生徒対策事業 (青少年育成課)	
		童生徒の基礎・基本の学力向上と、様々な体験活動を通して
p. 27		学校復帰等へ向けた「心の安定」と「心のエネルギーの回復」
		に努め、「自信の構築」、「基本的生活習慣の改善」を図った。
		家庭にひきこもりがちな不登校児童生徒に対して、訪問指導
重点事業10	★不登校児童生徒訪問 ************************************	員を派遣し、ひきこもり児童生徒及びその保護者に対して、
p. 28	指導事業	指導・支援を行い、適応指導教室への通級や学校復帰を図っ
	(青少年育成課)	た。
	★生徒指導充実事業(専	専任補導教員が配置されていない中学校に対して、非常勤講
重点事業11	任生徒指導教員の配	師を配置することで生徒指導担当教員の専任化を行い、諸問
p. 29	置)(学校教育課)	題の解決と早期対応のための体制整備を図った。
	世/ (寸)以秋月味/	
	★中学校美術教育振興事	中学校第1学年を主な対象に、石橋美術館・有馬記念館で行
重点事業12	業	われる企画展・平常展の鑑賞に係るバス借り上げを行うとと
p. 30	(学校教育課)	もに、中学校美術作品展を支援することにより、美術に対す
p. 00	(1 1/2/11/4/1/	る興味を高め、郷土を愛する心をはぐくみ、豊かな心の育成
		に努めた。
その他事業	健康増進特別事業	自然環境の中で、野外観察や集団活動等を行うことにより、
p. 31	(学校保健課)	心身の健康増進と社会的資質の向上を図った。
ファルルサル	小	問題行動等を防止し、児童生徒の健全な育成を図るため、生
その他事業	生徒指導連絡協議会助成	徒指導連絡協議会や学校警察連絡協議会に対して活動助成を
p. 31	(学校教育課)	行った。
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

重点事業4

事業名 (担当課)	小・特別支援学校・高校 (スクールカウンセラー活用事業) (学校教育課)他27 決算(学校教育課)2,400千円
目的等	臨床心理に関して高度な専門的知識及び経験を有する者をスクールカウンセラーとして小学校・特別支援学校・市立高校に配置し、活用することを通して、学校の教育相談機能を高め、生徒指導上の諸問題の解決やLD、AD HD、高機能自閉症等の教育上特別の支援を必要とする児童の学校生活へのより良い適応を促すための支援、また、保護者の不安の解消、医療機関との連携などの充実を図る。
事業内容	マハ学校の場合> ・小児神経科医師・児童精神科医師3名で対応 ・児童精神科医師3名で対応 ・児童に基づき学校に派遣 ・ 市内全46小学校及び特別支援学校に配置 ・月2回派遣校・西国分小、金丸小、東国分小、御井小、南小、合川小、特別支援学校 ・ 月1回派遣校・残りの小学校及び市立高校 ・ 全小学校及び特別支援学校に配置するが、保護者の要望等により近隣の学校の相談へも対応できるようにする。必要に応じて、小児リエゾンドクターからの医療的なアドバイスを受けることもできる。
成果目標	不登校・不登校傾向児童数の減少
H27 年度の 成果等	小学校で3,631件の相談があり、「児童に関する情報交換が活発になった」、「学校と保護者等との意思疎通が円滑になった。」、「LD/ADHD 児への適切な対応が図られるようになった」等の成果があった。
今後の 方向性等	相談内容は不登校、友人関係、LD/ADHD、家庭に関すること等多様になってきている。また、相談件数の増加等もありSCの負担が大きくなっているため、情報提供シートの活用や適切なスケジュール管理を行って効果的な活用ができるようにする。

評 価「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施)

不登校・不登校傾向児童数の減少という面では、目標達成には至らなかったが(平成26年度56人→平成27年度57人)、児童の不安感の減少や、学校との関係性の構築等で一定の成果を挙げることができた。

昨年度評価「〇」

事業名 (担当課)	中学校心の教育推進事業 (学校教育課)	H27 決算	9, 72	20千円			
目的等	様々な悩みをもつ生徒が相談できる環境を整えることにより、生徒のストレスを和らげるとともに、早期の段階での対応法を発見するなど、子どもたちの健全な心の育成を図る。また、教師や保護者からの教育相談にも対応し、専門的な立場からの助言を行う。						
事業内容	中学校心の教育技 スクールカウ スクールカウンセラーは、毎週1回(曜日生徒・保護者・教師のカウンセリングやにも参加する。勤務時間は、県からの配け校)に本事業による配置(4h配置:14校)を週を配置。 【スクールカウンセラー配置中学校(1① 市予算と県予算によるSC配置校江南中・櫛原中・牟田山中・高牟荒木中・宮ノ陣中・田主丸中・宮ノ陽の予算によるSC配置校3校[1 城南中・良山中・諏訪中 ※ 県の予算によるスーパーバイザー(諏訪中) 豊かな心	ン セ 対 学校及	を協議は を協議は では では では では では では では では では で	専識談理等配時※ 対島で会出※ 対島で、			
成果目標	学校の教育相談機能の充実といじめや不 決	「登校等のなる」	生徒指導上の記	者問題の解			
H27 年度の 成果等	平成27年度不登校生徒数236名(前年	医比一5名	7)				
今後の 方向性等	生徒理解を進めるSCを活用した校内研	— 修を実施す	 る。				
評 価	「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未		(大実施)	0			
平成27年度は、不登校生徒の割合が、国の公立中学校〇%に対し本市中学校2.91%で、 全国を下回ることができた。(未定稿) 昨年度評価「〇」							

事業名 (担当課)	小学校不登校対応総合推進事業(生徒指導サポーター活用) (学校教育課)	H27 決算	11,433千四	
目的等	小学校において生徒指導サポーターと学校が連携を 生徒指導上の課題のある児童に対する早期からの 登校や不登校傾向の解消、問題行動の解決を図る。	支援を充実		
事業内容	管理職。 養護教諭等 援助 相談	た。 関係を表する。 関係を表する。 関係を表する。 では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	後 は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	
成果目標	不登校・不登校傾向児童数の減少を目指す。			
H27 年度の 成果等	平成 27 年度は「不登校、不登校傾向児童が教室に入る等の改善」(71 件)、「行き渋りの児童が登校できた」(157 件)の報告があった。不登校児童数は 41 名で、前年度と同人数であった。(うちサポーター配置校も同数)			
今後の 方向性等	生徒指導サポーターと、スクールカウンセラー、ス 中学校適応指導教室助手とが連携した不登校児童 実を図っていく。			
評 価 [@)」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」	(未実施)	0	
27 年度の不登校数は 41 名で、前年度と同人数であった。うち、サポーター配置校でも同数となっている。ただ、全児童数に占める不登校児童数の割合は全国平均よりも低く、事業の効果は評価できるため、○とする。				

平成 27 年度 重点事業

事業名(担当課)	スクールソーシャルワーカー活用事業 (学校教育課)H27 決算				
目的等	社会福祉士や精神保健福祉士等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカー3名と社会福祉士の資格を有する行政職員を市教育委員会に常駐させ、要請のあった学校に派遣することにより、問題を抱えた児童生徒が置かれた環境へ働きかけ、関係機関等とのネットワークを活用するなどして課題解決への対応を図っていくことを目的とする。				
	(1) 事業の概要				
事業内容	* 市内小中学校 ** ** ** ** ** ** ** ** **				
 成果目標					
H27 年度の 成果等	平成27年度対応ケース118件 教職員とのケース会議84回 関係機関とのケース会議146回				
今後の 方向性等	学校からの支援要請が増加しており、効果的な支援体制の確立を目指す				
	「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施)				
福祉の専門家としての支援を実施し、児童生徒の家庭環境の改善に、学校や関係機関と連携し取り組む					
ことができた	·。 昨年度評価「〇」				

重点事業8

平成 27 年度 重点事業シート

里尽争果	1 777 = 1 727 = 2 777 1					
事業名 (担当課)	中学校不登校対応総合推進事業 (学校教育課)	H27 決算	20,848千円			
目的等	中学校に校内適応指導教室助手を配置することによって、不登校傾向及び不 登校生徒に校内での居場所をつくり、生徒指導・進路指導及び学習支援を行 う。そして、段階的に教室復帰ができるように支援を行う。					
事業内容		教室を設置し、教室を設復帰を 4校 (H24年度 4校 (H24年度 4校 の軽減や下番車である) では、の軽減やでは、のを目指にには、一次では、15年間では、15年には、15年には、15年には、15年には、15年には、15年には、15年には、15年には、15年には、15年には、15年には、15年には、15年には、15年には、15年には、15年には、15年には、15年には、15	不登校傾向生徒及び不 支援するために校内適 ※ → H26 年度 11 校) ※ の原因を探り、学級復 。 助手 ・ 動が ※ 認め			
成果目標	配置校の不登校生徒数割合(1,000 人ある	たり) の前年比	3 ポイント減			
H27 年度 の成果等	校内適応指導教室助手配置校では、不登 2.97%から平成 27 年度 2.59%に減少し		る割合が平成 26 年度			
今後の 方向性等	全校配置を行うことで不登校生徒の減少	に努める。				

評価 「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施)



配置校では 1,000 人あたりの不登校生徒割合が 3.8 ポイント減少し目標を達成した。市全体では、平成 27 年度不登校生徒数が 236 名となり、前年度比 5 名減少し、不登校生徒の割合も 0.04%減少している。

昨年度評価「O」

不登校児童生徒対策事業 (青少年育成課)	H27 決算	5,	195千円			
応指導教室「らるご久留米」での様々な(理士によるカウンセリングを通して、「心	体験活動や いの安定」	学習指導、まと「心のエネ	た、臨床心 ルギーの回			
小中学校 小学校 S C 東勝 東京 東 東 東 東	補助執行	# a m m m m m m m m m m m m m m m m m m	室			
) // ma >	4 W 77 114 V4				
ングを通して「心の安定」「自信の構築」 チャレンジ登校等を通して、学校に復帰 [・]	等に努め する生徒も	ることができ 出てきた。さ	た。また、 らに、学校			
今後も、適応指導教室「らるご久留米」での様々な体験活動や学習指導、また、臨床心理士によるカウンセリングを通して、「心の安定」と「心のエネルギーの回復」、「基本的生活習慣の定着」さらには自信の構築に努めながら学校復帰を目指す。						
評 価 「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施) ◎						
平成27年度は、1名の学校復帰ができた。また、中学3年生9名全員が高校等に進学することができた。 昨年度評価「◎」						
	○理的・情緒的理由により学校に行きた 応指導教室「らるご人知とリングを通して、「通道」、さらには自信の構築に努めながら学生で、さらには自信の構築に努めながら学生で、 「中学校」をできて、 「中学校」をできた。 「一学校に行きた。 「本学校復帰ができた。 「本学校復帰の時間では、「本学校復帰の時間では、「本学校復帰している。「本学校復帰している	(青少年育成課) 「理的・情緒的理由により学校に行きたくても行け 「お指導教室「らるご久留米」での様々な体験活動や理士によるカウンセリングを通して、「心の安定」 「支」、さらには自信の構築に努めながら学校復帰を受ける。 「大学校」をできた。 「大学校」をできた。また、中学3年生9。 「人」(未達成)「人」(未述)()(未述)()(未述)()(本)()()()()()()()()()()()()()()()()(○理的・情緒的理由により学校に行きたくても行けない児童生徒 応指導教室「らるご久留米」での様々な体験活動や学習指導、ま 理士によるカウンセリングを通して、「心の安定」と「心のエネ 夏」、さらには自信の構築に努めながら学校復帰を支援している。 「会などの関係を表している。」を 「会などのでは、「企のを定する。」を 「なり、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、			

重点事業10

事業名 (担当課)	不登校児童生徒訪問指導事業 (青少年育成課) H27 決算 8 6 6 千月			866千円	
目的等	家庭にひきこもりがちな不登校児童生徒 関係を築きながら、児童生徒の抱える心 の悩みや不安の解消に努めることで、適 援する。	の問題や悩	み、また、そ	の保護者等	
事業内容	学校 「なった。 「なった。 「	連携	訪問 指導 等	4 人相談	
成果目標	訪問指導対象児童生徒及び保護者との繋 るとともによりよい教育環境を整えるこ 校復帰を目指す。				
H27 年度の 成果等	訪問指導を行い、児童生徒が外出する意図 悩みや不安解消を図ったりすることがで徒が、「らるご久留米」への体験活動に付 になった。また、中学3年生(在籍2名)	きた。訪問 可度か参加	指導を受けて し、自信をつ	いた児童生 けて通級生	
今後の 方向性等	今後もできるだけ家庭から出られるよう 応指導教室「らるご久留米」の体験学習 米」との連携を強化する。また、困り感 児童生徒や保護者もいることから、指導 が、指導員と面接を行い、専門家として 図る。	にも参加さ (精神疾患 員の指導者	せるなど、「 や障害等)を であるスーパ	らるご久留 有している ニバイザー	
評 価「@	評 価 「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施)				
平成27年度は、訪問しても直接会えない児童生徒もいたが、保護者の悩みや不安解消には成果があった。また、1名「らるご久留米」に通級し、2名が高校進学できた。 昨年度評価「〇」					

重点事業11

事業名 (担当課)	生徒指導充実事業(専任生徒指導教員の配置)(学校教育課)H27 決算10,242千円			
目的等	専任補導教員が配置されていない中学校に対して、非常勤講師を配置する。 非常勤講師が生徒指導担当教諭の持ち授業を補充することで、教諭が専任で 生徒指導上の諸問題への早期対応と解決を図っていくことのできる環境を 整備する。			
事業内容	現在、専任補導教員が配置されていない10中学校(城南、櫛原、宮ノ陣、荒木、筑邦西、青陵、高牟礼、北野、城島、三潴)の生徒指導担当教員が、専任で以下に示すような様々な生徒指導上の諸問題に対応できるように非常勤講師を配置する。 ① 不登校や問題行動の未然防止の取組と問題解消に向けた生徒に対する直接対応 ② 保護者に対する支援、相談 ③ 学校内におけるチーム体制の構築、支援 ④ 関係機関等との密接かつ良好な関係づくり 地域 家庭 関係機関			
成果目標	不登校生徒数の減少、生徒指導上の諸問題の解決と早期対応			
H27 年度の 成果等	平成 27 年度の不登校生徒数は 236 名であり、平成 26 年度から 5 名減少した。 10 校の専任補導が不登校生徒の家庭訪問を行った回数が 1,083 回、突発的な 諸問題対応が 199 回、生徒への相談・指導・支援が 628 回となっている。			
今後の 方向性等	スクール-カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携 し、専任生徒指導教員が中心となって組織的に不登校生徒に対応する体制づ くりを強化する。			
評 価 (①」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施)			

専任生徒指導教員が地域、家庭及び関係機関等と連携しながら、校内で組織的に不登校対 策に取り組んでおり、不登校生徒の割合が全国の割合を下回ることができた。

昨年度評価「〇」

重点事業12

<u>里点事業</u>				
事業名 (担当課)	中学校美術教育振興事業 (学校教育課) H27 決算 2,990千円			
目的等	久留米市の石橋美術館における企画展及び常設展において行われる企画展・常設展の鑑賞を通して、市内の中学生の美術に関する興味・関心を高め、豊かな心と郷土を愛する心をはぐくむ。			
事業内容	中学校第1学年の全生徒に対して、石橋美術館の常設展や「特別展バレットと自画像でさぐる画家の素顔」(平成27年4月25日~7月5日)「コレクション展示ちょっと気になる絵のまわり」(平成27年7月18日~10月18日)等の美術館鑑賞のためのバス借り上げを行う。 中学校美術教育振興事業 「ス会社」が、ス会社「大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
成果目標	市内の全中学校での観覧の実施			
H27 年度 の成果等	市内の久留米市内の中学校17校の第1学年の生徒を対象とし、石橋美術館で行われた絵画展における鑑賞のためのバス借り上げをすることができた(櫛原中はバス借り上げの対象外)。石橋美術館での鑑賞を通して、美術作品に対する興味・関心を高める、「くるめ学」との関連を図り、郷土を愛する心を育むことにつなげるためのよい機会とすることができた。			
今後の 方向性等	石橋美術館(平成28年10月より久留米市美術館)での鑑賞を通して、学校 における美術教育の充実を図っていく。			

評 価「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施)

0

【その他の事業】

事業名(担当課)	決算額 (千円)	評価	備考
健康増進特別事業 (学校保健課)	小:9,683 中:10,296 特:1,878	0	26 年度に続いて、市内小学校(46 校)・ 中学校(17 校)及び特別支援学校すべて において事業を実施することができた。
生徒指導連絡協議会助成(学校教育課)	小:118 中:697 高: 52	©	小学校は、学期に1回の定例会で、情報 交換と中学校の生徒指導の実態を把握す るための研修会を行った。中学校は月1 回の定例会での情報交換をはじめ、中高 合同生徒指導連絡協議会、万引き防止懇 談会の開催、定期的な街頭補導活動に取 り組んだ。

評価区分:「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(要改善・検討) 「-」未実施

(3)「確かな学力」の育成

ア)きめ細かな指導

- ① 小学校第3・4学年において、少人数授業を行うための教員(非常勤講師18名)を市費で雇用した。
- ② つまずきのある児童生徒を中心に、学習内容の着実な習得と、家庭学習の習慣を定着させるため、大学生や地域のボランティアを活用した放課後の補充学習を市内の小中学校で実施した。
- ③ 全国学力・学習状況調査(小6・中3)に加え、市の学力調査(小1~6、中1・2)を悉皆で実施し、調査結果をまとめ、研修資料や保護者用チラシを作成・配布し、各学校に課題等をお知らせした。また、結果の活用研修会を実施し、学力向上推進校の取組をまとめたリーフレットを作成・配布したり、各学校の実践を交流したりするとともに、授業改善や家庭学習習慣の定着等、各学校の学力向上プランの策定・実施・検証・見直しを図るよう指導した。

イ) 障害のある子どもへの自立支援

① 学習面、生活面での特別な支援を行う特別支援教育支援員を小・中学校に配置した。また、通 級指導教室は市内7校に17教室設置し、220名の児童生徒が個々の状況に応じた指導を受け た。

ウ)学校図書館の充実

- ① 図書購入費は前年度と同額の予算を確保し、蔵書の充実及び図書の更新に努めた。
- ② 学校図書館支援員による訪問指導を通して、蔵書管理の徹底と業務の効率化を促した。また、 司書教諭等研修会及び学校司書研修会を通して、司書教諭・学校司書の資質向上を図り、学校図 書館の効果的活用の周知及び児童生徒の読書推進を行った。

1 人あたり年間貸出冊数の平均は、小学校:55.74 冊 (H26) から59.27 冊 (H27)、中学校:7.87 冊 (H26) から9.12 冊 (H27) に増加

未利用率(年間 1 冊も学校図書館図書の貸出をしなかった児童生徒の割合)の平均は、小学校: 1.0% (H26) から 0.9% (H27)、中学校: 42.9% (H26) から 37.2% (H27) に減少した。

エ)「くるめ学」の充実

① 副読本「わがふるさと久留米」を活用した単元を、小学校3~6学年では毎学年1単元、中学校ではいずれかの学年に1単元以上実施した。第4回「くるめ学」子どもサミットを開催し、その際に各学校の実践をまとめた実践事例集を配布した。

オ)外国語・理科教育の充実

- ① 外国語指導助手(ALT)を小学校5・6学年の各学級に、2ヶ月間で3時間程度、中学校の全学年、全学級に年間20時間以上配置し、外国の生活や文化に慣れ親しみ、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を身につけることができるようにした。さらに、学校訪問や研修会の折りに、小中の円滑な接続を行うことができるように指導した。
- ② 理科教育センターにおいて、委員の連絡協議会を年間4回開催し、当市の理科教育の課題を踏まえた学習指導・学習環境の改善事例の報告を行った。また、理科作品展では久留米工業大学と連携してのサイエンスフェアを同時開催し、2,678人の参加があった。

《平成27年度に実施した事業の概要》

区分掲載ページ	事業名(担当課) ★は重点事業	実施概要
重点事業 13 p. 34	★小・中学校学力実態 調査事業 (学校教育課)	小中学校において、児童生徒の学力等の実態を把握し、分析、考察した結果を授業改善に活用することで、学力の保障と向上に努めた。
重点事業 14 p. 35	★小学校くるめ学力ア ップ推進事業 (学校教育課)	一人ひとりの児童へのきめ細かな対応を図るため、学校の 状況に応じて非常勤講師を配置して少人数授業を実施し た。また、地域住民や大学等のボランティアを派遣して放 課後等に補充学習を行った。
重点事業 15 p. 36	★中学校くるめ学力ア ップ推進事業 (学校教育課)	全中学校に非常勤講師を配置することで、教務担当主幹教 論を学力向上コーディネーターとして専任化し、学力向上 のための企画・立案及び調整等を行った。また、地域住民 や大学等のボランティアを派遣して放課後等に補充学習を 行うとともに、新たに中学生を対象とした無料の学習支援 塾 (くるめっ子塾) を設置した。
重点事業 16 p. 37	★小・中学校外国語指導助手活用事業(学校教育課)	外国語(英語)教育の充実と国際理解教育の推進を図るため、外国語指導助手(ALT)を小・中学校の授業において活用した。
重点事業 17 p. 38	★小・中学校特別支援教育支援員活用事業(学校教育課)	通常の学級及び特別支援学級に在籍する学習面や生活面で 特別な支援を必要とする児童生徒に対し、支援員の配置を 行った。
重点事業 18 p. 39	★「くるめ学」子ども サミット事業 (学校教育課)	市内小・中学校で実施される「くるめ学」の学習成果を、各学校の児童生徒同士が発表し合う機会を設け、「くるめ学」の一層の充実を図るとともに、保護者や地域の人々にも公開し、「くるめ学」の趣旨や意義を周知した。
その他事業 p. 40	特別支援教育進路指導 事業 (学校教育課)	久留米特別支援学校の中学部及び高等部が実施する職場実 習に対する支援を行った。
その他事業 p. 40	小・中・特別支援学校 図書活動の推進 (教職員課)	学校図書館教育の充実を図るため、学校司書を全校に配置した。
その他事業 p. 40	学校事務支援事業 (教職員課)	学校事務の支援を行うため、事務補助職員を全校に配置した。

重点事業13

事業名 (担当課)	小·中学校学力実態調査事業 (学校教育課)	H27 決算		509千円
目的等	を把握し、それに基づく指導方法の工夫	小・中学校において、標準学力検査を実施することにより、児童生徒の学力実態 を把握し、それに基づく指導方法の工夫改善を行うことで、教職員の指導力の向 上を図るとともに児童生徒の学力の向上を目指す。		
事業内容	1・2年 国語・数学・ 英語で実施 学力等の現物 学力及び生活習慣等の野 課題及び要因の分析 学力向上に向けた方策の 学力向上に向けた方策の 学力向上における「学力向 の 朝の時間を使った計算・漢写 の 少人数授業等の充実 ・課題別や習熟度別等のきめ細か 上 日々のわかる授業の充実	(3教科)、 な学力」の向 査事業 活実態調査の写 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	平成 27 年 4 月 上)の見直 学生の施 完習時度を ・って間 ・って間 ・って間 ・って間 ・って間 ・って間 ・っては かった。 ・っては かった。 ・っては かった。 ・っては かった。 ・っては かった。 ・っては ・っと。 ・っと。 ・っと。 ・っと。 ・っと。 ・っと。 ・っと。 ・っと。	月 14 日(火) 及び授業改善 Rや 貴等 E実 D学
成果目標	学力実態調査に基づく学校プラン(確か	な学力の育成	戈) の策定	
H27 年度 の成果等	小学校は、4年生算数と、6年生国語と算数で全国平均正答率も上回るとともに、2年生以上の全ての学年で、算数の正答率に伸びが見られるなど、改善が見られた。中学校は、2年生では全国平均を下回っているが、1年生国語において全国平均正答率を超え、数学も全国平均と同じになっている。一方、学力向上研修会を通して、学力向上に向けた情報提供や、各学校の効果的な取組を出し合うなどの交流を行い、各学校の課題を改善する学力向上プラン策定へとつなぐことができた。			
今後の 方向性等	平成28年度も、27年度と同様、中学校を4月実施、小学校を12月に実施する。そして、中学校は年度当初の生徒の学力実態把握の参考とし、小学校は学年途中の実態把握の参考とし、学力向上へとつないでいく。			
評 価 「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施) ○				
各学校において、年度当初に作成した学力向上プランの年間推進計画の下、調査結果を分析し、 その分析を基に校内研修会の設定や重点の確認等、学力向上プランのPDCAサイクルの取組 を行ったことを踏まえ「〇」と評価した。 昨年度評価「〇」				

重点事業14

事業名 (担当課)	小学校くるめ学力アップ推進事業 (学校教育課) H27 決算 36,003千円		
目的等	小学校中学年児童の確かな学力を育成するために、少人数授業を実施し、きめ細かな 指導を行うことによって基礎学力の確実な定着を図る。また、市内全小学校に対して、 学生及び地域ボランティアを派遣して行う放課後補充学習を実施することで小学校 の学力向上を図る。		
事業内容	【事業内容】 ○小学校中学年の学級あたりの人数が多く、学力面で課題が見受けられる小学校に対して、非常勤講師を配置して習熟度別や課題別などの多様な学習形態による少人数授業を行い、一人一人の児童へのきめ細かな対応を図る。 ○全小学校に対して学生、地域ボランティアを派遣し、基礎的・基本的な学習内容の定着と学習習慣の定着を図る。 小学校〈るめ学力アップ推進事業 「小学校市単独少人数 学習習慣定着支援 「中独自の非常勤講師を雇用し、習熟度や課題別などの少人数授業を実施 基礎学力の確実な定者と児童の成就感の向上 基礎・基本的な学習内容の定着と学習習慣の定着 「基礎・基本的な学習内容の定着と学習習慣の定着		
成果目標	国語科、算数科における学力実態調査の結果で評定1を減少させる。		
H27 年度 の成果等	評定 1 の割合は、 3 年算数($H26$ $13\% \rightarrow H27$ 12%)においては減少しているが、 4 年算数($H26$ $18\% \rightarrow H27$ 20%)では若干増加している。		
今後の 方向性等	学校への訪問指導を通して、指導方法の改善に向けた助言を行うとともに、効果 的な実践を共有し、学力向上に向けた取組を行う。また、今後は、学力低位校へ の非常勤講師の重点配置についても検討していく。		
評の	「 「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施) ○		
評定1の割と評価した。	合が3年生算数で減少しているものの、4年生では若干増加していることから、「〇」		

昨年度評価「—」(新規事業)

重点事業15

- 生小手术	里品争耒!5				
事業名(担当課)	中学校くるめ学力アップ推進事業 (学校教育課)	H27 決算	2 2	, 254千円	
目的等	中学校の学力向上を図るため、教務担当主幹教諭を学力向上コーディネーターとして 専任化し、学力向上の取組の企画・推進を行えるように、担当する強化の授業につい ては非常勤講師を配当する。また、学習習慣定着に向けた放課後や長期休業中の補充 学習の実施のために、学生や地域ボランティアを派遣し、復習や宿題に取り組む学習 支援体制の構築を図る。さらに、帰宅後の学習支援を継続的に行うために、中学生を 対象とした無料塾を開設し、学校やスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセ ラーと連携して支援を行う。				
事業内容	フーと連携して文法を行う。 教務担当主幹教諭を学力向上コーディネーターに専任化し、後補充として非常勤講師を配置する。 全中学校に対して学生、地域ボランティアを派遣し、基礎的・基本的な学習内容の定着と学習習慣の定着を図る。 民間団体に運営を委託し中学生を対象とした無料塾を開設し、学習支援行う。 中学校〈るめ学力アップ推進事業 中学校〈るめ学力アップ推進事業 「学習習情定着支援」 「学力向上コーディネーターに専任化 教務担当主幹教諭を 学力向上コーディネーターに専任化 学別向上コーディネーターに専任化 学別向上コーディネーターに専任化 学別向上コーディネーターに専任化 学別向上コーディネーターに専任化 学習習情の定着 学別向上コーディネーターに専任化 学別向上の中心的				
成果目標	平成26年度と比較して達成度において	て伸びが見られ	1る。		
H27 年度 の成果等	第2学年 (H26 中 1 からの変容) 国語 3.3 数学 4.6 英語 2.6 ※ 例えば、中学校第2学年 数学科 平成26年度 49.2÷54.4×100=90.4 平成27年度 44.5÷46.8×100=95.1 経年比較すると 95.1-90.4=4.6 ゆえにポイント差4.6の伸びとなる。 学力向上に向けた取組の中で、中学校学力コーディネーターを中心とした調査結				
方向性等 果の分析や分析結果をふまえた授業改善、家庭での学習習慣形成などを重点的に 進めていく必要がある。					
評 価「	「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未	達成) 「X」	(未実施)	0	

本年度、中学2年生は、絶対評価方式から相対評価方式の標準学力検査に変更したため、経年 比較による達成度の伸びで評価を行った。3教科とも達成度において伸びが見られた。

昨年度評価「—」(新規事業)

重点事業 16 平成 27 年度 重点事業シート

<u> </u>	
事業名 (担当課)	小・中学校外国語指導助手活用事業 (学校教育課) H27 決算 小学校 15,241千円 中学校 39,191千円
目的等	小学校外国語活動と中学校の外国語科(英語)との円滑な接続を目指すとともに、本市における外国語(英語)教育の充実を図るため、市立小・中学校に外国語指導助手(ALT)を配置する。中学校の外国語科(英語)においては、コミュニケーション能力の基礎を養うことができるようにし、併せて、小学校段階においては外国語の音声や基本的な表現に触れたり体験したりする機会を提供することにより、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成し、コミュニケーション能力の素地を養うことができるようにする。
	 ○業務委託を実施することにより、業務の効率化を図る。 ○各中学校(市内17校中、県ALT派遣の3校以外の14校)の全学年・全学級の英語の授業年間140時間に対し、35時間以上配置できるよう計画する。 ○各小学校とも5・6年生の各学級に年間35時間の外国語活動に対し、2ヶ月に3時間程度配置できるよう計画する。
業務内容	小・中学校外国語指導助手活用事業 業務委託 外国語指導助手の配置 各ALT 中学校外国語科(英語)担当教員との 外国語科(英語)授業及び小学校高学年 学級担任との小学校外国語活動の授業 中学校 高学年の各学級で 外国語活動年間35時間に対し、 の授業年間140時間に対し、35時間以上、
	小学校外国語活動 の推進 中学校外国語科(英語)の授業を実施 小学校外国語活動 の推進 中学校外国語科(英語) の推進 外国語(英語)学習の円滑な接続
成果目標	中学校の全学年・全学級での活用を年間 140 時間のうち、25 時間以上を、小学校 5・6 年生各学級での活用を年間 35 時間のうち、11 時間以上を目指す。
H27 年度 の成果等	中学校では、1学級あたりの活用時間は23.2時間で、目標を達成できなかった。しかし、小学校では、5・6年生の1学級あたり24.8時間活用することができ、目標を達成することができた。
今後の 方向性等	今後も、ALTの増員を図るとともに、各学校に活用の促進を呼びかけるとともに、委託業者とも連携を図り、目標達成をめざす。
評価	「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施) ○
小学校におり	いては、目標を達成したが、中学校において未達成のために、「○」と評価とした。 昨年度評価「◎」

重点事業17

事業名(担当課)	小・中学校特別支援教育支援員 活用事業(学校教育課) H27 決算 小学校 7 0, 0 0 9 千円 中学校 1 8, 1 6 5 千円			
目的等	通常の学級及び特別支援学級に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童生 徒を対象に特別支援教育支援員を配置することにより、学習活動や移動介助等へ の支援を行い、よりよい学校生活の実現に資する。			
事業内容	(1) 特別支援教育支援員配置校			
成果目標	支援を必要とする子どもへの配置の充実			
H27 年度 の成果等	小学校 46 校、中学校 17 校で配慮を要する児童生徒の学習活動の支援や休み時間 の安全面での支援を行うことができた。			
今後の 方向性等				
評価 「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施)				
特別な支援や配慮を必要とする子どもたちが増えている傾向にある中、個々の子どもたちの状態ななないなった。				
悲寺に応した	態等に応じた支援を図ることができた。			

重点事業18

王亦于木				
事業名 (担当課)	「 くるめ学」子どもサミット事業 (学校教育課) H27 決算 3 4 8 千			
目的等	各学校の子ども同士が「くるめ学」の学のみならず、保護者や市民に対して公開知し、各学校における「くるめ学」の一	見し、改めて「く	るめ学」の起	_ , , , , , , ,
	(1) 「くるめ学」実践事例集の発行 「くるめ学」副読本「わがふるさと久留米」を活用し、総合的な学習の時間に位置付けた「くるめ学」の実践事例を収集し、事例集を発行する。 (2) 「くるめ学」子どもサミットの開催 小・中学校で実施された「くるめ学」の学習成果の発表を行う。発表校は公募し、下表のとおり調整して割り振る。			
事業内容	中学校発表校 1校 1校 1校 3校 参加者は、発表校の児童生徒の他、全小・中・特別支援学校の管理職・担当者それぞれ1名以上、参加を希望する保護者、市民とする。「くるめ学」子どもサミットの会場使用料、会場までのバス借り上げ代を負担する。「「確かな学力」の向上			職・担当者それ
	「(るめ学」 「(るめ学」 ではまでは、			
成果目標	各学校の総合的な学習の時間における「くるめ学」実践の充実			
H27 年度 の成果等	12 月に約 480 名が参加(前年度 390 名)し、第 4 回サミットを開催。「サミットが各学校の『くるめ学』の充実に役立つ」と 96% の教職員が回答し、「くるめ学」の充実につながった。			
今後の 方向性等	「くるめ学」の小中連携を推進するため、 市民・保護者の参加者を増やすための、			

評 価「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施)

昨年度よりも参加人数が増えた状況で、「くるめ学子どもサミット」を開催し、くるめ学の充実を 図ることができた。一方で、依然として学校により取組の差が見受けられることから、前年度と 同じ「概ね達成」という評価とした。

昨年度評価「〇」

O

【その他の事業】

事業名(担当課)	決算額 (千円)	評価	備考
特別支援教育進路指導事業 (学校教育課)	2, 853	0	職場実習の充実の結果、高等部卒業生38 名のうち、一般就労1名、就労移行支援9名、 就労継続支援(A・B)6名、その他22名 となり、全員の進路が保障された。
学校図書活動の推進 (教職員課・学校教育課)	小:48, 232 中:18, 990 特:1, 943	0	学校司書の研修会や市立図書館との合同研修会の実施及び学校図書館支援員による個別指導を行った。 また、学校司書のみの研修会や市立図書館との合同研修会の実施及び学校図書館支援員による個別指導を行った。 更に、司書教諭の職務理解の周知を定例校長会・定例教頭会で行い、読書活動の推進に向けた担当者の資質向上を図った。
学校事務支援事業 (教職員課)	小:60.081 中:28,698 特:1,340	0	各学校の学級数に応じて事務補助職員を 配置して、円滑な学校運営のための、学校事 務職員の支援を図った。

評価区分:「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(要改善・検討) 「-」未実施

(4) 家庭・地域の連携と学校力の向上

ア) 家庭・地域・就学前教育との協働

- ① 第2期教育改革プランの内容や学校教育の課題、家庭・地域の役割について、広報紙を年2回発行し保護者・地域に周知・浸透を図った。
- ② 0歳から中学校を卒業するまでの15年間を見通した子育で・学力保障を推進するために、学校と地域の協働による「人権のまちづくり推進協議会」の活動を支援した。
- ③ 「小・中学校コミュニティスクール(久留米版)推進事業」を活用することにより、地域の特色ある教育資源を生かし、自然調査活動、農作業体験や伝統文化体験など、地域と連携した豊かな体験的活動を実施できた。
- ④ 全ての小・中学校に設置した地域学校協議会の年3回以上の開催を図ることで、地域と連携した学校運営を推進できた。提言機能を充実させるために地域学校協議会会長等研修会を開催したことにより、学校と地域の相互理解が深まるとともに、学校関係者評価の充実につながった。
- ⑤ 各地域で、保護者や地域の協力を得て、科学工作・紙芝居・パソコン・英会話・陶芸・料理・ お茶・将棋・囲碁・農作業等の講座が開設された。
- ⑥ 幼稚園、保育所及び小学校が連携して、子どもの特性に応じた健やかな成長を目指すことを目的として設置されている久留米市幼児教育研究推進委員会(幼保小合同研修推進事業)を支援することにより、小1プロブレム等の課題の解決に対する研究を支援した。

イ) 障害のある子どもへの対応

① 平成27年度は、就学相談会を対象児250名に対して実施し、個々の状況に応じた就学先への助言を行った。発達障害への支援として「すくすく発達相談」では、のべ約300件の相談を行い、早期からの相談体制の構築を図った。「くるめSTP」が行う夏期行動療法のプログラムについては、24名の対象児童と教員スタッフ20名が参加し、その充実に対し支援を行った。

ウ)小中連携教育の推進

① 教務主任研修会等において、中学校の教務主任の小中連携コーディネーターとしての役割の周知を図るとともに、校長会・教頭会での説明を通して、中学校説明会の内容充実を図った。

エ) いじめ問題・重大事案等への支援

① 平成27年度のいじめの認知件数は、小学校538件(うち解消519件)、中学校121件(うち解消(80件)、合計659件(うち解消599件)であった。これは、国が平成27年8月に具体的事例をもとに再調査を指示し各学校が整理したことによるもので、平成25年度と比べ、26年度に引き続き急増することとなった。各学校では、「学校いじめ防止基本方針」に沿って「校内いじめ問題対策委員会」を実施するにあたり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の支援体制の充実を図った。

オ)学校ICT環境の整備推進

- ① 久留米市教育センターで毎月1回ウイルス&ネットワーク定例会を開催し、全市の小・中・特別 支援学校のウイルス検知・ネットワークトラブルの情報を共有した。
- ② リース満了を迎えたパソコン教室等の情報機器の更新を行うとともに、教育用パソコンの入れ

替え時に、配置基準を見直し、学校規模に応じた配布を行った。

カ)教師・学校間の切磋琢磨

- ① 各研究指定校で授業公開を伴う研究発表会が開催され、研究発表校に対して、校内研修推進体制及び研究内容、当日の学習指導案についての指導助言等を行った。また、参加した久留米市の教職員を通して、全学校に研究の成果を日常の授業へ活用することを促すとともに、各学校の成果や課題に応じて研究内容の深化と円滑な研究推進が行えるよう指導助言を行う等、各学校への支援を行った。
- ② 本市喫緊の教育課題解決のために、ICT活用、科学教育振興、人権・同和教育の3つの研究班を立ち上げ、調査研究を実施した。調査研究の内容は、教育センター研修会で活用するとともに、教育センター発表会で報告を行い、各学校に冊子や手引等で還元した。
- ③ 基本研修・課題研修の内容充実を図るとともに、「思考力・表現力を育む国語科の授業づくり」「正しく美しい板書の技法」「楽しく考え、みんなで学び合う社会科の授業づくり」等、15講座を企画し、実施した。また、指導力の向上をめざした断続研修において7つの講座(国語、算数、音楽、体育、道徳、学級活動、特別支援教育)を実施した。

《平成27年度に実施した事業の概要》

区分 掲載ペーシ	事業名(担当課) ★は重点事業	実施概要
重点事業19 p. 43	★小・中学校コミュニティ・スクール(久留米版)推進事業(学校教育課)	地域に開かれた信頼される学校づくりのため、地域学校協議会を 中心として学校・家庭・地域の連携を強化し、各学校の特色ある 教育活動や教育課題に対応した取組を推進した。
重点事業20 p. 44	★発達障害早期総合支援 事業 (学校教育課)	早期からの総合的な相談・支援体制整備のため、南薫小学校通級 指導教室内に「すくすく発達相談」を設置した。ADHD 児への包括 的治療プログラムを実施する「くるめ STP」に対して補助金を交 付した。
その他事業 p. 45	PTA団体助成 (教育部総務)	家庭教育と学校教育との連携を深め、児童生徒の健全育成を図るため、久留米市小学校母教師会連合会、久留米市中学校父母教師会連合会に対して補助金を交付した。
その他事業 p. 45	就学相談事業 (学校教育課)	障害のある幼児児童生徒の就学先についての相談を実施し、自立 し社会参加するための基礎となる力を育む最適な環境を選択す るための情報提供を行った。
その他事業 p. 45	情報教育環境の充実 (教育センター)	リース満了を迎えたパソコン教室等の情報機器の更新を行うと ともに、教育用パソコンの配置基準について見直しを行い、学校 規模に応じた配布を行った。
その他事業 p. 45	学校問題解決支援事業 (学校教育課)	保護者等からの要求や苦情に対して、法的・専門的な分野の専門 家からなる相談体制を確立し、学校への助言を行う。

重点事業19

_t_sp_	· 		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
事業名	·	Hゾ/ メチキド目	学校 1 8 , 1 1 5 千円 学校 7 5 5 6 千円
事業名(担) 目的等	小・中コミュニティ・スクール (久留米版)推進事業 (学校教育課) 地域の教育力を学校運営に取り入れ、様等を充実する支援を行うことにより、地域の教育力を学校通営に取り入れ、様域の教育を主体に自ら学び考える力や豊かない。 (1) 学校規模に応じた補助金の交付各学校の創意工夫を生かした特色あるのに対し、補助金の交付学校規模に応じた補助金のの実施のものに対している活動と認められるものに対している。 (2) 学校規模に応じた補助金のの実施のものでが、対域学校協議会からの提言を実働されるものを対して対して、対域学校協議会委員への報酬を担ける。 (3) 地域学校協議会委員への報酬・加えた学議会委員への報酬を負担する。 「規模に応じて支援・対域の人材等の教育の規模を活用といる。」 「規模に応じて支援・対域をあると対し、対域との交流を活用をした。」 「規模に応じて支援・対域を表表の人材を活用といる。」 「規模に応じて支援・対域を表表の人材の活用の地域での体験活動の充実」を対域を対象する。」 「規模に応じて支援・対域を表表の人材の活用の地域での体験活動の充実」を対域を対象する。」 「地域との交流」に応じて支援・地域の人が対象でが表表が表表が表表が表表が表表が表表が表表が表表が表表が表表が表表が表表が表表	中中 中央 な体験活動や教 で	学校 7,556千円 で 7,556千円 で 7,556千円 で 7,556千円 で 7,556千円 で 7,556千円 で 8,500
	【年間授業時数】 小学校 70 時間 中学校 50~70 時間	キ色ある学校づくり)
成果目標	子どもの生きる力の育成するために特色ある	学校づくりを推進	する
H27 年度 の成果等	創意工夫を生かした特色ある学校づくり校)や各学校の教育課題に対して地域学校地域が協働して課題解決活動を推進するた地域力を生かした学校運営を支援した。	協議会からの提言	に基づき、学校・家庭・
今後の 方向性等	さらに、学校・家庭・地域の三者協働の のために、(2) 学校の提案に応じた補助金 させるための補助金に組み入れ、交付金を	を(3) 地域学校協	
評価「			0

評 価「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施)

学校提案への応募は多く、総合的な学習の時間に地域力を活用し特色ある学校づくりの実現は盛んになったが、地域学校協議会からの提言への応募は少なく学校運営に地域の教育力を取り入れた学校・家庭・地域の三者協働の取組を盛んにする必要があるため、本評価とした。

昨年度評価「—」(新規事業)

重点事業20

事業名(担当課)	発達障害早期総合支援事業 (学校教育課)	H27 決算	4,593千円
目的等	早期からの一貫した効果的・総合的な支 有する支援資源についての情報の共有や 支援体制を構築する。		_ , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
事業内容	学校教育 通常の学級 通級による指導 特別支援学校 連携 連携	プログラム (ST)	P)」への支援 くるめ STP」への運営補助 業 学校達 ・小学 を ない を ない ので を ない ので
成果目標	発達障害のある子どもへの支援の充実		
H27 年度 の成果等	平成27年度には、287件の未就学児とができた。また、くるめSTPには、 床心理士、教員スタッフから指導をうけ	24 名のADHI	Oの児童が参加し、医療や臨
今後の 方向性等	未就学児や小学生の相談件数が年々増加 の指導助言のためにも、相談体制の強化 システムとして、他部局や関係機関等と	が必要である。	また、発達障害児のサポート
評価	「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」	(未達成) 「×」	(未実施)

評 価 「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施)

本事業により、関係機関と連携し、発達障害の早期発見並びに発達障害のある幼児及びその保護 者に対する相談、指導、助言等の早期支援に努め、学校教育への円滑な接続を図った。このこと により、昨年度と同様の評価としている。

昨年度評価「◎」

【その他の事業】

事業名 (担当課)	決算額 (千円)	評価	備考
PTA団体助成 (教育部総務)	2, 918	©	小学校父母教師会連合会及び中学校父母 教師会連合会に対する補助金交付により、 両団体の活動の活性化に寄与することがで きた。
就学相談事業 (学校教育課)	959	0	就学相談参加率 4.7%という高い割合で 実施している。同意率も99%と保護者のニ ーズと就学相談の内容がほぼ一致してい る。
情報教育環境の充実 (教育センター)	119, 020	0	学校の情報機器等の更新により、情報教育環境の充実を図ることができた。教育用パソコンの配布基準を見直した。
学校問題解決支援事業 (学校教育課)	107	0	過度な要求をする保護者に対する対処方 法について助言を受けることができた。 不登校や発達障害を持つ児童生徒への対 応、関係機関との連携方法について助言を 受けた。

評価区分:「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(要改善・検討) 「-」未実施

2 特色ある学校教育の実践と学校経営・運営体制の整備

《取組の概要》

学習指導要領に基づき、自ら学び考えるなど「確かな学力」と「生きる力」の育成に向け、地域 や保護者と連携した特色ある学校教育を推進した。

また、各学校がめざす教育目標の具現化を図るため、校長を中心とした指導体制の充実を図ると ともに、地域学校協議会の拡大や学校活動情報の地域・保護者への提供を図るなど家庭や地域との 協働及び開かれた学校づくりに努めた

(1) 特色ある学校教育の構築

- ① 全小・中学校で学校版環境 I S O に取組、各学校の児童会、生徒会が中心となって、ゴミ・電気・水の量を節減する取り組みを行った。また、一人一鉢で草花を育て通学路に鉢を設置し、公園等の清掃活動に取り組む等、環境への意識も高まった。
- ② 各学校における福祉教育の充実のため、市社会福祉協議会主催の福祉教育指導者講習会等への 参加を奨励した。各学校においては道徳の時間や総合的な学習の時間を通じて福祉教育の充実に 努めた。
- ③ 社会科や理科、総合的な学習の時間の授業の一環として、青少年科学館や筑後川発見館「くるめウス」を活用し、体験を通して児童生徒の知的好奇心を誘発するとともに、習得した知識を活用することで思考力・判断力・表現力を高めることができた。

(2) 学校経営の充実

① 定例校長会や定例教頭会の場で、不祥事防止(飲酒運転・体罰・わいせつ行為・個人情報の漏洩等)を中心に服務に関する注意喚起を行った。平成27年度は、本市において、講師の酒気帯び運転逮捕事件、敷地内喫煙という教職員の不祥事が発生したため、臨時校長会を実施し、綱紀の厳正な保持に対する注意喚起を重ねて行った。管理職を通じて、職員会議や研修会等の場で、教職員に係る事件・事故など、具体的な事例や新聞記事、書籍等の資料を基に、教育公務員としての使命と服務規律の徹底、意識改革等の指導を行った。

また、飲酒運転については、AUDIT(飲酒習慣スクリーニングテスト)による個人面談の 徹底を図る指導を行った。更に、小・中学校長会が自主的に「久留米市の教育の信頼回復に向け た決意」を作成し、全教職員に周知した。

個々の教職員の自己評価表や人事異動調書に基づく面接を実施し、適材適所の人事配置に努めるとともに、人事交流の促進を図った。市立高校においても、県立高校や都市立高校との研修交流を積極的に行うとともに、長期的な視野に立った人材の適正配置に努めた。

② 主幹教諭や指導教諭が配置された学校においては、教頭の校務の一部を整理した。また、教職員の指導技術の改善充実を図るため、公開授業や研修会を開催した。これらの取組により、校長を中心とした指導体制のもと、学校組織体制の充実と教職員の指導力の向上に努め、次代の本市の教育を担う人材の育成を図った。

(3) 自主的主体的な児童会・生徒会活動等の促進

① ボランティア活動やあいさつ運動、学校行事を通して、児童会・生徒会のリーダーの育成と児童生徒の自主性・主体性を育む諸活動に取り組んだ。

② 年2回の市内中学校生徒会交流会を開催し、交流会を通してリーダーの意識や自覚を向上させ、情報交換・意見交流を行うことで役員としての技能を高め、今後の活動に役立てるようにした。

(4) 市立高等学校教育の充実

- ① 進路希望に応じた類型制の実施と習熟度別授業及び少人数授業を実施した。希望進路実現に向け選択科目を設定し、生徒の多様な進路希望に対応した教育課程を作成・検討した。
- ② 海外への修学旅行を実施(1校)し、現地高校生との交流を通し英語教育の充実に努めた。また、東北地方への修学旅行を実施(1校)し、震災学習を通して生涯学習につながる学びを行った。企業への職場体験の一環として、販売実習やインターンシップを通して実社会の体験学習を行うとともに、大学訪問を行ない、久留米大学や久留米信愛女学院短期大学との連携・協力を得ながらキャリア教育及び食育の充実を図った。
- ③ 全学年・全教科において、年間計画に沿った授業の展開と学習支援を行った。また、生徒による授業評価を分析し、授業改善のため、研修部の計画により研究授業を行った。
 - 都市立高等学校連絡協議会で意見交換を行いながら、市立高等学校の活性化に取り組んだ。市の研究指定を通じて定例化した人権・同和教育課と市立高校間協議会を隔月1回開催して連携を取り合い、人権が尊重される教育活動の継続的な点検・見直しに取り組んだ。
- ④ 教職員の人権認識を高めるための研修の設定について指導助言した。どの学年でも教職員自身が個別的な人権課題当事者と出会い、学べる場を設定でき、テーマ・教材・授業のねらいや、生徒につけていきたい力等を協議、共通認識できるような研修が実施できた。また、部落問題学習を始め各学校での取組推進のための研修を行った。
- ⑤ 公職選挙法等の一部改正に伴う選挙権年齢引き下げを受けて、主権者教育の年間指導計画を作成し授業を実施した。選挙管理委員会や久留米大学等と連携を図り、模擬選挙等を通じた学習を行った。

(5) 健康と安全に関する教育、指導の充実

- ① 学校教育において、教科や特別活動の時間に、生活安全、交通安全、災害安全についての安全 学習及び避難訓練を行っている。学校訪問時に各学校の危機管理マニュアルを点検し、改善指導 を行った。また、セーフコミュニティ推進校として小森野小学校等の小学校 10 校を指定し、モデ ル校の効果的な取組を活かした安全教育の推進を図った。
- ② 全小・中・高・特別支援学校において、保護者と学ぶ規範意識育成事業を推進し、外部講師を招聘して保護者と共に、「ネットによる誹謗中傷・いじめ等防止」「薬物乱用防止」等のテーマで学習会を実施し、児童生徒の規範意識に高まりが見られた。
- ③ 学校給食においては、食物アレルギー対策が極めて重要であるため、専門の医師による管理職及び学級担任等を対象とした食物アレルギー対応研修会を行った。また、各学校における具体的対応状況を調査し、その結果を踏まえた「食物アレルギー対応の手引き」(単独校調理場版)を作成した。

《平成27年度に実施した事業の概要》

(1) 1 (人)			
区分 掲載ページ	事業名(担当課) ★は重点事業	実施概要	
重点事業 21 p. 49	★セーフスクール推進事 業 (学校教育課)	セーフスクール推進校 10 校において、学校安全の取組の課題・取組・評価を検討する組織の整備、安全学習などでの地域関係団体や関係機関の人材活用ができた。	
その他事業 p. 50	中学校活性化事業(学校教育課)	中学校の生徒会同士の交流を促進し、リーダーとしての意 識の涵養を図ることで、生徒会活動の活性化と課題の解決 を促した。	
その他事業 p. 50	定期健康診断 (学校保健課)	児童生徒の健康診断を実施し、健康管理の推進を図った。	
その他事業 p. 50	感染症予防対策 (学校保健課)	学校における健康診断、応急措置等、学校保健に係る感染 症予防対策を講じ、衛生面・安全面の向上を図った。	
その他事業 p. 50	学校保健会助成 (学校保健課)	各学校が実施する保健事業を支援することにより、学校保 健衛生の普及向上に努めた。	

重点事業21

事業名 (担当課)	セーフスクール推進事業 (学校教育課)	H27 決算	540 千円
目的等	平成26年度から30年度まで毎年10校 ニティモデル校の取組を生かした地域や関	係機関と連携し	た安全教育を推進する。
事業内容	平成30年度まで、毎年10校を 携した学校安全の取組を行う。 (1)セーフのけがですのでは、安全の作成(安全のでは、安全のでは、安全のでは、安全のでは、できます。 (1)でするでは、できまずでは、できます。 (2)でするでは、できまずでは、できまが、できまずでは、できまが、できまが、できまが、できまが、できまが、できまが、できまが、できまが	全」は対するでは、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	取組についての研修 環境づくり、安全で楽しい遊び た実践的交通教室、危険箇所や た交通安全に係る学習) の家」や危険箇所を記入した安 のの家」や危険箇所を記入した安 など・ 生かした、学校安全の課題・ 会委員 競
成果目標	学校安全体制の整備、安全学習や教職員研		7 114 117 11
H27年度 の成果等	セーフスクール推進校 10 校において、学校 織の整備、安全学習などでの地域関係団体		
今後の 方向性等	セーフスクール推進校における取組の成果 興センター災害共済給付対象けが件数等を ってきた取組の成果や課題を久留米市全小	目標指標とする	。また、モデル校や推進校で行
評 価	「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」		
セーフスクール推進校において、モデル校の取組についての研修会を行い、学校安全の取組を推進する体制の整備、地域・関係機関の人材活用等が進んだ。しかし、モデル校で行われている児童 立体の取組にまで高めることができなかったので、「〇」とする			

昨年度評価「〇」(新規事業)

主体の取組にまで高めることができなかったので、「○」とする。

【その他の事業】

事業名(担当課)	決算額 (千円)	評価	備考
中学校活性化事業 (学校教育課)	188	0	市内全校の生徒会リーダーが参加する交流会を春夏の2回開催した。市内生徒会統一スローガンの見直しを行った。
定期健康診断 (学校保健課)	小:11,705 中:7,582 特: 276 高:1,653	©	受診者数(受診率) 心臓検査:5,987人(99.2%) 尿検査:25,724人(98.6%) ぎょう虫検査:8,298人(99.9%) 結核検査(要精密検査対象者):8人⇒受診者8 人(100.0%)
感染症予防対策 (学校保健課)	小:1,615 中: 745 特: 18 高: 100	0	健康診断等で使用する器具の滅菌処理を専門 業者に委託することにより、器具等による児童 生徒への細菌感染防止ができた。
学校保健会助成 (学校保健課)	2, 419	©	学校が保護者や児童生徒等を対象とした講演会、研修等を開催し、学校保健の普及向上を図ることができた。 参加者数:児童生徒646人・保護者232人 実施校:7校(青峰小、竹野小、安武小、東国分小、城島中、江南中、櫛原中)

評価区分:「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(要改善・検討) 「-」未実施

3 学校教育環境等の整備

《取組の概要》

学校施設の整備については、老朽化により多くの建物が改築時期を迎えるなかで、耐力度調査の結果を ふまえ、改築事業を進めた。

また、小学校の小規模化対応については、特に教育課題が深刻な複式学級の回避・解消のために、小規模特認校制度を実施するとともに、久留米市立小中学校通学区域審議会において審議が重ねられた。

くわえて、社会状況の変化を踏まえ、各種就学支援制度の充実と就学環境の整備を進めた。

(1) 学校施設・設備の整備

- ① 校舎改築事業として、小学校1校、中学校1校の工事に着手し、教育環境の改善・充実を進めた。
- ② 校舎外壁改修9校、防水改修5校、便所改修3校、グラウンド改修1校、防火シャッター改修2校 を行い、学校施設の安全性を確保し、施設の長寿命化を図った。

(2) 学校規模の適正化及び通学区域の見直し

- ① 教育上の課題が特に大きい過小規模校の対応については、久留米市立小中学校通学区域審議会から 平成25年2月に出された中間答申に基づき、校区外からの児童が転入学できる小規模特認校制度を 導入した。大橋小学校・下田小学校・浮島小学校の3校を小規模特認校に指定して平成25年度及び 26年度に児童募集を行い、平成26年度は19名、平成27年度は17名の転入学があった。平成27年 8月には、2年間の制度運用状況を踏まえ、制度の評価と今後の運用について決定した。
- ② 今後は、平成27年2月に出された通学区域審議会の最終答申を踏まえ、子どもたちにとってより良い教育環境を構築することを念頭に、平成27年1月に国が策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」とも照らし合わせながら、学校の小規模化対応の方策を検討していく。
- ③ 保護者や児童・生徒の様々な状況に配慮し、保護者の申請に基づき指定校変更許可及び区域外就学 許可による対応を行った。
- ④ 中学校選択制度については、通学区域の課題解消に、より焦点を絞り申請要件を厳格化した新制度となって8年目の実施となり、本年は72名の生徒が中学校選択制度を利用した。

(3) 就学環境の整備及び就学指導

- ① 平成 27 年度は 250 名の就学相談を行い、個々の状況に応じた就学先への助言を行った。就学前の子ども達を対象とした「すくすく発達相談」ではのべ約 300 件の相談を行い、早期からの相談体制の構築を図った。
- ② 児童生徒の保護者に対して、就学援助のお知らせ文書の配布や、久留米市HP及び広報誌への掲載により、就学援助制度の周知を行った。平成27年度就学援助制度は、利用者数約6,200人、支給総額約4億5千万円程度となった。
- ③ 本市独自の奨学金制度である久留米市奨学金については、平成27年度においても昨年度と同じ85人の奨学生を採用した。一方、久留米市特別奨学金については、平成27年度末の基金の残額状況等を勘案し、新規奨学生を10人から5人に縮小し、採用した。これにより、全体では久留米市奨学生255人、特別奨学生25人の総合計280人に対して奨学金を給付した。

(4) 通学路等における児童生徒の安全確保

- ① 不審者や事故等から児童生徒を守るため、地域で自主的にパトロール活動や見守り活動を行っている団体に対し、活動に直接必要な経費等の助成や統一デザインのベストの配布を行うことで、安定した活動や見える活動の支援に努めた。(H27 年度 29 団体へ助成・350 着ベスト配布)
- ② 下校時間帯を中心に青パト2台による地域巡回パトロールを行うとともに、特に不審者情報があった地域については、重点的にパトロールを行うなど、児童生徒の安全確保に努めた。
- ③ 小学校の新1年生全員に対して防犯ブザーの配布を行い児童の安全確保に努めた。
- ④ 平成26年3月に関係機関による「久留米市通学路安全推進会議」を設置し、安全点検から対策実施までのプロセスを「通学路交通安全プログラム」として取りまとめた。平成27年度はこのプロセスに沿って、道路管理者、警察、学校、教育委員会で危険個所の合同点検を実施し、安全対策について協議・調整等を行った。

(5) 労働安全体制の充実

① 各学校に設置済みの衛生委員会の機能を充実させるための協議を行った。総括安全衛生委員会による学校視察の実施、定時退校日(月2回以上)の実施等を行った。また、時間外縮減に向けた検討を行った。

《平成27年度に実施した事業の概要》

***************************************	文化大地 ひたず未り成女//	
区分 掲載ページ	事業名(担当課) ★は重点事業	実施概要
重点事業 22	★学校施設の整備充実	児童・生徒の生命を守り、多様で新しい学習活動に対応すると
p. 53	(学校施設課)	ともに、快適な教育環境の整備を進めるため、学校施設の改築
		工事に着手した。
重点事業23	★学校施設長寿命化事業	学校施設における建替コストの縮減、改修時期の調整による財
p. 54	(学校施設課)	政の平準化、環境負荷の低減などを図るために防水・外壁工事
		などの施設の長寿命化を図った。
その他事業	学校施設維持管理事業	学校施設における機能の維持改善を図るとともに、安全で快適
p. 55	(学校施設課)	な学習環境づくりに向けて、環境整備を行った
その他事業	久留米市奨学金	経済的な理由により高等学校等の就学が困難な者に対し奨学金
p. 55	(学校教育課)	を給付した。H27 年度支給額 月額:7,000円
その他事業	就学援助事業	小・中学校に通学する児童・生徒で、経済的理由により就学が
p. 55	(学校保健課)	困難な者に対し、学用品費・給食費等を支給した。

重点事業22

事業名 (担当課)	学校施設の整備充実 (学校施設課)	H27 決算	小:647,967 千円 中:331,924 千円
目的等	児童生徒の生命を守り、多様で新しい等 境づくりに向けて、増改築事業等の整備		
事業内容	・校舎改築工事設計 1校【実 1校【基	吉小、屏水中 [施設計】篠山小 [本設計】京町小 [島小、金丸小	
成果目標	老朽化により多くの建物が改築時期を迎 踏まえ、改築事業を進める。	えることから、	今後、耐力度調査の結果等を
H27 年度 の成果等	 耐力度調査の結果を踏まえ、2 校の工事に	こ着手するなど、	計画的に改築事業を進めた。
今後の 方向性等	学校施設の老朽化対策として、今後も耐ていくが、教室不足が発生する見込みの優先に実施する必要もあるため、学校施設整備を行っていく。	学校も増加してい	いることから、増築事業を最
評 価	「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未	 達成) 「×」(未	実施)
耐力度調査	耐力度調査の結果をふまえ、2校の工事着工の他に、小学校1校の基本設計および小学校1校の		

昨年度評価「◎」」

実施設計を行うなど、計画的に改築事業を進めた。

重点事業23

の成果等 修、防水改修、屋体外部改修を図ることで施設の長寿命化を実施した。 今後の 方向性等 今後も、引き続き学校施設の長寿命化を促進するため、学校施設の安全・安心の確保、 快適な学習環境の確保、環境対応型施設への対応を図ることで施設の長寿命化を目指	事業名 (担当課)	学校施設の長寿命化事業 (学校施設課)	H27 決算	小: 265,825 千円 中: 79,382 千円 特: 37,469 千円 高: 164,471 千円
・校舎外壁改修工事 8校【工事】東国分小、南小、上津小、青峰小、城島小大塚小、青陵中、南筑 7校【設計】御井小、安武小、大藩寺小、良山中、荒木中青陵中、特別支援 1校【設計工事】久商 ・校舎防水改修工事 4校【工事】東国分小、青峰小、城島小、犬塚小 3校【設計】御井小、安武小、青陵中 1校【設計工事】久商 ・便所工事 3校【工事】特別支援、南筑、久商 3校【設計】水分、特別支援、久商 ・屋体外部改修設計 1校【設計】津福小 ・防火シャッター改修2校 大善寺小、青峰小 ・下水道切替事業 3校 竹野小、青陵中、田主丸中 ・グラウンド改修工事1校 南筑 ・東国分コミセン用地整備 ・忠魂碑等老朽化対策 ・久商弓道場改修 成果目標 学校施設の安全・安心の確保、快適な学習環境の確保、環境対応型施設への対応を図ることで施設の長寿命化を必ざす。 H27 年度 つ成果等 6 防水改修、屋体外部改修を図ることで施設の長寿命化を実施した。 今後の大の成果等 6 防水改修、屋体外部改修を図ることで施設の長寿命化を実施した。 今後の大の成果等の確保、環境対応型施設への対応を図ることで施設の長寿命化を目指	目的等			- / / / / / / / / / / / / / / / / / / /
R	事業内容	 ・校舎外壁改修工事 8校【工事】東国 犬御青 1校【設計工事】 ・校舎防水改修工事 4校【工事】東国 3校【設計】東国 3校【設計】工事】 ・便所工事 3校【工事】特別支援 3校【設計】水分 ・屋体外部改修設計 1校【設計】津福 ・防火シャッター改修2校 大善寺小、 ・下水道切替事業 3校 竹野小、青 ・グラウンド改修工事1校 南筑 ・東国分コミセン用地整備 ・忠魂碑等老朽化対策 	分小、中久 分小、 、 、 小 青安特 、 、	筑 善寺小、良山中、荒木中 城島小、犬塚小 陵中
の成果等 修、防水改修、屋体外部改修を図ることで施設の長寿命化を実施した。 今後の 方向性等 今後も、引き続き学校施設の長寿命化を促進するため、学校施設の安全・安心の確保、 快適な学習環境の確保、環境対応型施設への対応を図ることで施設の長寿命化を目指	成果目標		習環境の確保、類	環境対応型施設への対応を図
方向性等 快適な学習環境の確保、環境対応型施設への対応を図ることで施設の長寿命化を目指		学校施設の長寿命化を促進するため、国庫補助事業・起債事業を活用し、校舎外壁改		
7 0				

評 **価**「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施)

校舎外壁改修工事や防水改修工事等を施設の状況を把握し行った。ただし、便所改修工事につい ては、国庫補助未採択のため、工事着工ができなかった。

【その他の事業】

事業名(担当課)	決算額 (千円)	評価	備考
学校施設維持管理事業 (学校施設課)	小: 127,724 中: 55,560 特: 4,720 高: 22,004	©	小学校においては、保健室改修、門扉 改修、通級指導教室整備、厚生施設解体、 給水管改修、プールろ過機改修、水道管 改修の延べ10校での事業、中学校におい ては、厚生施設解体、屋外便所設置、テ ニスコート改修の延べ5校での事業、特 別支援学校においては給湯器改修事業、 高等学校においては、プール塗装、倉庫 整備、屋外便所設置事業を行った。 その他アスベスト環境測定、修繕等を 実施し、学校施設の環境改善を図った。
久留米市奨学金 (学校教育課)	22, 946	0	久留米市奨学金を 255 人、特別奨学金 を 25 人に給付し、経済的に厳しい生徒の 高等学校の就学を支援した。
就学援助事業 (学校保健課)	小: 243,050 中: 206,780 特: 36	©	久留米市の就学援助の認定基準としている国の生活保護基準が、段階的に引き下げられる中、認定者が影響を受けないように、引き下げ前の平成24年の生活保護基準を適用した。(H27年度実績)・認定者数6,211人(小:3,925人,中:2,286人)・認定率25.4%(小:24.1%,中:28.2%)

評価区分:「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(要改善・検討) 「-」未実施

4 教職員の指導力向上の推進

《取組の概要》

市独自の教育センターを設置した特性を活かし、久留米市教職員研修基本方針に基づき、教職員研修事業・教育課題研究事業・教育活動支援事業を行った。

事業推進に当たっては、旧教育研究所での事業実績、従前からの市独自研修の実績を踏まえて、県教育庁をはじめとした教育関係機関・団体等と連携し、学校現場に近い教育センターとしてのメリットを最大限に活かして、実践した研修・研究活動の充実・深化を図った。

また、校内においても、教育センター等での校外研修への教職員の積極的参加を進めながら、校内研修の充実や教職員の自主研修の促進を図り、教職員の指導力向上に努めた。

(1) 教職員研修の実施

- ① 学力の向上やいじめ・不登校への対応、人権・同和教育の推進等、本市の課題に応じた研修を 実施した。また、新任副校長・主幹教諭・指導教諭研修、新規採用学校事務職員等研修会、栄養 教諭・学校栄養職員研修会など新規研修会を実施した。
- ② 市の短期研修「思考力・表現力を育む国語科の授業づくり」「正しく美しい板書の技法」「楽しく考え、みんなで学び合う社会科の授業づくり」等、15講座を企画し、実施した。また、指導力の向上をめざした断続研修において7つの講座(国語、算数、音楽、体育、道徳、学級活動、特別支援教育)を実施した。(再掲)

(2)調査研究の充実とその成果の活用

- ① 本市喫緊の教育課題解決のために、ICT活用、科学教育振興、人権・同和教育の3つの研究班を立ち上げ、調査研究を実施した。(再掲)
- ② 調査研究の内容は、教育センター研修会で活用するとともに、教育センター発表会で報告を行い、各学校に冊子や手引等で還元した。(再掲)

(3) 教職員の指導力向上に向けた支援

- ① 教育図書・資料をデータベース化することによって、図書・資料等の貸し出しや管理を行っている。(蔵書数 5,776)また、教職員の実践的な指導力の向上のために、「情報収集力を育てる問題解決的な授業づくり」「教える空間から学び合う場へ」「見方を変えればうまくいく!特別支援教育リフレーミング」等の新刊図書105冊を購入し、図書資料の充実を図った。
- ② 全ての市立学校(小学校46校、中学校17校、特別支援学校1校、市立高校2校)から校内 研修会への講師派遣要請があり、学校教育課、人権・同和教育課、教育センターの指導主事が校 内研修会で、教職員の指導力向上へ向け、各学校の課題やニーズに応じて指導・助言を行った。
- ③ 市教育論文等の募集では、本年度99本の応募があった。また、ふくおか教育論文においては、 本年度4本の応募があった。

(4) 教育センターにおける教育相談機能の充実

- ① いじめ対応、不登校対応の研修会を「課題研修」として実施した。その中で、対応の実際について実践発表、説明、協議等を行い、生徒指導・教育相談活動の実践的な指導力向上を図った。
- ② 断続研修員への個別対応等、要請に応じ、授業づくり・学級づくりの相談への支援を行った。

(5) 学校内における教職員の指導体制の充実と能力開発の促進

- ① 教職員のニーズに応じた短期研修を15講座開設し、自主研修を促すとともに、断続研修において個人の指導力向上を図った。
- ② 県の人事評価制度に基づき、「教職員の自己評価」及び「管理職による教職員の業績評価」を行った。

《平成27年度に実施した事業の概要》

区分 掲載ページ	事業名(担当課) ★は重点事業	実施概要
重点事業24 p. 58	★教職員研修事業 (教育センター)	教職員の指導力(授業力)を高めるため、初任者、経1・2・5・10年、主任等の中堅・管理職といった経験年数と職能に応じて教職員が自己の課題に応じて主体的に研修を進めていける研修の充実を図った。
その他事業 p. 59	教育課題研究事業 (教育センター)	久留米市の教育施策を踏まえた独自の教育課題を解決するため、市独自の研究班による研究主題を設定し、調査研究を行った。また、市主催研修を通じて、その成果の普及に努めた。
その他事業 p. 59	教育活動支援事業 (教育センター)	教職員の教育活動を直接支援するため、教育資料室の整備、教育情報の提供、理科教育センター、教育論文奨励等の充実を図った。
その他事業 p. 59	情報教育推進事業 (教育センター)	学校におけるコンピュータネットワークシステムの障害 防止や障害発生時の対応を迅速に行うことで、安定的な運 用を図った。
その他事業 p. 59	教職員校内研修事業 (教職員課)	教職員の実践的な指導力を高めるため、教職員の研修や 教科等の研究を推進する団体に対して助成を行った。
その他事業 p. 59	教科等教育研究推進事業 (学校教育課)	学校教育における各教科等の教育の充実を図るため、各 種教科等研究会への補助金の交付を行った
その他事業 p. 59	国・県・市教育研究指定 事業 (学校教育課)	文部科学省や県教育委員会、市教育委員会が教育研究指 定校を指定、研究実践活動を通して、教職員の能力の向上 と教育活動の充実を図った。

重点事業24

事業名 (担当課)	教職員研修事業 (教育センター)	H27 決算	12,309 千円
目的等	未来を担う人間力を身につけた子どもを るために、教職員一人ひとりの能力と意		
事業内容	か、経験年数に応じて、の研修を行う。 イ. 職務研修 新たに任命された副校に発令された教務主任等を行い、学校経営能力の ② 課題研修 校長・割校長・教頭を対象と課題の基づいた研修を実施し、利助な知識や技能習得を図るた学力向上、いじめ、不登校へのな教育課題の解決を目指した研情勢を考慮し、研修効果を意識・専門研修 教科・領域等の専門性を高め高めるための任意研修として計で、短期研修 15 講点	成型 務 で 長等の し各め対修し る画を 関来 に く職 主主上 管掌研、なが め実	教職員のライフステージに 園(教育改革プランの重点記 の充実した研修を実施する。 対象者を特定した悉皆研修 が大きながり、 が大きながりでする。 指導教論等のではいか、 がおいる事門的な研修 がいいる事門的な研修 がいいる事門的な研修 を対象に関する事のである。 を対象を対象とし、様々 を対象を対象といる。 を対象を対象を対象を対象を を対象を対象を対象を を対象を対象を を対象を対象を を対象を対象を 特選・・ を図る。
成果目標	評価指標:専門研修アンケートで「役に 90%以上	立った」(大変活	満足・満足)とした者の割合
H27 年度 の成果等	受講対象者の実態を踏まえ、県の研修体 演習や実践に直結する内容を多く取り入 修では、受講者の満足度が(大変満足・	れたことで理解	を促すことができた。専門研
今後の 方向性等	初任者の増加に対応したり、研修内容の 教育センターの人的対応が急務である。 児童生徒と関わる時間の確保のため研修		

評 価「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施)

 \bigcirc

本市の教職員の実態に応じた内容を企画し、実施した。特に喫緊の教育課題を図ること、第 2期久留米市教育改革プランの重点課題に対応する研修会を実施したことに受講者の満足度 も得ることができた。

昨年度評価「⊚」

【その他の事業】

事業名 (担当課)	決算額 (千円)	評価	備考
教育課題研究事業 (教育センター)	472	0	久留米市喫緊の教育課題のうち、教育 部関係各課と協議し3つの研究(人権・ 同和教育、科学教育の振興、ICT活用) を研究員15名で実施することができた。
教育活動支援事業 (教育センター)	1,924	0	市の教育実践記録に 99 点の応募があり、久留米市の教育実践の質の向上が図られた。理科教育センターでは、学習指導要領の理科の本質を見据えた授業づくりや理科作品展を実施できた。
情報教育推進事業 (教育センター)	36, 824	©	学校におけるコンピュータネットワークシステムの障害防止や障害発生時の対応を迅速に行い、安定的な運用を行うことができた。
教職員校内研修事業 (教職員課)	小:1,368 中: 776 特: 115	0	小中学校の校長会・教頭会や特別支援 学校への財政支援を行うことで、各種団 体の目的に応じた活動を活性化し、教職 員の育成や校務運営に生かすことができ た。
教科等教育研究推進事業 (学校教育課)	2, 661	©	特別支援教育研究協議会、学校図書館協議会、小学校教育研究会、中学校教育研究会への助成により、各種研究会や研修会が開催された。
国・県・市教育研究指定 事業 (学校教育課)	小:1,750 中:1,250	©	市指定3年次研究発表会が京町小・南薫小・高牟礼中で、2年次中間報告会が、 荘島小、津福小、荒木中で開催された。 また、金島小・明星中・田主丸中の3 校を新規に市指定校として指定した。

評価区分:「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(要改善・検討) 「-」未実施

ii 青少年健全育成の積極的な推進

1 総合的な青少年健全育成施策の推進と青少年の問題行動対策

《取組の概要》

青少年の健全育成は社会全体の課題である。そのため、関係機関や青少年育成団体と一体となった 全市的な青少年育成事業や、地域の青少年関係団体や少年育成指導員と連携して地域の健全育成の推 進に努めた。

また、青少年を取り巻く社会環境の変化等により、青少年が関係する事件、あるいは青少年が巻き込まれる事件が発生している。そのため、学校・家庭・地域の関係団体等と連携し、非行や薬物乱用防止を効果的に推進するための非行防止教室や薬物乱用防止教室の開催など、青少年の問題行動の未然防止・啓発に努めるとともに、登下校時の見守り活動や巡回活動を行うことでの児童生徒の安全確保、更に、社会人としての自覚、自立を促すことで、非行からの立ち直り支援に取り組んだ。

(1) 全市的な青少年健全育成の推進

① 青少年の健全育成を推進するため、青少年育成市民会議をはじめ、地域の青少年育成団体等との連携し、全市的な健全育成活動に取り組むことにより、青少年の健全育成に対する市民の意識の高揚に努めた。

(2) 地域における青少年健全育成の推進と青少年指導体制の充実

- ① 校区青少年育成協議会をはじめとする地域の青少年育成団体、学校等との情報の共有化に努めながら、連携して青少年の問題行動の未然防止や即時対応などに努めることで、健全育成活動の活性化を図った。
- ② 地域で青少年の問題行動対策や健全育成活動を推進する少年育成指導員に対し、声かけなどの 基本的な研修や専門性を高めるための研修を行うことで知識の向上に努めるとともに、専任少年 指導員との連携を密にすることにより、地域における活動の強化、指導体制の充実に努めた。
- ③ 書店やコンビニエンスストア等の有害図書類の陳列状況や、インターネットカフェの深夜入場禁止の掲示の確認、年齢確認の状況等の立ち入り調査を行うことで、青少年の有害環境の浄化に努めた。
- ④ 青少年の様々な悩みに対応する「ヤングテレホンくるめ」や不登校に関する教育相談のPRカード、リーフレット等により広く周知活動に努めるとともに、職員の知識習得を図った。

(3) 青少年の非行を生まない社会づくりの推進

- ① 家庭や学校、地域の青少年関係団体、関係機関で構成する「久留米市青少年の非行を生まない社会づくり推進対策本部」を中心に、非行・薬物乱用防止や子どもの安全確保、立ち直り支援の青少年対策に一体的かつ連携して取り組むとともに、地域全体で「子どもの安全安心のまちづくり」に取り組むことの重要性についての広報啓発を行った。
- ② 小学校高学年を対象とした薬物乱用防止教室や、薬物の怖さや害を早期に教育することで、新たな乱用少年の発生を防止するとともに、低・中学年を対象に非行防止教室を開催し、規範意識の醸成や命の大切さを学ばせることに取り組んだ。

また、「危険ドラッグ」撲滅に向け、児童生徒を指導する立場にある教師を対象とした「危険ドラッグ」防止啓発研修を行うなど、薬物乱用防止の啓発活動に取り組んだ。

(H27 年度実績 薬物乱用防止教室 49 校:非行防止教室 19 校)

③ 児童生徒が安心して生活できるよう、地域の子ども安全パトロール隊が安定的に活動できるよう支援するとともに、被害防止の観点から、不審者等に遭遇した際の対応についての啓発に取り組んだ。

また、市内の高校生がスマホや自転車の適正利用について、高校生たちが自ら課題や対策を考えることで、より意識を高めていくことを目的とした討論会を行った。

(H27 年度実績 安全パトロール隊助成 29 校区・1,594 千円)

④ 非行等の問題を抱える少年の居場所である「みらくるホーム」を活動拠点に、規範意識の醸成や就学、就労等の少年が立ち直るための支援を行うことで、一日も早く社会人としての自覚や社会的自立ができるよう努めた。

(H27 年度新規登録少年 24 名・H27 年度就労による終了少年 16 名)

《平成27年度に実施した事業の概要》

区分 掲載ページ	事業名(担当課) ★は重点事業	実施概要
重点事業25 p. 62	★「青少年の非行を生まない社会づくり事業」 (青少年育成課)	子どもの「安全安心のまちづくり」を推進するため、地域や学校、関係団体等と連携した啓発活動を推進した。また、家庭教育力の向上のための支援や、登下校時の児童生徒の安全確保や見守り活動に対して支援を行った。
重点事業26 p. 63	★立ち直り支援の実施 (青少年育成課)	問題を抱える青少年に対し、社会人としての自覚を促し、学習や就労支援等の必要な支援や、奉仕活動やレクリエーション活動などの体験活動を行い、早期の立ち直りを図った。
その他事業 p. 64	青少年健全育成の推進 (青少年育成課)	青少年の健全育成を推進するため、青少年育成市民会議 や校区の青少年育成協議会など、地域や学校、関係団体等 と連携して市民の意識を高める活動に取り組んだ。
その他事業 p. 64	健全育成指導の充実 (青少年育成課)	専任少年指導員や特別少年補導員による街頭指導、学校 への支援、また、地域における青少年の健全育成を担う少 年育成指導員の活動充実を図った。

重点事業25

事業名(担当課)	青少年の非行を生まない社会づくり事業 (青少年育成課) H27 決第	8,211 千円
目的等	久留米市長を本部長とした「青少年の非行を生まない社会づくを中心に、家庭や学校、関係団体等の構成団体が一体となって対策に取り組むことで、社会全体で子どもたちが安心して生活の実現を目指す。	、様々な青少年
事業内容	久留米市青少年の非行を生まない社会づくり推進対策 【構成団体】 久留米市、久留米市議会、久留米蓍察署、うきは蓍察署、久留米少年を ンター、筑後地区蓍察署少年補導員連絡会、久留米三井薬剤師会、久間 談所、久留米公共安定所、久留米保護区保護司会、久留米更生女性会、 央ロータリークラブ、久留米ライオンズクラブ、国際ソロブチミスト/ 留米市保健所、久留米市教育委員会、北筑後教育事務所、久留米市寺/ 民会議、久留米市校区青少年育成協議会連絡会議、久留米市小学校校/ 米市小学校父母教師会連合会、久留米市中学校生徒指導連絡協議会、久 学校父母教師会連合会、久留米地区高等学校生徒指導協議会、南薫子/ トロール隊、未来少年久留米運営会議、久留米市防犯協会連合会(以上 ネットワークの構築 三つの青少年対策 〇少年非行・薬物乱用防止対策 〇位全育成・安全確保対策 〇立ち直り支援推進 総合的な取り組み 非行を生まない社会の実現	ナポートセ 留米児童相 久留米中 久留等人 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田
成果目標	子どもの健やかな成長を地域で支える社会を目指す。	
H27 年度 の成果等	平成 27 年度は、スマホや自転車の適正な利用について、 考えることで、生徒自身の意識を高める初めての試みである 討論会」を実施するとともに、市民に対する広報啓発を行っ	「高校生による
今後の 方向性等	青少年の健全育成は、地域全体で取り組むべき課題であるこ 民が活動へ参加するよう、継続した啓発活動を行うことで市民の ともに、青少年自身が参加する取り組みを実施する。	
評 価	「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施)	0
対策本部の	構成団体の参加のもと、生徒を対象とした新たな活動を実施する 解	ることができた。 年度評価「〇」

重点事業26 平成27年度 重点事業シート

事業名 (担当課)	非行を生まない社会づくり事業 (立ち直り支援)(青少年育成課) H27 決算 (6,622千円)
目的等	非行等の問題を抱える20歳未満の無職少年等に対し、非行が深刻化、悪質化しないように、また、早期に社会的自立ができるよう、学習あるいは就労等の必要な支援を、より効果的、効率的に継続して行うことで、暴力団への加入防止や非行からの立ち直りを図る。
事業内容	大会 大会 大会 大会 大会 大会 大会 大会
成果目標	支援対象少年の居場所利用及び資格取得や就学、就労を促進する。
H27 年度 の成果等	平成 27 年度は、新たに支援を開始した少年 24 名を含め 35 名に対する支援を実施したが、就学や就労により少年 17 名の支援を終了することができた。
の成果寺 今後の 方向性等	学校や保護司会、警察などの関係機関等との連携強化による、居場所としての機能充実を図るとともに、関係機関や支援少年からの情報発信による新たな対象少年の居場所提供、支援の実施により非行からの早期の立ち直りを図る。
評 価	「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施)
	ホーム」の体験活動に、各関係団体や協力事業者からの参加も増え、少年の社会性の るなど、立ち直りへの意識が高まっている。

昨年度評価「〇」

【その他の事業】

事業名(担当課)	決算額 (千円)	評価	備考
青少年健全育成の推進 (青少年育成課)	17, 538	0	青少年の健全育成を推進するため、青少年育成市民会議や校区の青少年育成協議会など、地域や学校、関係団体等と連携して市民の意識を高める活動に取り組んだ。
健全育成指導の充実 (青少年育成課)	17, 645	0	平成27年度の指導員による喫煙、怠学等の指導件数は863件と減少傾向であるが、同一少年の指導が多いことから、不良行為等を行わないよう継続的に関わることが必要である。

評価区分:「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(要改善・検討) 「-」未実施

2 青少年の体験活動の推進と家庭・地域社会の教育力の向上

《取組の概要》

子どもたちの生きる力の育成や家庭・地域社会の教育力の向上を図るため、学校・家庭・地域社会 及び関係機関が連携し、子どもたちの様々な体験活動を推進するとともに、家庭教育への支援を行う。

(1) 青少年の体験活動の推進

- ① 家庭、地域社会の中で青少年の「生きる力」を育むため、青年ボランティアと連携しながら、「少年の翼」をはじめとする様々な事業を通じた体験活動の場と機会の提供に努める。
- ② 地域スポーツ活動に対して学校施設の開放を図った。

(2) 家庭・地域社会の教育力の向上への取組

- ① 青少年の健全育成の基本である家庭及び地域の教育力向上のため、各地域で行われる家庭教育をテーマにした講演会に対して講師派遣にかかる支援を行った。
- ③ 年6回発行の広報誌「青少年のきずな」により、家庭教育等の重要性についての啓発や情報提供を行った。

《平成27年度に実施した事業の概要》

区分	事業名(担当課)	cha lata line are		
掲載ページ	★は重点事業	実施概要		
重点事業27	★体験活動推進事業	少年の翼、アドベンチャーキャンプ、わくわく遊友体		
p. 66	(生涯学習推進課)	験などの体験活動事業を通じ、団体生活の楽しさや友情		
		の深まりなどを体験する場を創出し、子どもたちの自主		
		性・協調性・創造性を育む。		

重点事業27

事業名 (担当課)	体験活動推進事業(少年の翼事業) (生涯学習推進課)		⊭) H27	7 決算 3,602 千月		3,602	千円
目的等	次代を担う子どもが集い、沖縄での本研修を中心に事前・事後の研修を通して友情を深めながら、団体生活の楽しさを学び、団体や地域・学校の活動に積極的に参加する子どもを育成する。						
	①指導員募集	②·	子ども募集		③指導員	員研修	
	3月中旬~4月中旬	4 月 年	中旬~5月上旬		5月上旬~	6月下旬	
	対象: 18歳~39歳 (高校生除く) 人数:35名程度		学5年生~中学生 20名程度	● 指導員同士の人間関係づくり ● 安全管理に対する意識づくり ● レクリエーション研修 ● 普通救命講習			
	④事前研修		⑤本	研修		⑥事後研修	;
市 ** +	7月(1泊2日)	市外	8月(4泊	5日) 丼	中縄	9月(1日) ក	市内
事業内容	協力し合える関係づくり集団生活における規律の共有沖縄についての学習		● 地元小学校との交流● 沖縄の海での自然体験● ひめゆりの塔での平和学習● 琉球ガラスコップの製作体験		● ふりかえり		
	○ 自ら考え行動する自立心○ 仲間を思いやれる優しさ○ 新しいことに挑戦する意欲○ 地域・学校の活動に進んで参加する積極性○ 学年や学校を超えた交流によるコミュニケーション能力						
成果目標	参加者(子ども)の地域・	学校等行	事への参加意欲度	80%以上	-		
H27 年度の	平成 27 年度から実施され	1た市内小	中学校の夏季休業	短縮の影響	響を受け、	120 名程度の募集	集に対
成果等	して参加者が88名と大幅						
今後の 方向性等	参加者の満足度も高く、多くのリピーターが存在することを考えると、事業意義や活動内容は、高い水準を保っていると考えられるが、夏季休業短縮を考慮した本研修実施時期や規模の見直しなどの検討が必要である。						
評 価 「@	評 価「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施) O						
	親元を離れた4泊5日の長くなっていく姿が見られ						

子ども達は、親元を離れた4泊5日の長い団体生活と、様々な研修メニューを経験する中で、友情を深め、心身ともに逞しくなっていく姿が見られ、アンケート結果からは、参加者・保護者の満足度が高いことが伺える。 また、指導員の満足度も高く、青年ボランティアの育成にも寄与している。 **昨年度評価「一」**

iii 生涯学習都市づくりの推進

1 生涯学習・社会教育の推進

《取組の概要》

心の豊かさや生きがいのための学習意欲の増大や、社会経済の変化への対応が求められている中、「人々が、生涯を通じて、いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される」ような生涯学習社会の構築は極めて重要な課題となっている。

このため、地域に根差し、潤いと活力に満ちた生涯学習都市づくりをめざすため、学習活動の拠点である社会教育施設の円滑な維持運営を図った。

また、市民の学習ニーズに対応した多種・多様な学習の機会や場を提供し、併せて活動を促進する ための体制の整備やネットワークの構築を図ることにより、市民の自主的な学習能力を高め、主体的 な学習・教育、芸術・文化、体育・スポーツの諸活動を奨励・促進した。

さらに、市民の学習や実践活動の成果を積極的に活用できる場を提供することにより、さらなる市民の学習機会を拡充するとともに、生涯学習の一層の推進を図った。

(1) 多様な学習機会・情報の提供

- ① 市民の自発的な生涯学習活動の促進を図るため、今日的学習課題や市民ニーズに対応した市民 講座・教室を開催し、青少年から高齢者まで、対象に即した多様な学習機会を提供した。
- ② 市民に対する生涯学習情報提供のため、久留米市生涯学習情報提供サイト「えーるネット」の 充実を図るとともに、学習相談の充実に努めた。
- ③ 地域における市民の主体的な学習活動を促進するため、委嘱学級の充実など、校区コミュニティセンター活動等を支援するとともに、学校外活動の促進など地域を拠点とした家庭・地域教育の振興を図った。
- ④ 市民の多様な資料・情報要求に応えるため、図書館資料整備計画に基づき図書資料、福祉資料等を収集し蔵書の充実に努めた。また、多様な研修に参加することでの司書職員のスキルアップを図った。さらに、新たに検索・予約機能などが充実した新図書館総合管理システムやバリアフリー対応の移動図書館車両への更新、視覚障害者情報総合ネットワークへの加入などにより、快適な読書環境の整備や福祉サービスの充実に取り組んだ。

第2次久留米市子どもの読書活動推進計画に基づき、児童向け図書の計画的な整備、関係部局 との連携による事業の進行管理を行った。あわせてボランティアのスキルアップのために養成講 座や交流会を開催し、図書館・学校・家庭での読書活動の推進に努めた。

(2) 生涯学習の人材育成と学習ネットワークの整備

- ① 社会教育団体の運営や活動を指導する社会教育指導者の育成に努めるとともに、地域における 指導者の発掘・養成や学習内容の充実のためのコーディネート機能を持った人材の育成を図り、 生涯学習活動の促進に努めた。
- ② 地域の各施設・団体等の機能強化と地域に内在する教育資源や人材の発掘を推進し、活用を図るとともに、生涯学習活動を支援するボランティア体制の充実を図った。
- ③ 市民の学習成果を活用するため、学習ボランティアサークルを育成するとともに、既成のグループ・サークルを市民ボランティアとして活用する市民学習発展推進事業に取り組んだ。

- ④ 市民による主体的な生涯学習都市づくりを促進するため、生涯学習関連団体・グループ間の連携と協調を図り、久留米生涯学習推進市民協会(LL ネットコアくるめ)の機能充実に努めた。
- ⑤ 生涯学習センター・そよ風ホール・城島総合文化センター・市立図書館などの中核施設と、校 区コミュニティセンター等の地域教育施設との生涯学習ネットワークを強化し、連携事業の充実 を図った。

(3) 豊かな学びの場の整備

- ① 市民の学習ニーズに対応するため、市立図書館などの蔵書整備など、学習基盤となる施設機能の充実を図った。
- ② 市民の生涯学習促進のための中核施設である生涯学習センター・そよ風ホール・城島総合文化センター等の施設の維持補修を進め、安全に安心して学習できる環境づくりを進めた。

《平成27年度に実施した事業の概要》

区分 掲載ページ	事業名(担当課) ★は重点事業	実施概要
重点事業 28 p. 70	★地域生涯学習振興事 業 (生涯学習推進課)	校区等において実施される委嘱学級や土曜塾をはじめとする生涯学習事業に対して、財政支援や指導者の養成などの各種 支援を行い、地域における生涯学習の振興を図った。
重点事業 29 p. 71	★子どもの読書環境整 備事業 (中央図書館)	「第2次久留米市子どもの読書活動推進計画」(平成24年度 ~平成28年度)に基づき、子どもたち一人ひとりの豊かな人間 形成に資するため、子どもの読書活動を推進する環境整備を進 めた。児童図書の充実に加え、各図書館でそれぞれ講演会や読 み聞かせ、ボランティア研修など様々な事業に取り組んだ。
重点事業 30 p. 72	★図書館整備事業 (中央図書館)	快適な読書空間の提供と図書館機能の充実に向け、その基盤整備を行い、生涯学習ニーズに対応した。 ○図書館資料の整備充実(約24,600冊購入) ○図書館施設整備(老朽化した高圧受変電設備を更新) ○図書館福祉サービスボランティア活動支援
その他事業 p. 73	社会教育団体助成(生涯学習推進課)	LLネットコア久留米や子ども会連合会、女性の会婦人会連絡協議会をはじめとする各社会教育団体の活動振興のため、財源支援や活動助言、指導等の各種支援を行う。
その他事業 p. 73	生涯学習センター活用事 業 (生涯学習推進課)	各地域における生涯学習センターを広く活用した各種講座 等を実施することにより、市民の生涯学習の推進を図った。
その他事業 p. 73	生涯学習センター維持補 修事業 (生涯学習推進課)	生涯学習センターについて、経年劣化に応じた維持補修を行った。

区分 掲載ページ	事業名(担当課) ★は重点事業	実施概要
その他事業 p. 73	そよ風ホール維持補修事 業 (生涯学習推進課)	そよ風ホールについて、経年劣化に応じた維持補修を行った。
その他事業 p. 73	城島総合文化センター維 持補修事業 (生涯学習推進課)	城島総合文化センターについて、経年劣化に応じた維持補修を行った。
その他事業 p. 73	ブックスタート事業 (中央図書館)	対象者参加率 60.3% (1,866 組) [平成 26 年度 58.4% (1,778 組)] ※ 久留米市への転入者でブックスタートに該当する乳児がいる世帯に対して、転入時の窓口での案内に加えて、案内はがきを直接郵送する取組みを行っている。

重点事業28

事業名 (担当課)	地域生涯学習振興事業 (委嘱学級)(生涯学習推進課)	H27 決算	6,813千円			
目的等	市民が暮らす一番身近な地域である校区を単位として、教養の向上、健康福祉の増進、 人権や環境、防災等の市民ニーズや地域課題に応じた生涯学習活動を推進し、事業を通 じた地域コミュニティづくりを図るため、校区コミュニティ組織に対して、委嘱学級の 運営に係る財政支援や指導者養成などの支援を行う。					
	市 運営支援・開設支援 1学級あたり 95, 000 円の補助 校区コミュニティ組織 委嘱学級					
事業内容	市民ニーズや地域課題に応じた生涯学習活動 【学級】 学習時間=年間12回(1回2時間以上)、1学級15人以上 ・まちづくり学級・家庭教育学級・高齢者学級・女性学級 など 【学習単元】 ・人権同和問題・男女共同参画・地域課題・健康課題 ・ボランティア・環境問題・福祉課題・消費生活・防災 など					
	・生涯学習活動を追	通じた地域コミュ 	Lニティづくり			
成果目標 H27 年度の成 果等	全小学校区での実施 27年度は、校区への学級開講を働きかけ、4校区で新たに委嘱学級が開講し、71学級(高齢者23、女性21、家庭教育7、地域12、その他8)で、延べ17,484名が人権・女性問題、家庭教育、防災、環境、歴史、介護、健康、料理等を学んだ。					
今後の 方向性等	題、家庭教育、防災、環境、歴史、介護、健康、科理等を学んだ。 広く、住民に学習の機会を提供するため、また、まちづくり・人づくりのコミュニティ 組織化の方針に資するために、学級訪問を積極的に行い、学級運営の実態を把握したい。 併せて、旧市、旧4町の未設置校区や1学級しか開設していない校区に対して、学級開 設へ向けた働きかけや支援を行っていきたい。					
評 価 「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施)						

27年度は、学級未開設校区に対し、委嘱学級交流会に参加してもらう等、開設へ向けた働きかけや支援を行った

昨年度評価「—」

結果、4校区で新たに委嘱学級が開設され、学級開設校区は46校区中40校区となった。

重点事業29

事業名 (担当課)	子どもの読書環境整備事業 (中央図書館)	H27 決算	2,653千円			
目的等	「久留米市子どもの読書活動推進計画」 な生活を送り健やかに成長するための環境	•	とちが読書を通して心豊か			
	 ●三つの目標 1 市民、地域、行政の連携協力 2 子どもたちが自由に本に接することができるような環境整備 3 市民一人ひとりの理解と関心を高める ● 5 0 の施策 					
事業内容	家庭・地域 幼稚園・保育所 ○ブックスター ト ○読み聞かせ実施 ○絵本スペース整 備など(3項目) 及など(15項目)	学校 ②全校一斉読書 ○司書教諭・学校 図書館司書配置 研修充実など(項目)	○地域メディアを活 用した広報活動など			
	子どもの読書活動を社会全体で支えていく					
成果目標	前年度比 児童図書整備2,000冊増					
H27 年度 の成果等	 ● 児童図書の冊数: 243,401 冊 (対前年度比 4,748 冊増) ● こっこちゃんおはなし会 (0~2歳児向け)とこぐまちゃんおはなし会 (2~3歳児向け)月1回実施。(参加者延べ 426名)※一部屋外でのあおぞらおはなし会として開催。平成27年度から新たに中央図書館でぬいぐるみおとまり会、城島・三潴図書館で赤ちゃん向けおはなし会を実施した。 ● 小学生を対象に1日図書館員の実施 (参加者16名)、 ● ブックトーク事業 (ブックトークをきいてみよう)対象学年を拡大して年2回実施(参加者延べ98人)小学校へのブックトークボランティア派遣2校 ●子育て中の保護者を対象にした絵本紹介を年4回実施(参加者延べ46名) 					
今後の 方向性等	学校を通した読書推進事業の展開(ブッ 書館・学校読み聞かせボランティアの支		図書リストの配布、学校図			

評 価「◎」(達成)「○」(概ね達成)「△」(未達成)「×」(未実施)

0

児童図書は引き続き目標を上回る蔵書整備が出来た。

- ・ 乳幼児期の読書推進として、年齢別のおはなし会や保護者向けの絵本紹介を引き続き取り組んだ。
- ・ 小学生向けの読書推進事業として、1日図書館員を実施した。
- ・ ブックトークでは対象学年の拡大のほか学校訪問なども積極的に実施した。

昨年度評価「◎」

重点事業30

主	_					
事業名 (担当課)	図書館整備 (中央図書館	-	H27 決算	75,269千円		
目的等	快適な読書空間の提供と図書館機能の充実に向け、その基盤整備を行い、生 涯学習ニーズに対応する。					
	図書館整備・図書館資料の充実					
事業内容	図書館整備・図書館資料の充美 (購入・寄贈等) 図書及びAV 約40,000点					
成果目標	平成27年度 貸出冊数 1,650千冊 (市民センター図書室などを含まない。)					
H27 年度 の成果等	(市民センター図書室などを含まない。) ●平成27年度貸出冊数:1,588,181冊(対前年度比102%、対目標比96%) ●移動図書館車をバリアフリー対応車両に更新した。(15,980千円) ●図書館総合管理システムを検索・予約機能などが充実した新システムに更新した。 ●中央館の老朽化した高圧受変電設備を更新した(2,225千円) ●視覚障害者情報総合ネットワーク(サピエ)の加入による資料の相互利用により約12万点の福祉資料の提供が可能になった。					
今後の 方向性等	 ●郷土資料の収集や提供、電子化などを通じた地域情報拠点機能の向上 ●図書館資料に加え、インターネットなど様々な媒体を活用したレファレンスの向上 ●効果的・効率的な資料収集と魅力ある企画展示や書架づくりによる貸出冊数増加 ●移動図書館車両を活用するための巡回場所の見直し。 ●司書職員の専門性向上のための派遣研修の充実、館内OJT・研修の充実 					
評	価 「⊚」(達成) 「	○」(概ね達成) 「△」(未達成)	「×」(未実施)	0		
		至を下回ったが、平成28 多動図書館車両・総合管理				

【その他の事業】

事業名 (担当課)	決算額 (千円)	評価	備考
社会教育団体支援事業 (生涯学習推進課)	21, 170	0	社会教育団体に、財政的支援や助 言・指導をし、活動等の充実を図っ た。
生涯学習センター活用事業 (生涯学習推進課)	7, 354	0	生涯学習センター利用者数 341,564 人
生涯学習センター維持補修事業 (生涯学習推進課)	14, 537	0	・非常用発電装置整備事業 ・吸収式冷温水機ブラッシング洗浄など
そよ風ホール維持補修事業 (生涯学習推進課)	9, 901	0	下水道供用開始に伴う切替工事及び 施設・設備の老朽化による維持補修
城島総合文化センター維持補 修事業 (生涯学習推進課)	28, 283	0	・直流電源装置整流器交換 ・外壁改修工事
ブックスタート事業 (中央図書館)	3, 724	0	対象者参加率 60.3% (1,866 組) 〔平成 26 年度 58.4% (1,778 組)〕 ※ 久留米市への転入者でブックス タートに該当する乳児がいる世帯 に対して、転入時の窓口での案内 に加えて、案内はがきを直接郵送 する取組みを行っている。

評価区分:「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(要改善・検討) 「-」未実施

2 活力あふれる市民スポーツの振興

《取組の概要》

活力あふれる市民スポーツの振興と、豊かなスポーツライフの創造・地域づくり」のために、久留 米市スポーツ振興基本計画に基づき、生涯の各時期にわたり、それぞれの体力や年齢、目的に応じて スポーツを楽しむことができるスポーツ環境づくりを推進した。

また、市民の多種多様なスポーツニーズに対応するため、きめ細やかに支援できる推進体制の整備、 充実に努めた。

さらに、スポーツ施設の整備充実、指導者の養成と資質の向上を図るとともに、競技スポーツから コミュニティスポーツに至るまで市民参加を促進する多様なプログラムの提供を通じて、生涯スポー ツの振興に努めた。

(1) 活力あふれるスポーツの場の整備

- ① 市が主催するスポーツ教室等に加え、指定管理者の自主事業であるスポーツ教室等への協力を 通じて施設利用の促進に努めた。
- ② 野球場事務所等改修工事、筑後川漕艇場屋上防水工事、田主丸テニスコート改修工事、などを 実施した。
- ③ スポーツ施設の利便性を図るため、公共施設予約システムによる施設利用状況の提供に努めるとともに、関係諸団体との協議を随時行うこととした。
- ④ 地域のコミュニティ団体等で構成する施設開放運営委員会方式による学校体育施設の開放を全ての市立小中学校及び特別支援学校で行い、地域スポーツの活動の場の確保に努めた。

(2) 競技スポーツの振興

(公財)久留米市体育協会を通じて同協会の加盟競技団体の育成・支援を行った。加盟団体を主体として各種競技大会を開催することで、競技スポーツの振興を図り、また、九州大会・全国大会に出場する個人及び団体に対する奨励金の贈呈、全国大会優勝者に対する市長表彰を行うことで、競技者・競技団体の意欲喚起を図った。

(3) 市民スポーツの育成

- ① 「スポーツは楽しい」を基本とする、スポーツ実施の動機付けとなるような体験型のスポーツ 教室を実施した。
 - ・泳げない子どものための水泳教室(6月、8月、10月)、初心者弓道体験教室(8月)、初心者ヨガ教室」(9月)、子どもスポーツ教室(10月)、走り方教室(11月)、貯筋運動教室(1月)
- ② 市民同士や近隣地域との交流を目的として、次の大会を開催、支援又は参画した。
 - ・筑後川Eボートフェスティバル (9月)、久留米オリンピック (10月)、クロスロードスポーツ・レクリエーション大会 (11月:小郡市で開催)

(4) スポーツ振興の仕組みづくり

- ① 「久留米市スポーツ振興基本計画」の重点項目として位置付けた【子どもの体力向上】について、新たな取組として、幼児期からの運動推進のための運動能力調査を実施した。今後もこの取組を継続することで、指導者の育成、スキルアップを図り、子どもの運動機会の増加や習慣化を推進していく。
- ② (公財)久留米市体育協会に対して組織と事業の充実・強化を図るため、運営費の助成を行った。
- ③「筑西・ゆめクラブ」・「桜花台クラブ」の2クラブに対しては、事務局機能を強化し、自立を促すために事務局運営費補助金を交付した。

《平成27年度に実施した事業の概要》

区分 掲載ページ	事業名(担当課) ★は重点事業	実施概要
重点事業 31 p. 76	★総合型地域スポーツ クラブ支援事業 (体育スポーツ課)	地域住民主体による、子どもからお年寄りまで、「いつでも、どこでも、だれでも」が気軽に参加できる総合型地域スポーツクラブの活動等を支援した。
重点事業 32 p. 77	★総合武道館整備事業 (体育スポーツ課)	福岡県立久留米スポーツセンター体育館と久留米市武道 館及び弓道場の一体的改築に伴う実施設計を行った。
その他事業 p. 78	(公財) 久留米市体育協 会助成事業 (体育スポーツ課)	市民スポーツの担い手である体育協会を通じて、各種競技団体の育成や市民スポーツの参加を促すための教室やイベントを開催するとともに、各種大会への参加奨励や青少年スポーツ活動等への助成を行った。
その他事業 p. 78	スポーツ交流推進事業 (体育スポーツ課)	スポーツを通じて、近隣市町村との交流を推進し、お互いの 友好親睦を深めることで活動の広域化を図り、市民スポーツ を振興した。
その他事業 p. 78	スポーツ大会振興事業 (体育スポーツ課)	各種スポーツの全国・九州レベルの大会を誘致開催することにより、市民のスポーツ技術向上とスポーツを始めるきっかけをつくり、競技スポーツの振興を図った。
その他事業 p. 78	MICE 誘致推進事業 (体育スポーツ課)	東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ地誘致 の取り組みを行った。
その他事業 p. 78	市民スポーツ推進事業 (体育スポーツ課)	普段運動をしていない人を対象にスポーツ教室を行った。
その他事業 p. 78	体育施設維持補修事業 (体育スポーツ課)	野球場内部・トイレ改修などを行った。

重点事業31

事業名 (担当課)	総合型地域スポーツクラブ支援事業 (体育スポーツ課)	H27 決算	1,	4 4 8 千円			
目的等	生涯スポーツの推進及びスポーツを通じた健康づくりの推進のため、子どもから高齢者 まで気軽に、身近にスポーツに取り組める体制の整備						
事業内容	総合型地域スポーツクラブとは、地域住民が自主的 指導を受け、市民がそれぞれの体力や年齢、技術、見 も」スポーツに親しみ、幅広い年齢層との交流を行い 現在7つある総合型地域スポーツクラブが各自補助 でいくことを目標としており、既に5つの総合型地域 一市民のスポーツ実施率(週に1回のスポーツを ことにより、健康で健全な社会を構築する。 (指導者養成事業/軽スポーツ教室の実施/競技スポーツを (指導者養成事業/軽スポーツ教室の実施/競技スポーツを (指導者養成事業/経スポーツ教室の実施/競技スポーツを (をスポーツ教室の実施/ウラブを (軽スポーツ教室の実施/少年スポーツ教室の (軽スポーツ教室の実施/少年スポーツ教室の 市民が身近に手軽に参加できるクラブ 受益者負担型(自主運営)地域に	興味、目的に応い支援のににつって、これに対しに対して、これに対し、これに対して、これに対して、これに対し、これに対し、これに対しに対し、これに対し、これに対し、これに対しに対し、これに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに	(、「いつでも、の。会を移った。事業を補助金は終める3%から 50%に引きがから 50%に引きがから 50%に引きがから 50%に引き	こでも、だれで として補助金を クラブを運営し 了している。			
成果目標	既に設立している7クラブの活動事業・事務局運営基盤づくりの支援						
H27 年度 の成果等	平成27年度は総合型地域スポーツクラブ2ヶ所へ補助を行い、平成28年度は1ヶ 所へ補助を実施している。						
今後の 方向性等	平成29年度以降は市からの補助はなくなり、総合型地域スポーツクラブへの側面的 支援など市の関わり方を整理する必要がある。						
評	価 「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施)	0			
28年度で	各クラブへの補助金が終了し、予定通り支援が	実施できた。	昨年	度評価「—」			

重点事業32

事業名 (担当課)	総合武道館整備事業 (体育スポーツ課)	H27 決算	112,213 千円		
目的等	老朽化している福岡県立久留米スポーツ 道場の一体的改築について、福岡県と連				
事業内容	老朽化している福岡県立久留米スポーツー道場の一体的改築について、福岡県と連打 〈平成27年度の主な内容〉 ・実施設計 ・既存施設(武道館・弓道場)の解体工芸 〈今後のスケジュール〉 ・平成28年度~平成29年度 本体工 ・平成30年度春 供用開	携しながら実施。 事 等 事			
成果目標	平成30年度供用開始				
H27 年度 の成果等	計画通りに実施設計、解体工事等を実施することができた。				
今後の 方向性等					
評 個	「 ○」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」	(未達成) 「×」	(未実施)		
福岡県及び競技団体等との調整を図りながら、実施設計を完了し、特に解体工事に着手し、 完了できたことは、十分に目標を達成できたと判断できる。					

昨年度評価「◎」

【その他の事業】

事業名 (担当課)	決算額 (千円)	評価	備考
(公財) 久留米市体育協会助成 事業 (体育スポーツ課)	31, 996	0	市民のスポーツニーズに沿った各種スポーツ教室の企画・開催を行うとともに、加盟団体や、各種大会への補助を充実させ、経費削減(節電等)にも努めた。一方で、公益的なスポーツ事業展開、市のスポーツ振興を目的とし H26.7.1 に公益財団法人へ移行した。
スポーツ交流推進事業(体育スポーツ課)	12, 002	0	クロスロード地域(久留米市、小郡市、 うきは市、基山町)によるスポーツレク リエーション祭、Eボート大会等、各大 会ともに概ね参加者増を達成し、スポー ツ交流の推進を図ることができた。
スポーツ大会振興事業 (体育スポーツ課)	8, 713	©	西日本規模のグラウンド・ゴルフ大会、全国規模の紫灘旗弓道大会、国際大会であるベストアメニティカップ国際女子テニス大会へ補助金を交付し、市競技レベルの向上とスポーツ振興を図ることができた。
MICE 誘致推進事業(H26 繰越) (体育スポーツ課)	414	©	平成30年オープン予定の(仮称)久留米スポーツセンター体育館や平成32年東京オリンピック・パラリンピックを見据え、全国・九州規模のスポーツ大会の誘致や事前キャンプ誘致を推進している。
市民スポーツ推進事業 (体育スポーツ課)	374	0	運動習慣のない人向けのスポーツ教 室をモデル的に実施した。
体育施設維持補修事業 (体育スポーツ課)	56, 317	©	野球場内部トイレ改修等を行った。

評価区分:「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(要改善・検討) 「-」未実施

3 文化財の保護と活用

《取組の概要》

国民の共有財産である文化財を保存・保護するとともに、それぞれの文化財の特性を活かした積極的な活用を図る。市民が歴史や伝統を身近に感じ、親しみ、暮らしに生かす機会を提供し、市民の郷土愛を醸成するとともに、魅力あふれる歴史環境の未来への継承に努めた。

(1) 文化財を守り伝える

- ① 埋蔵文化財発掘調査においては、開発と文化財保護の調整を図るとともに、事業の効率化、迅速化及び標準化など円滑な実施に努め、併せて調査結果の公表のため報告書を刊行するなど、市民の理解と協力を得る取組を行った。
- ② 埋蔵文化財センターを中心に、埋蔵文化財の整理・保存と調査・研究を行うとともに、生涯学習・教育活動の場としての活用を図った。
- ③ 継続して寺町の建造物調査を実施した。

(2) 文化財に親しむ

- ① 地域の文化財を紹介する小冊子である「歴史散歩」の No.41「平和への祈り」〜久留米戦争史跡〜及び、残部僅少となった No.16「三島家長屋門」を発行し、文化財の周知、文化財保護の啓発・普及を図った。
- ② 生涯学習振興の観点から、埋蔵文化財センターでの考古資料展や、六ツ門図書館展示コーナーでの企画展等を開催し、その他、歴史探訪「坂本繁二郎ゆかりの地巡り」、学校の総合的な学習の時間における体験学習など、地域に根ざした文化財を学び、親しむ機会の充実に努めた。
- ③ 文化財の管理及び普及活動を行う22団体に対し、補助金の交付及び助言を行うことで、文化財の保護、周知普及を図った。
- ④ 市民が文化財に親しみ、理解することができるよう県指定有形民俗文化財「あげ舟」、「鷲塚古墳」などの説明板等の整備や「上津校区の文化財マップ」の作成を行った。
- ⑤ 「歴史博物館」の建設に備え、資料の調査を行うとともに、収集した資料の保存作業に取り組んだ。さらに、資料管理データの追加入力を行い、資料を有効活用できる検索システムを充実し、市民からの問い合わせの回答や資料貸出しを行った。また、六ツ門図書館展示コーナーを会場として、「戦後 7 0 年 平和資料展」6,695 人、「みんなの特撮ヒーロー -戦後日本の大衆文化-」3,939 人、「むかしのくらし展」6,317 人を開催した。さらに、他部局主催として、「防災展」831 人、「暮らしの中の人権 $I \cdot II$ 」538 人、「人権ポスター展」500 人を開催した。

(3) 文化財を暮らしに生かす

- ① 筑後国府跡については、史跡の公有化を進めるとともに、保存活用計画策定に向けた検討を継続した。また、御塚権現塚史跡の広場、おおはし歴史公園、大塚古墳歴史公園などの歴史公園については、地域の学校などの歴史学習や、地域住民のレクリエーションの場として活用された。また、歴史遺産を固有のストーリーで整理し、保存活用を図る歴史ルートづくり事業に着手した。
- ② 市内に現存する歴史的建造物の活用を図るため、寺町に所在する寺院を調査し基礎資料とした。 坂本繁二郎生家においては、展示会・コンサート・小学生向けの体験講座など、さまざまな事業 を実施し、まちづくりの拠点や歴史的教材としての活用を図った。

《平成27年度に実施した事業の概要》

区分	また 美施 した 事業の 概要》 事業名 (担当課)					
掲載ページ	★は重点事業	実施概要				
104%	八15至357	地域文化を知り、創造し、継承するための生涯学習施設				
 重点事業33	 ★歴史博物館整備事業	として歴史博物館の整備を図った。六ツ門図書館展示コー				
p. 81	(文化財保護課)	ナーでは、博物館資料の展示・公開や体験学習を通して集				
P	(5 (1 <u>0</u>), (7), (8)	客効果を高め、博物館建設への市民意識の高揚を図った。				
		久留米市を代表する文化遺産である筑後国府跡を市民が				
	 ★筑後国府跡歴史公園整	身近な場所で歴史を感じることができる歴史公園として保				
重点事業34	備事業	存整備することにより、市民の「郷土」に対する愛着心を				
p. 82	(文化財保護課)	高めるとともに、その魅力を未来に向けて継承した。また、				
		引き続き計画的な土地公有化を推進した。				
		開発に際し、埋蔵文化財の現状保存ができないと判断し				
その他事業	 発掘調査事業	た場合は、記録のため発掘調査を行った。同時に、わが国				
p. 83	(文化財保護課)	及び久留米地域の歴史・文化等への理解を促し、市民の郷				
		土愛の醸成を目指し、その成果を公表した。				
		発掘調査に伴う出土品や記録類を集中管理し調査研究す				
その他事業	埋蔵文化財センター事業	るとともに、市民の多様な文化的活動を支援するための展				
p. 83	(文化財保護課)	示会の開催や、学校教育の「総合的な学習の時間」の支援				
		事業等を実施した。				
その他事業	歴史的建造物保存整備事	市内に残る歴史的価値のある建造物の調査・保存・整備・				
p. 83	業	活用を図り、市民が身近な場所で歴史を感じながら暮らす				
p. 00	(文化財保護課)	ことのできるまちづくりを推進した。				
その他事業	 史跡等環境整備事業	史跡等の文化財が、地域の特性を生かし、市民が歴史に				
p. 83	(文化財保護課)	親しみながら憩う「歴史の広場」として活用できるように				
p. 00		管理を行うとともに整備についての検討を進めた。				
その他事業	文化財周知事業(くるめ	文化財に対する市民の理解と保護思想の高揚を図るた				
p. 83	歴史のさと事業)	め、説明板設置や歴史探訪等の事業、歴史散歩等印刷物の				
p. oo	(文化財保護課)	作成など文化財周知、普及活動を展開した。				
		地域の歴史をテーマにしたストーリーに基づき、エリア				
その他事業	 歴史ルートづくり事業	内の歴史遺産を整理することにより文化財の保護と活用を				
p. 83	(文化財保護課)	図る。平成27年度は高良山エリアについて2件のストーリ				
_		一を構成するとともに、歴史遺産活用の拠点として史跡や				
		歴史公園等の施設管理や、エリア内の環境整備を進めた。				
		久留米城下町に唯一残る武家屋敷である坂本繁二郎の生 ウ (古ばウ) (1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
その他事業	坂本繁二郎生家活用事業	家(市指定文化財)を保存・活用し、後世へ伝えるための				
p. 83	(文化財保護課)	展示会等を実施した。また、重要な地域資源としてPRし、				
		貸室の新規利用者の獲得や他団体主催イベントの会場やコー				
		一スに使用して頂くなど、多方面で活用することが出来た。				

重点事業33

事業名(担当課)	歴史博物館整備検討事業 (文化財保護課)	H27 決算	8,326千円				
目的等	市民がふるさとの歴史や風土など地域の を通じた学習の場として、かつ、魅力あ						
事業内容	生涯学習の場としての歴史博物館の整備 ① 地域の歴史と文化を学ぶことができる資料の調査・収集を行い保存・修復に努める。 ② 資料の展示・公開を図り、歴史博物館建設に向けて、市民の意識高揚を図る。 地域を愛する心の醸成 地域の歴史と文化の理解						
成果目標	平成27年度 歴史博物館建設に向けて、ソフト面の整備を行う。 歴史資料の調査・収集・保存・修復・購入、収蔵庫の整備、歴史資料のデータベース 化、六ツ門図書館における企画展の充実 入場者19,000人 長門石保管の旧庁舎石材の活用						
H27 年度 の成果等	六ツ門図書館展示コーナーでは、「戦後70年 平和資料展」、「みんなの特撮ヒーロー 一戦後日本の大衆文化一」、「むかしのくらし展」などの企画展を開催し、年間目標を超える 19,434 人の入館者を迎えることができた。旧庁舎石材については、庁内関係部局と協議し活用についての調整を進めた。						
今後の 方向性等	六ツ門図書館展示コーナーなど、展示 習活動の支援に努め、さらに博物館建設 市民の問い合わせや展示会の出品資料の 境の整備が必要である。	機運の醸成を図	っていく。				
=T: /T							

評 価「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施)

0

歴史博物館建設に向けてのソフト面の整備や新収蔵資料管理検索システムへの移行、資料のデータベース化及び既に入力していたデータの修正等の作業を着実に進めている。六ツ門図書館展示コーナーでは、戦後 70 年の節目に開催した「平和資料展」の関心が非常に高く、そのため、数値目標であった 19,000 人を超える 19,434 人の入場者数を達成できた。また、旧庁舎石材についても活用を図った。以上の点から平成 27 年度の目標は十分に達成できたと判断できる。

昨年度評価「◎」

重点事業34

事業名 (担当課)	筑後国府跡歴史公園整備事業 (文化財保護課)	H27 決算	78,346千円						
目的等		古代都市である筑後国府跡遺跡を保存整備し、市民が身近な場所で歴史を感じることにより、「まち」に対する愛着心を高めるとともに、その魅力を未来に向けて継承する。							
事業内容	歴史公園整備に向け 計画的な土地公司 り、部分供用を含を検討することに 期の歴史公園を目まれて 東跡筑後国府跡 意いの場、生涯学習の場、学校教	で有化を図めた整備 より、早 まが まり、早 まが まり、早 まが おす。 歴史公園の整備 からゆる場面での	験(探検)の場						
成果目標	公有化事業の実施								
H27 年度 の成果等	史跡地の管理として、草刈りを実施した。用地取得では、2件の宅地に対して、 移転補償費を算出し交渉にあたった。1件の土地買上げを行っている。								
今後の 方向性等	国司館地区では、3名の地権者を残すのみとなっており、重点的に公有化を行い、歴史公園の整備を先行して行う。								
評 価	「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(5	未達成) 「×」(未実施)						
	の協議を重ねながら着実に公有化を進めて地権者と協議調整を図っていく必要がる								

【その他の事業】

事業名(担当課)	決算額 (千円)	評価	備考
発掘調査事業 (文化財保護課)	73,215 (機材整備 事業費含む)	0	・事前確認件数 637 件 ・発掘調査件数 16 件 ・調査報告書刊行 12 冊
埋蔵文化財センター事業 (文化財保護課)	2, 398	0	考古資料展来館者 1,447 人 *センターの年間来館者は 2,295 人と 目標の 2,000 人を超えた。
歴史的建造物保存整備事業 (文化財保護課)	2,001	0	・歴史的建造物調査の一環として、寺 町の寺院群の調査を継続して行って いる。
史跡等環境整備事業 (文化財保護課)	3, 635	©	・史跡地等の管理(安国寺甕棺墓群他)・高良山神籠石指定地の防災対策のための実施設計業務・市費補助金交付(高良大社のつつじ、味水御井神社のクロガネモチ、鹿毛家住宅)
文化財周知事業(くるめ歴史のさと事業) (文化財保護課)	1, 284	0	・説明板設置・板面交換 4件 ・上津校区の文化財マップ・歴史散歩 No.16 (再版)、No.41「平和への祈り」 の発行 ・歴史探訪の実施
歴史ルートづくり事業 (文化財保護課)	13, 877	0	 ・史跡及び・歴史公園等の管理 ・地域の歴史をテーマにしたストーリーの作成(2件) ・重要文化財高良大社保存修理事業への補助金交付 ・高良山神籠石指定地等の環境整備(樹木剪定等)
坂本繁二郎生家活用事業 (文化財保護課)	338		 ・企画展2回、体験講座6回、坂本繁二郎生誕記念コンサートを開催 ・入場者6,639人

評価区分:「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(要改善・検討) 「-」未実施

iv 人権のまちづくりの推進

《取組の概要》

中学校区内の学校・園・家庭・地域が連携し、15年間を見通した子ども達の学力(生きる力=学習理解力・豊かな感性・確かな人権認識としての学力)を保障することを目指し、もって久留米市人権教育・啓発基本指針に基づく、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決を図る「人権が尊重されるまちづくり」に資することを目的として、人権教育・啓発活動を進めた。

1 人権のまちづくりの推進

- ① 「人権教育・啓発推進事業」を通して、中学校区人権のまちづくり推進協議会への支援を行い、 学社連携を図るとともに、地域の人権課題の実状をふまえた取組の充実、より住民主導の取組へ の移行を進めた。
- ② 人権のまちづくり学園コミュニティ研修会において、取組の参考となるように具体的実践の報告や各地域の取組の情報交換を行い、学校・家庭や地域との連携をより推進していくための支援を行った。
- ③ 今までの成果と今後解決すべき課題を明らかにし、解決のための手立てを策定・実践するために、平成26年度に引き続き、モデル中学校区への行政の関係各課による重点的支援を行った。
- ④ 仲間づくり研究班チームにおいては、子どもの人間関係をつくる力が低下していると思われる 現状から、今まで人権・同和教育に携わった教職員が編み出した「仲間づくり」の視点や手法の 研究を行い冊子化に向けて準備を行った。
- ⑤ 学校と家庭・地域の日常的なつながりを深め、地域の教育力を活かした学校教育と社会教育が 連携した人権のまちづくりを推進した。
- ⑥ 「なるほど人権セミナー」や「人権のまちづくりコーディネーター講座」等の事業を実施し、 同和問題や男女共同参画に関する問題などの様々な人権問題に関する学習の場を提供することで、 地域での人権学習活動の振興を図った。

2 同和地区児童生徒及び住民に対する教育・啓発活動

- ① 教育集会所運営審議会を開催し、同和地区住民及び近隣地域住民の民主的・組織的な教育・啓発活動の促進に努めた。
- ② 学習指導員を配置し、基礎的基本的な学習内容の定着や、家庭における学習の習慣化など必要な指導を行った。また、人権・同和教育課職員と学習指導員との情報交換の場を毎週1回もち、児童生徒の生活状況や学習の状況、今後の指導の在り方等を確認しながら学力保障の取組を進めた。

《平成27年度に実施した事業の概要》

区分 掲載ページ	事業名(担当課) ★は重点事業	実施概要
重点事業 35 p. 86	★人権教育・啓発推進事 業 (人権・同和教育課)	全中学校区に設置した「人権のまちづくり推進協議会」において、中学校区内の学校、家庭、地域が連携し、人権教育・啓発を推し進め、差別をなくす意志と実践力を身につけた豊かな人権感覚を持った市民の育成を図った。 平成26年度に引き続き、モデル中学校区への行政の関係各課による重点的支援を行った。
その他事業 p. 87	社会人権・同和教育事業 (人権・同和教育課)	社会人権・同和教育研修等による団体等の育成及び少年 期における人権啓発活動等の所要の事業を実施するなど社 会人権・同和教育を推進し、差別のない地域社会の実現を 目指した。
その他事業 p. 87	小・中・高等学校人権・ 同和教育事業 (人権・同和教育課)	部落差別をはじめとする様々な差別の現実に学び教職員 の人権についての認識を深めるとともに、その研究成果を 広く啓発・普及することによって、人権・同和教育の振興・ 充実を図った。「学習理解力」「確かな人権認識」「豊かな 感性」を併せ持った「学力」を培う学習活動の研究と実践 を推進した。
その他事業 p. 87	学校人権・同和教育事業 (人権・同和教育課)	差別をなくす意志と実践力を持った児童生徒を育成し、 社会に根強く残っている差別意識を解消するため、久留米 市人権・同和教育研究協議会の育成、質問教室の実施、就 園・就学・進学奨励金等の給付など、基本的人権を尊重す る意識を醸成する教育活動を推進した。
その他事業 p. 87	社会人権・同和研修事業 (生涯学習推進課)	同和問題や男女共同参画に関する問題はじめとする様々な人権問題に関して「なるほど人権セミナー」などの啓発事業を実施したほか、人権・同和教育を推進するリーダーの養成、啓発資料の作成、校区コミュニティセンター等における人権学習の振興を図った。

重点事業35 平成27年度 重点事業シート

エルデスリ	0 一次27 千及 至ぶず未り	<u> </u>
事業名 (担当課)	人権教育·啓発推進事業 (人権・同和教育課)	7,110千円
目的等	中学校区内の学校・家庭・地域が連携し、15年間を見理解力・豊かな感性・人権認識)を保障することを目育・啓発基本指針に基づく、同和問題をはじめとするる「人権が尊重されるまちづくり」に資することを目	指し、もって久留米市人権教あらゆる人権問題の解決を図
事業内容		(17 校区) コミュニティ ・団体等の連携)
成果目標	「中学校区人権のまちづくり推進協議会」の充実を図 別をなくす努力をする」市民の割合30%	の、次回意識調査における「差
H27 年度の 成果等	モデル中学校区において、地域の人々や児童・生徒に 人の存在を伝え、また、その思いに接する機会を設け れるまちづくりに対する地域住民の意識の向上を図る	ることにより、人権が尊重さ
今後の 方向性等	モデル校区における取組を、人権のまちづくりブロッ して発信するなど、各中学校区人権のまちづくり推進 活動の活性化に努める。	
新 海 (a)	」(李冉)「○」(柳与李冉)「△」(七李冉)「∨」(七字梅)	0

評 価「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施)

0

平成 27 年度市政アンケートモニター「くるモニ」において、「同和問題をはじめとするあらゆる人権問題を解決するために、どんなことをすればよいと思いますか」の問いに対し、52.4%の方が、「差別をなくす努力をする」と回答したことから上記の評価とした。 **昨年度評価「〇」**

【その他の事業】

事業名 (担当課)	決算額 (千円)	評価	備考
社会人権・同和教育事業 (人権・同和教育課)	11, 796	0	団体主催研修等参加延べ人数…1,522名 研究集会等参加延べ人数…148名
小・中・高等学校人権・同和 教育事業 (人権・同和教育課)	3,000 小 1,750 中 750 高 500	0	9指定校のうち安武小、宮ノ陣中、久留 米商業高等学校の3校が研究報告会を行 い、水分小、御井小、荒木小が中間報告会 を行い、人権が尊重される学校作りのあり 方などの研究成果の公開を行った。
学校人権・同和教育事業 (人権・同和教育課)	22, 639	0	学習指導員を配置するなど、質問教室の 支援を行った。質問教室をとおして地区児 童生徒の自立心を養成するとともに、学力 の向上を図った。
社会人権·同和研修事業 (生涯学習推進課)	1, 651	0	なるほど人権セミナー 参加延べ人数:2,040名 人権のまちづくりコーディネーター講座 参加延べ人数:156名

評価区分:「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(要改善・検討) 「-」未実施

v 行政改革、財政構造改善計画の取組

《取組の概要》

近年の厳しい社会状況を背景に、効果的な市民サービスの実現と効率的な行政の展開を図るため、 久留米市新行政改革行動計画に基づき、学校給食調理業務や学校校務員業務の委託化、PFI 手法による 中央学校給食共同調理場の運営、社会教育施設における指定管理者による管理運営などに取り組む。

- ① 小学校及び特別支援学校の給食調理業務について、新規に小学校4校(西国分、西牟田、犬塚、 三潴)及び特別支援学校1校の民間委託を開始し、平成27年度から完全民間委託化となった。 (自校方式42校(小学校39校・中学校2校・特別支援学校1校)及び田主丸学校給食共同調理場)
- ② PFI 事業者の調理・配送等の業務状況について、日常及び定期的なモニタリング(実地確認、業務報告書の確認、協議等)を行い、円滑かつ安定的な管理運営の実施に努めた。
- ③ 非常勤司書採用によるサービス向上を図るとともに、中央館と地域館との組織統合やマニュアル整備などによりサービス水準確保と効率的運営に努めている。
- ④ 生涯学習センター、勤労青少年ホーム及び体育施設の主なものについて、指定管理者による管理運営を実施した。

vi 教育委員会の活性化

《取組の概要》

教育委員会会議においては、効果的で円滑な教育行政の運営が図られるよう、教育行政の基本的な 方針や具体的な施策、議決案件、報告事項について審議・検討した。審議・検討に際しては、事前の 資料提供、学校や社会教育施設を視察・訪問するなど、各委員の多様な意見が得られるよう教育委員 会会議の深化を図った。

また、効果的な教育行政の推進や市民等への説明責任を果たす観点から、教育委員会活動について 点検・評価を行った。

1 開かれた教育委員会の取組

- ① 市ホームページにて次回の教育委員会会議の開催日時・場所等を掲載するとともに、会議終了 後には毎月の議案、会議録について公開した。
- ② 児童生徒や教職員の意向を把握し、教育行政に反映することができるように、学校・社会施設等で移動教育委員会(H27年度1回)を行った。また、学校の研究発表会や卒・入学式等の様々な行事への教育委員の活発な参加が行われた。
- ③ 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に関する点検評価について、市議会に報告後、市ホームページにて公表を行った。

2 教育委員会活動の充実・高度化

教育事務所管内の教育長会議や教育委員研修会及び福岡県女性教育委員研修会等を通じ、他市町村の教育委員会委員との意見交換を行い、活動状況や先進的取組事例等の情報収集を行った。

また、教育委員間の意見交換を行う場としての教育委員懇談会を設置するなど、教育委員会活動の更なる活性化を図った。

3 行政としての一体的な取組の強化

市長部局の特別職と教育長との定期的な協議(トップ会議)や部長会を通じて、市政策を踏まえた 教育行政の推進に努めた。教育委員会業務を補助執行している協働推進部、市民文化部、子ども未来 部とは頻繁に協議・連携を行いながら業務を遂行した。

また、教育行政との関係が深い分野の所管部局とも連携し、久留米市総合計画に基づく、一体的、総合的な行政の展開を図った。

《平成27年度に実施した事業の概要》

事業名(担当課) ★は重点事業	実施概要	決算額 (千円)	評価	備考
移動教育委員会 の開催 (教育部総務)	特色ある教育や市で取り組 んで欲しい教育への要望な どを把握するために、現地視 察や地域の教育関係者等と の意見交換を行った。	1	0	江南中学校にて移動教育委員 会を行い、社会教育施設や学校 等の状況の把握、教育行政への 反映を図った。
ホームページの 充実 (教育部総務)	情報化社会に対応するため、 情報の発信・収集のしくみを 研究し、ホームページの充実 を図った。	I	0	市公式ホームページにおいて、教育委員会会議の開催情報等を随時更新した。

評価区分: 「 \bigcirc 」(達成) 「 \bigcirc 」(概ね達成) 「 \triangle 」(未達成) 「 \times 」(要改善・検討) 「-」未実施

Ⅲ 重点事業の推移(平成25-27年度)

- i 生きる力を育む学校教育の充実
 - 1 教育改革プランの推進
 - (1) 健やかな体の育成

No.	平成25年度	No.	平成26年度	No.	平成27年度
1	食育プログラム研究推進【◎】	1	食育プログラム研究推進【◎】	1	食育プログラム研究推進【△】
2	食育啓発・促進【○】	2	食育啓発・促進【○】	2	食育啓発・促進【○】
3	医療的ケア対応【○】	3	医療的ケア対応【◎】	3	医療的ケア対応【◎】

(2) 豊かな心の育成

No.	平成25年度	No.	平成26年度	No.	平成27年度
4	心の教育(小・特)【〇】	4	心の教育(小・特・高)【〇】	4	心の教育(小・特・高)【〇】
5	心の教育(中学)【〇】	5	心の教育(中学)【〇】	5	心の教育(中学)【〇】
6	生徒指導助手活用【〇】	6	生徒指導助手活用【◎】	6	小学校不登校対応【〇】 前年度No.6を再編
7	SSW活用【〇】	7	SSW活用【〇】	7	SSW活用【〇】
8	校内適応指導教室【〇】	8	校内適応指導教室【〇】	8	中学校不登校対応【◎】 前年度No.8を再編
9	不登校児童生徒訪問【○】	9	不登校児童生徒訪問【〇】	9	不登校児童生徒対策【◎】 H27年度その他の事業から重点事業へ
10	生徒指導充実【〇】	10	生徒指導充実【〇】	10	不登校児童生徒訪問【〇】
11	中学校美術振興【◎】	11	中学校美術振興【◎】	11	生徒指導充実【〇】
12	くるめ学こどもサミット【〇】			12	中学校美術振興【◎】
13	くるめ学副読本改訂【◎】				

(3) 確かな学力の育成

No.	平成25年度	No.	平成26年度	No.	平成27年度
14	小・中学校学力調査【○】	12	小・中学校学力調査【○】	13	小・中学校学力調査【○】
15	小学校少人数授業【〇】	13	小学校少人数授業【〇】	14	小学校学力アップ【〇】 前年度No.13, 17を再編
16	中学校少人数授業【△】	14	中学校少人数授業【◎】	15	中学校学力アップ【◎】 前年度No.14, 17, 20を再編
17	ALT活用【◎】	15	ALT活用【◎】	16	ALT活用【〇】
18	特別教育支援員活用【〇】	16	特別教育支援員活用【〇】	17	特別教育支援員活用【〇】
19	学習習慣定着支援【〇】	17	学習習慣定着支援【〇】	18	くるめ学子どもサミット【〇】
		18	くるめ学副読本改訂【〇】 H26年度「確かな学力」へ移動、事業終了		
		19	くるめ学子どもサミット【〇】 H26年度「確かな学力」へ移動		

(4) 家庭地域との連携

No.	平成25年度	No.	平成26年度	No.	平成27年度
20	小中連携コーディネーター【〇】	20	小中連携コーディネーター【〇】	19	コミュニティ・スクール【〇】 前年度No.21を再編
			21生き活きスクール【○】	l	発達障害早期支援【◎】
22	発達障害早期支援【◎】	22	発達障害早期支援【◎】		

2 特色ある教育・学校経営整備

No.	平成25年度	No.	平成26年度	No.	平成27年度
23	学校給食充実【◎】	23	セーフスクール推進【〇】 H26年度新規事業	21	セーフスクール推進【〇】
			学校給食充実【◎】 H26年度事業終了		

3 学校教育環境整備

No.	平成25年度	No.	平成26年度	No.	平成27年度
24	学校施設の整備充実【◎】	25	学校施設の整備充実【◎】	22	学校施設の整備充実【◎】
25	学校施設の長寿命化【○】	26	学校施設の長寿命化【◎】	23	学校施設の長寿命化【〇】

4 教職員の指導力向上

No.	平成25年度	No.	平成26年度	No.	平成27年度
				24	教職員研修【◎】 H27年度その他の事業から重点事業へ

ii 青少年健全育成の積極的な推進

1 総合的な青少年健全育成の推進と青少年の問題行動対策

No.	平成25年度	No.	平成26年度	No.	平成27年度
26	非行を生まない社会づくり【〇】	27	非行を生まない社会づくり【○】	25	非行を生まない社会づくり【〇】
27	非行等青少年居場所づくり【〇】	28	非行等青少年居場所づくり【〇】	26	非行等青少年居場所づくり【〇】

2 青少年の体験活動の推進と家庭・地域社会の教育力の向上

No.	平成25年度	No.	平成26年度	No.	平成27年度
28	学校外活動支援【○】	29	学校外活動支援【◎】		体験活動推進【〇】 前年度No.29,30を再編
29	わくわく遊友体験【○】	30	わくわく遊友体験【○】		

iii 生涯学習都市づくりの推進

1 生涯学習・社会教育の推進

No.	平成25年度	No.	平成26年度	No.	平成27年度
30	子どもの読書環境整備【◎】	31	子どもの読書環境整備【◎】	28	地域生涯学習振興【○】 H27年度新規重点事業として再編
31	図書館整備【○】	32	図書館整備【○】	29	子どもの読書環境整備【◎】
				30	図書館整備【○】

2 活力ある市民スポーツの振興

No.	平成25年度	No.	平成26年度	No.	平成27年度
32	生涯スポーツ振興体制整備【〇】	33	生涯スポーツ振興体制整備【〇】		総合型スポーツクラブ支援【〇】 前年度No.33を再編
33	スポーツ施設の整備活用【◎】	34	スポーツ施設の整備活用【◎】	32	総合武道館整備【◎】 前年度№34を再編

3 文化財の保護と活用

No	平成25年度	No.	平成26年度	No.	平成27年度
34	歴史博物館整備【◎】	35	歴史博物館整備【◎】	33	歴史博物館整備【◎】
35	筑後国府跡整備【○】	36	筑後国府跡整備【○】	34	筑後国府跡整備【○】

iv 人権のまちづくりの推進

No.	平成25年度	No.	平成26年度	No.	平成27年度
36	人権教育・啓発推進【○】	37	人権教育・啓発推進【○】	35	人権教育・啓発推進【◎】

第5 今後の方向性について

学校教育

I 基本的な考え方

平成28年度は、「教育に関する大綱」に掲げられた本市の教育理念と基本目標を踏まえ、平成28年度から31年度を計画期間とした第3期教育改革プランにおいて、様々な教育施策を推進していく。

まずは、第1期・第2期プランの計画期間中において達成できなかった学力等の重点課題への対応に向けて、これまでの改革プランの取組を基盤としつつ、さらに発展させる形で施策を推進する。加えて、急速なグローバル化の進展により、異文化理解や異文化コミュニケーションが重要になることを踏まえ、外国語教育の充実を図り、子どもたちが国際社会の中で生き抜くために必要な資質や能力を育成する。

次に、安心して学べる学級づくりや楽しい学校生活が送れるように、不登校やいじめ問題への対策を行う。

さらに、児童生徒一人ひとりを大切にする視点から、人権意識の確立や特別支援教育の充実に取り組み、併せて、学校・家庭・地域との連携強化を図るため、久留米版小・中学校コミュニティ・スクールの取組を推進する。

また、学校施設の整備・充実については、引き続き、安全かつ快適な学校施設整備を目指し、国庫補助等を活用しながら、施設の長寿命化や老朽化した校舎等の改築を実施する。

加えて、子どもたちにより良い教育環境を構築するための学校小規模化対応を関連部局と連携を図りながら推進していく。

その他にも、学校給食の充実など、広く市民の理解と協力を得ながら、より効率的かつ効果的な教育行政施策の推進に努める。

Ⅱ 重点取組

1 第3期教育改革プランに基づく教育施策の実施

平成28年度は、取組効果の持続と課題の改善を基本方針として、第3期教育改革プランにおいて ①わかる授業、②たのしい学校、③久留米版コミュニティ・スクールの推進 の3点から重点化し 事業を推進する。

(1) わかる授業【学力の保障と向上】 ~授業がわかる、学ぶ楽しさがわかる~

授業や校内研修を見直し、子どもに基礎的・基本的な知識・技能を定着させるとともに思考力・ 判断力・表現力等を伸ばすことで、授業がわかり、学ぶ楽しさを味わうことができる子どもを育 てる。また、すべての小・中学校で行われている「くるめ学」の学びや外国語教育を充実させる とともに、ICT の活用を一層進め、学力の保障と向上に努める。

(2) たのしい学校【安心・安全な学校づくり】 ~学校が楽しい、仲間といるのが楽しい~ 不登校やいじめ問題への対策を行いながら、共感・協調できる子どもを育み、安心して学べる 学級づくりや楽しい学校生活が送れるようにする。また、セーフスクールの取組により、子ども が自ら安全な行動ができるよう指導の充実を図る。

さらに、校務運営の効率化を図ることで、教師が子どもと向き合う時間を確保し、安心・安全な学校づくりに努める。

(3) 久留米版コミュニティ・スクールの推進【学校・家庭・地域の協働】

全ての小・中学校に設置している地域学校協議会からの提言が十分に反映されるような支援を行う。具体的には、地域人材の積極的な活用を図ることで、学習習慣定着や基礎的・基本的な知識・技能の定着、健やかな成長を支える生活習慣づくりの取組などにおける学校・家庭・地域の協働を推進する。

2 学校教育環境等の整備

学校施設の整備に関しては、児童生徒が快適に学校生活を送ることができるように、引き続き老朽化した学校施設の長寿命化事業として、外壁・トイレ・防水改修等を行う。

また、学校施設改築事業においては、日吉小学校と屏水中学校の改築工事の継続と、京町小学校の実施設計、そして篠山小学校の改築工事を開始し、安全かつ快適な施設環境の確保に取り組む。

生涯学習・社会教育・体育スポーツ・図書館

I 基本的な考え方

平成28年度は、新しい久留米の賑わいと求心力の拠点となる久留米シティプラザの開館をはじめ、久留米市美術館への運営移行、仮称久留米スポーツセンター体育館本体工事への着手といった、 市政の重要テーマである「文化芸術、スポーツを活かしたまちづくり」の大きな節目となる年であり、これらの事業を着実に進めていく。

また、「市民一人ひとりを大切に 安心、活力に満ちた久留米づくり」を進めるため、市民ニーズへの的確な対応を図りながら、「市税の収納率向上・納付環境の整備」、「市民窓口サービスの充実」等の施策をスピーディーかつ着実に展開し、市民の視点から市民サービスの充実・向上に向けた取組を迅速に進める。

さらに、文化芸術が持つ創造の力を人づくりやまちづくりに活かし、市民の誰もが文化芸術を身近に感じ、心豊かに暮らすことのできる都市を目指すため、文化芸術の振興や久留米市が持つ歴史文化を積極的に活用した事業を展開する。

あわせて、市民の生涯学習ニーズが高まっている中で、市民と協働しながら、生涯学習やスポーツ、図書館事業等の取組を進める。

Ⅱ 重点取組

1 生涯学習・社会教育の推進

市民が生涯にわたり自己実現を図っていくことができるよう、生涯学習の振興に努め、全市的な生涯学習ネットワークの確立を図るとともに、青少年健全育成の推進、家庭・地域社会の教育力の向上、社会人権・同和教育の推進など、地域に根ざした市民主体の生涯学習・社会教育の推進に取り組む。

また、利用者が安全で安心して利用できるよう生涯学習施設等の改修を進める。

2 歴史的資源の保護・活用

久留米市が有する歴史的な資源の適正な保護とその利用及び活用に努めるとともに、市民意識の醸成や地域文化の継承に役立てる。また、地域の活性化につなげるために、地域と連携した事業の展開を図る。特に、高良山から耳納北麓エリアにおいて、環境整備等を行い、歴史遺産をめぐるルートづくりを推進する。

3 スポーツの推進

市民がライフステージに応じて、身近な地域でスポーツに親しみ、健康づくりに取り組むことができるよう、「久留米市スポーツ振興基本計画」に基づき、各種スポーツ事業の実施や、スポーツ推進委員・各種競技団体・総合型地域スポーツクラブ等との連携など、市民スポーツの推進に努める。

また、県南の中核を担う広域的なスポーツ施設の充実に向け、久留米総合スポーツセンター内の体育館、武道館、弓道場の一体的な改築について、県と連携し、着実な施設整備の推進を図るとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を見据え、キャンプ地誘致など開催効果を引き込む取組を進める。

併せて、市民が安心して利用できるようスポーツ施設等の改修を進める。

4 市民の自己学習の場としての図書館づくり

市民一人ひとりの学びと情報の拠点として、市民生活の充実と地域社会の発展を支える役割を担うため、多様な図書資料や情報の収集・蓄積を行い、利用者への適切な提供や企画展示など積極的な利活用を図る。

また、各地域館や図書施設とのネットワークの緊密化、石橋文化センターや新たな美術館など隣接施設・関係団体等との連携などにより、図書館全体の総合力を高め、サービスの充実を図る。

第6 点検・評価に関する学識経験者からの意見

I 平成26年度の意見への取組

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価報告書(平成26年度分)に対する学識経験者の意見を踏まえ、平成27年度実施の教育委員会事業を以下のとおり実施した。

「第3 教育委員会の権限に属する事務の状況」について

- 【意見】 ・教育委員会制度の変更も鑑み、今後は首長部局とのさらなる連携・協働が求められ、政策立 案等での協議も必要。
 - ・次期プランへ向けての適切な検証が求められる。
- 【取組】 平成27年度は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に基づき、市長をはじめ市長部局と教育委員会の協議の場である総合教育会議を3回開催し、平成27年11月に教育政策の方針である大綱を策定した。さらに、大綱を踏まえ、久留米市の次期教育改革プランの策定を進め、教育課題の解決に向けた教育施策・事業の推進に取り組んだ。

「第4 教育長及び教育委員会事務局に委任された事務の状況」について

- i 生きる力を育む学校教育の充実
- 1 教育改革プランの推進
- (1) 健やかな体の育成
 - 【意見】 ・看護師配置を3名から7名へと増員し、保護者負担を減少していることなどの「医療的ケア対応事業」は充実しており評価できるが、今後もケアが必要な子どもについては家族を含めた総合的な子ども支援を継続・拡充することが児童生徒の実情に応じて求められる。
 - 【取組】 医療的ケア事業については、さらに、平成27年度から看護士の配置を7名から9名へと充実させ、保護者の待機を原則不要とするなどの負担軽減を図った。

(2) 「豊かな心」の育成

- 【意見】・すべての小中学校にスクールカウンセラーが配置されていることに加えスクールソーシャル ワーカーが2名配置されていることは評価できるが、今後の増大が予想されるニーズに応じ ていくことも必要。
 - ・中学校不登校生徒の減少や生徒指導教員助手の配置は担任教員等の負担減という視点からも評価できるが、担任等とも連携を密にし、今後もスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとも連携し、総合的に不登校・ひきこもりに関して取り組むことが求められる。
 - ・不登校の問題は早期対応が効果を上げると考えられるため、サポーター配置校の増加が求められる。
- 【取組】 小学校におけるスクールカウンセラーに対する相談件数は536件増加しており、必要性が増大している。スクールカウンセラーの負担が大きくなっていることもあるため、適切なスケジュール管理を行った。中学校においては、27年度も昨年度に引き続き不登校生徒数は減少しているが、効果を検証しながら事業の充実に取り組みたい。

(3) 「確かな学力」の育成

- 【意見】・今後も家庭学習習慣の定着の推進など、より自律的な学習支援と合わせて、家読への取組強化の検討が学力向上の観点から必要。「平日ほとんど学習しない」割合が中学校では減少したが全国平均よりはまだ7.7%高く、小学校で増加したことには要因検証を行い、それに応じた対策が必要。
 - ・『くるめ学』副読本のテキストに関しては、一定周期で改定の必要がある。
 - ・小・中学校外国語指導助手活用事業においては、委託業者だけでなく J E T プログラムによる A L T 配置も考慮する必要がある。
- 【取組】 平成27年度より確かな学力をさらに推進するために、小・中学校くるめ学力アップ推進事業がスタートした。小学校においては学習習慣の定着を図るためボランティアによる補充学習を引き続き実施し、中学校においては、家庭での学習習慣形成を重点的に進めている。『くるめ学』副読本はくるめの自然や文化、郷土史について分かりやすく紹介した本であり、普遍的な内容が多く含まれるため定期的な改定は予定していないが、状況の変化に応じて適宜改定を実施していきたい。また、外国語指導助手活用事業においては、福岡県がJETプログラムを採用しているため、久留米市においても3名の配置があっている。久留米市において委託業者を採用している理由としては、企業においても授業に関する研修は非常に充実してきており、教育効果は十分に期待できること、さらに、久留米市は学校数が多いため実情に応じたきめ細やかな配置や人数に的確に対応できること等である。

(4) 家庭・地域の連携と学校力の向上

- 【意見】・地域学校協議会を含む地域での体験活動の充実など「生き活きスクール事業」については継続して実施され、充実がみられるが、地域学校協議会の提言をいかすと同時に、地域学校協議会を有効活用し、保護者や地域の段階的な参画をさらに図り、PTAや地域の活性化を進めることが必要。
- 【取組】 生き活きスクール事業は、さらに充実を図るため、平成27年度より小・中コミュニティ・スクール推進事業としてリニューアルしており、学校・家庭・地域の三者協働の取組が盛んになるような学校運営の実現に努めていきたい。

2 特色ある学校教育の実践と学校経営・運営体制の整備

- 【意見】 ・安心・安全の実現のための「セーフスクール推進事業」は重要であり、今後も児童生徒主体の活動が求められる。
- 【取組】 平成27年度においても、新たに10校を「セーフスクール推進校」として、地域や関係機関と連携し安全教育を推進した。取組の成果や課題を久留米市立全小学校の取組に生かせる仕組みづくりに努めている。

3 学校教育環境等の整備

- 【意見】・国では支援の基準が上がっても本市は上げないままで継続されている奨学生・就学援助についても一定の評価が出来るが、執行額も大きくなってきており、民活も含めた総合支援のさらなる充実や追跡調査・分析についても今後は検討していくことが求められる。
- 【取組】 限られた財源の中で、できる限りの貧困対策に取り組んでいるが、国の動向や他市の状況も 踏まえ、民活等の総合支援の充実についても調査・研究を行っていきたい。

4 教職員の指導力向上の推進

- 【意見】・学校全体で日常的に授業改善等ができる風土をつくり上げ、常に学び続ける意欲を醸成し、 学び続けやすい環境づくりがより一層求められる。継続的に必要な形の短期研修を実施する 必要がある。
- 【取組】 受講者の満足度が90%以上を成果目標として教職員研修事業を推進しているが、さらに学校へどう反映させるかの視点をもちながら、研修内容の精選、再編を図っていきたい。
- ii 青少年健全育成の積極的な育成
- 1 総合的な青少年健全育成施策の推進と青少年の問題行動対策
 - 【意見】 ・市民への浸透を図ると同時に地域学校協議会とも連携し、見守りやあいさつの協働・拡充など各学校区での活動のさらなる充実が求められる。みらくるホームを拠点とした非行等青少年の居場所づくり事業は先駆的な事業であり、評価できるが、成人までの緊急時の互助・共助を含めた見守り、就学・就労のため関係機関とのさらなる密接な連携・協力が求められる。
 - 【取組】 青少年の健全育成は、地域全体で取り組むべき課題であることから、多くの市民が活動へ参加できるよう、市民の意識を高めるとともに、青少年自身が参加する取り組みを実施している。
- 2 青少年の体験活動の推進と家庭・地域社会の教育力の向上
 - 【意見】・継続してわくわく遊友体験事業が2回実施されアンケート結果から自主性の向上への成果が出ていることは評価できるが、今後、どう全市的に還元していくか検討の必要がある。
 - 【取組】 わくわく遊友体験事業は、勤労青少年ホームを利用して実施しているため、参加が通学可能範囲の校区の子ども達に限られている。そのため、できる限り多くの子ども達が体験の機会を持てるよう、市子ども会連合会を通じて、地域での通学合宿や宿泊体験に助成金を交付している。今後も多くの子ども達に還元できるよう、関係機関と連携しながら検討を重ね、参加者拡大に努めたい。
- iii 生涯学習都市づくりの推進
- 1 生涯学習・社会教育の推進
 - 【意見】・子どもの読書環境整備事業では、今後も2から3歳向けのお話会の実施、読書ボランティアのさらなる力量形成や居場所づくりなど活動しやすい環境整備、家読の拡充、学校図書館とのさらなる連携への取組が求められる。
 - 【取組】 平成27年度も平成26年度に引き続き年齢別おはなし会や保護者向けの絵本の紹介に引き続き取り組んだ。各関係機関と連携しながら、子どもたちが読書を通して心豊かな生活を送り健やかな成長ができるように取り組みたい。
- 2 活力あふれる市民スポーツの振興
 - 【意見】・昨年から2つ増えた7つの総合型地域スポーツクラブの育成・支援に関しては先駆的に取り組まれており評価できるが、地域の特性や人材等に応じて受益者負担型でどこまで成立するのかなど実現可能性や経営上の課題などを継続して析出し、検証、改善、そして多様なメニューの提供やスタッフの専門的力量形成が求められる。
 - 【取組】 事務局運営視点として補助金を交付しているが、最終的にはスポーツクラブが各自補助金に 頼ることなく事業実施していくことを目標としており、既に5つの総合型地域スポーツクラ ブへの補助金は終了している。経営上の課題などを整理しながら、引き続き活動支援を実施してきたい。

3 文化財の保護と活用

- 【意見】・特色ある小学生の体験講座など評価できますが、今後も管理運営への参画も視野に入れながら、整備の段階から市民参画の充実を他機関と連携しながら行い、SNSの活用やより一層印象的な紹介映像など文化財周知事業による理解の推進と並行し、商工観光関係や旅行業者など民間との連携も検討し、副読本や指導案のさらなる開発・活用についてさらに充実していくことが求められる。
- 【取組】 市民が文化財に親しみ、理解ができるよう平成27年度は文化財の説明板等の整備や上津校 区の文化財マップの作成を行った。手法を検討しながら、さらなる文化財の周知普及を図っていきたい。

iv 人権のまちづくりの推進

- 【意見】 ・人権教育・啓発は今後も行政が進めるべき重要な事項である。モデルを検証し、学校・家庭・地域が連携できる体制を整えることと共に、コミュニティスクールやコミュニティセンターの本格的な協働実践が求められる。
- 【取組】 今までの成果と今後解決すべき課題を明らかにし、解決のための手立てを策定・実践するために、平成27年度においても前年度に引き続き、モデル中学校区への重点的支援を行った。地域住民の意識の向上をさらに図るため、関係機関と協働しながら、組織活動の活性化に努めていきたい。

「第5 今後の方向性について」

- 【意見】 ・事業毎の方向性や目標をより具体化し、検証に対する対応と課題を明確にし、久留米市の独自性がさらに展開されることを期待する。
- 【取組】 事業の内容によっては、成果を具体的に計ることが難しいものもあるが、成果を正確に把握するために可能な限り目的を具体化し、効果的な事業の実施に努めていきたい。

Ⅱ 平成27年度の意見

福岡教育大学教授 井上 豊久 氏からの意見

久留米市教育委員会から求められました「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に関する 点検及び評価報告書(平成27年度分)」に対する意見を述べます。

I 全体的なこと

「点検及び評価の対象及び方法」はそのために定められた実施要綱に基づいて実施され、1. 教育委員会の権限に属する事務(教育委員会そのものの活動状況)、2. 教育長及び教育委員会事務局職員に委託された事務(主として教育施策の推進状況)の2項目のそれぞれについて、各項目毎に評価が行われています。

1. については、教育委員会の権限に属する事務の状況、(1)教育委員会会議の開催及び運営状況、として概要が、(2)教育委員会の権限に属する事務の処理状況として、審議状況及び議案数が示され、更に委員会会議の実施状況が開催期日毎に議案一覧及び報告事項の件名一覧として整理され、教育委員会が27年度に管理し、執行した事務の内容を全般的に理解することが出来ます。

2. については(1)総括的な考え方、(2)施策の取り組み状況として「平成27年度施策要綱」に掲げられた施策毎にその「取組みの概要」と具体的な「主要事業名及び決算額」を明記し、その「達成度評価」が「◎」(達成)、「○」(概ね達成)、「△」(未達成)、「×」(要改善・検討)、「一」(未実施)の五段階で自己評価されています。更に最後に「今後の方向性」が記載され、概略的な展望を理解できます。

本意見書を作成するに当たっては、「平成27年度久留米市教育施策要綱」(以下「教育施策要綱」と 略す。)と自己評価資料等を参考にいたしました。

Ⅱ 教育委員会の活動状況について

教育委員会議は、昨年同様定例会 12 回、臨時会 2 回開催されました。江南中学校において移動教育委員会が開催されています。会議毎の審議事項及び議案数・報告事項等が整理されています。議案が審議され、その内容が時系列に沿って明記されており、事務局提案の議題や協議事項については議論と適正な処理が行なわれたものと判断します。委員委嘱に関する事項が 25 件と最も多くなっています。教育委員会制度の変更も鑑み、今後は首長部局とのさらなる連携・協働が求められ、政策立案等での協議も必要と考えます。

Ⅲ 教育施策の進捗状況について(教育長及び教育委員会事務局職員に委任された事務の進捗状況)

◇ 久留米市教育施策要綱に掲げた施策の取組み状況について

学校教育、青少年の健全育成、生涯学習都市づくり、人権のまちづくり等、平成27年度の「教育施策要綱」に示されたそれぞれについて、その取組の概要が整理して記載され、施策推進のための主要事業に関する「達成状況」が評価されています。以下、項目ごとに評価と所見を示します。総括的な考え方では、第2期久留米市教育改革プランに沿いながら、学習指導要領の改訂への対応や社会教育分野への対応がなされたことが示され、次期プランへ向けての適切な検証が求められます。

i 生きる力を育む学校教育の充実

1 教育改革プランの推進

(1) 健やかな体の育成

「朝ごはんレシピ集」の作成・配布等、食育に関しては継続して積極的に取り組んでいることは評価でき、栄養教諭・学校栄養職員等のこれまでの取り組みを生かした「食育プログラム研究推進事業」はPTAとの連携も進展しています。今後は、子どもが段階時に弁当を自分で作っていく取組など、子どもの主体性をより生かした事業の検討も求められます。PTAを中心とした「なにがなんでも朝ごはん」をスローガンとした「食育啓発・促進事業」は啓発の充実が図られていることは評価できます。地域の特色に対応した地域差の解消は、今後も課題です。昨年度、看護師配置を3名から7名へ、そして今年はさらに9名へと増員し、保護者負担を軽減していることなどの「医療的ケア対応事業」は充実しており評価できます。今後もケアが必要な子どもについては、家族に対して福祉なども含めた総合的な子ども支援が求められます。

(2) 「豊かな心」の育成

不登校率が減少したことは事業効果が示されたといえます。すべての小・中学校にスクール・カウンセラーが配置されていることに加え、平成26年度、スクール・ソーシャルワーカーが2名配置されました。平成27年度は、ニーズに応じ社会福祉士の資格を有した職員を4名配置し増員したことは評価できます。学校・家庭・地域の連携・協働を基本として総合的に不登校・ひきこもりに関して取り組むことが求められます。医療・福祉・法務分野のNPO等と連携したチームによる支援をさらに継続して充実する必要があります。

バス借り上げ予算が必要ではありますが、地元の石橋美術館での鑑賞による中学校美術振興事業は、中学生に本物の文化芸術体験学習をさせるという意味からも有効と考えられ、更なる事前事後学習が必要です。その際、学芸員など専門家との連携だけでなく、生徒の主体的対話的学習のさらなる充実が求められます。

(3) 「確かな学力」の育成

学力向上の傾向が全体してみられてきていることは今後が期待できます。今年度も継続された小学3、4年における35人以下の学級は、市独自の取組として評価できます。中学校「くるめ学力アップ推進事業」での学校支援体制の構築や無料塾の開設、スクール・ソーシャルワーカーなどとの連携は重要です。今後も家庭学習習慣の定着の推進など、より自律的な学習支援と合わせて、家誌への取組強化の検討が学力向上の観点から必要ではと考えられます。学校で着実に行われてきているPDCAサイクルを子ども自身が自分の学習に対して行えるようにしていくことが重要となります。学校司書研修や市立図書館との全体研修は、子どもの読書活動推進において重要です。シビック・プライドの醸成のため「くるめ学」は久留米市独自の取組として地域や家庭との連携が求められます。

(4) 家庭・地域の連携と学校力の向上

小・中コミュニティ・スクール (久留米版) 推進事業では、子どもの生きる力の育成のための学校づくりが推進されていますが、地域学校協議会からの提言は少なく、他の市町村の事例を研究し、役割と責任の展開が求められます。 児童生徒の直接交流や地域への貢献、そして協働のための体系的なカリキュラム開発など教科ごとにさらに進めていく必要があります。 地域学校協議会の提言を生かすと同時に、地域学校協議会を有効活用し、保護者や地域の段階的な参画をさらに図り、 PT Aや地域の活性化を進めることが必要です。

発達障害早期総合支援事業は平成25年318件から平成26年368件、そして平成27年度は287件と相談件数は減少していますが、早期支援体制は確立されてきており、相談は就学等につながっています。今後、家族支援を視野に入れ、さらなる関係機関との連携強化、専門的指導助言が求められます。

2 特色ある学校教育の実践と学校経営・運営体制の整備

児童・生徒会が中心となった I S Oへの取組は、主体的・対話的な学習方法であるアクティブ・ラーニングの視点からも評価できます。毎年 10 校が推進校に指定される安全体制や安全学習充実のための「セーフスクール推進事業」は着実に推進されています。今後も児童生徒主体の活動のモデル校事業を拡充していくことが求められます。ネットによるいじめ学習の拡充をさらに進めると同時に、P T A などがスマホの問題性に取り組んで行くことが継続的に求められます。

3 学校教育環境等の整備

「学校施設の整備拡充」では耐力度調査の結果等を踏まえ、適切に改築事業が進められており、今後は文化芸術視点からのデザインへの配慮が出来るだけ求められます。国では支援の基準が上がっても、久留米市は平成27年度も継続して上げないままで支給している奨学金・就学援助について一定の評価が出来ます。

しかしながら、追跡調査・分析についても今後は検討していくことが求められます。子どもの貧困が課題となっている今日、家族の生活や健康の課題対応なども含めた総合的対応は緊要です。地域の見守りなど充実して行われており、今後はコミュニティ・スクール、地域づくりの視点からもより一層の協働が求められます。

4 教職員の指導力向上の推進

平成 26 年度から継続で研修満足度 90%達成されており、本年の 97.3%の満足度は評価できます。教職員研修に関しては体系的に取り組まれ、ワークショップなども取り入れ、子どもの主体性の育成など現代的課題等に対応していることは評価できます。今後は、アクティブ・ラーニング、主体的に異質な他者と関わる態度の育成に関する研究を深め、検証し、さらなる改善をすることも必要です。

ii 青少年健全育成の積極的な育成

1 総合的な青少年健全育成施策の推進と青少年の問題行動対策

青少年の非行を生まない社会づくり事業では、平成27年度「スマホや自転車の適切な利用」について生徒自らが考える「高校生による討論会」は、子どもの参画の視点からも先駆的であり、評価できます。地域学校協議会とも連携し、見守りやあいさつの協働・拡充など、各学校区での活動のさらなる充実が求められます。ロータリークラブや保護司会など各機関が協働しやすい環境づくりが必要です。

2 青少年の体験活動の推進と家庭・地域社会の教育力の向上

4泊5日の体験活動は、献身的な支援体制充実の中、満足度が高いことは評価できますが、参加者減に対しては検証や工夫が必要です。体験後の久留米市や地域との関わりなどのフォロー調査、できればNPO法人など外部の意見も取り入れるなどして、さらに独自性を開発し、量と質を充実させていくことが必要です。体験活動は危機管理教育という視点からも、ますます重視されるところもあり、今後の継続・発展が期待されます。

iii 生涯学習都市づくりの推進

1 生涯学習・社会教育の推進

「地域生涯学習振興事業」での地域コミュニティづくりに向けた委嘱事業は、平成 26 年度の 36 校区から平成 27 年度に 40 校区へ増加したことは評価できます。今後は、地域コミュニティの充実に向け、さらなる住民参画を段階的に進めていく必要があります。

財政的に厳しい中、子どもの読書環境整備事業では児童図書の整備が平成26年度よりも4,748冊増、目標を超え、243,401冊となったことは評価できます。学校教育と協働した「図書館を使った調べる学習」の活用など、子どもの探求力の育成も検討の余地があります。ネット利用の増大にも関係すると思われますが、中央図書館の貸し出し冊数が目標値の96.3%であったことには移動図書館のあり方など検証と対応が必要です。

2 活力あふれる市民スポーツの振興

7つの総合型地域スポーツクラブの育成・支援に関しては先駆的に取り組まれており、自立につながっていることは評価できますが、経営上の課題などを継続して析出し、スタッフ等のさらなる専門的力量形成が求められます。

スポーツ施設の整備活用・充実事業では、財政的な困難の中、福岡県立久留米スポーツセンター体育館と久留米市武道館及び弓道場の一体的改築は福岡県と連携しながら、平成30年度の供用調整に向けて設計、工事等が実施されており、経費削減と合理化の視点から評価できます。今後は、市全体の施設整備、維持管理に関して、より適切な検証、計画の市民への明示が求められます。

体育協会助成事業では、効率化が図られていますが、法人化後のあり方に関する検証が今後は必要です。

長期的な財政上の視点からは、効率的な維持・管理のためのアセスメント、民間活力、時には廃止 も含めた検討が求められることも将来的には考えておく必要があります。

3 文化財の保護と活用

平成26年度に引き続き、歴史博物館整備事業ではソフト面での整備がなされ、六ツ門図書館の「みんなの特撮ヒーロー」など特色有る企画展・常設展などにより入場者数が前年度の16,092人から目標19,000人を上回る19,434人に達しているのは評価でき、地域を愛する心の醸成に役立っているのではと思われます。博物館建設が待たれます。また、文化財の説明板等の整備や文化財マップの作成は評価できます。歴史公園の整備では、公有化の進展は着実になされていますが、平成26年度に引き続き残り3名への地権者への対応が待たれます。管理運営への参画も視野に入れながら、整備の段階から市民参画が求められます。SNSの活用などにより一層印象的な紹介映像など文化財周知を進展させ、市内での宿泊を念頭に民間とのさらなる連携も検討する必要があります。その際、他市町村との連携・協働による魅力の相乗的アピールが求められましょう。子どもに対しての教育においては、副読本や指導案のさらなる開発・活用についてさらに充実していくことが求められます。

iv 人権のまちづくりの推進

久留米市では、従来から人権のまちづくりの推進が重点的に独自に取り組まれており、継続して展開されていることは評価できます。人権教育・啓発は、今後も行政が進めるべき重要な事項です。すべての17中学校区での学園コミュニティと地域コミュニティの融合を図り、学校教育と社会教育の協働がはかられた「人権のまちづくり推進協議会」の組織化は、実践面や全体の広がりが求められます。

アンケートの結果等も参考にし、モデルを検証し、学校・家庭・地域がより連携・協働できる体制を整えることと共に、モデル事業成果の共有により協働実践の活性化が求められます。今後は LGBT など、改めて課題とされてきている人権問題に対する焦点化した取り組みも必要です。

IV 今後の方向性について

平成 26 年度の評価意見に対応した取り組み状況は、より一層の実践化が求められますが、全体として適切になされていると思われます。総合教育会議が3回開かれ、教育大綱を踏まえた教育改革プランの策定に取り組まれていることは評価できますが、有識者など外部も含めた課題の析出・論議が求められます。平成28 年度から始まっている第3期教育改革プランに示されている4つの視点に対応し、具体的な効果ある事業展開が求められます。着実な事業改善がみられますが、各事業の方向性や目標をより具体化し、検証への対応と課題を明確にし、久留米市の独自性がさらに展開されることを期待します。

V 評価についての総括と若干の提案

平成 27 年度分の評価報告書の作成にあたっては、全体として教育委員会は「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行」を適切に実施していると昨年度に引き続き評価します。その上で、今後も、個々の事業に関する予算の適切な実施や、事業評価の根拠となるものをできるだけ客観的に提示していくことが一層求められます。教育改革プランの中途検証など、短・中・長期の評価が体系的に行われることが望まれます。

福岡教育大学教授 伊藤 克治 氏からの意見

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき、久留米市教育委員会が取りまとめられました「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価報告書(平成27年度分)」について意見を述べます。

なお、意見書の作成にあたっては、「平成27年度久留米市教育施策要綱」を参考にしました。

I 「点検及び評価の実施手法」について

平成27年度教育施策要綱に掲げられている事業について「 \odot (達成)」、「 \bigcirc (概ね達成)」、「 \bigcirc (未達成)」、「 \lor (要改善・検討)、「 \lor (未実施)」の5段階の評価基準を設け、「成果目標」、「平成27年度の成果等」、「今後の方向性等」を示して自己評価がされています。単なる数値を基にした評価だけでなく、評価の根拠も述べられており、公表される市民に向けて理解されやすい内容になっています。昨年度(平成26年度)評価も掲載されていることから、事業の連続性も見やすい形式でシート中に整理されています。

Ⅱ 「教育委員会の権限に属する事務の状況」について

教育委員会会議は、定例会12回と臨時会2回の合計14回に加えて移動教育委員会1回が開かれ、合計62件の議案が審議されています。議案資料等が事前配布されていることで、一定の時間の中で集中して活発な議論がされたことが伺えます。その中で出された意見について具体化などが行われており、議論だけに留まらない姿勢は評価できます。

Ⅲ 「教育長及び教育委員会事務局に委任された事務の状況」について

- i 生きる力を育む学校教育の充実
- 1 教育改革プランの推進
- (1)「健やかな体」の育成

「早寝・早起き・朝ごはん」の取り組みは学校だけでできるものではなく、家庭との連携が重要になりますが、PTA活動を通じた取組を展開することで、昨年度に続き、一定の成果が得られています。朝ごはんを食べない児童生徒の割合が国平均よりも多い状況まで来ていることを考えると、今後は啓発だけでなく、できていないことの要因分析とそれに応じた具体的な取組が必要になってくると思われます。

(2)「豊かな心」の育成

不登校の予防と対策については、全国の公立学校で重要な課題になっているものの、人的支援が不 十分なために苦慮しているところが多い状況です。久留米市では、重点事業に位置付けてスクール・ カウンセラー、スクール・ソーシャルワーカー、校内適応指導教室助手を配置して対応すると共に、 適応指導教室「らるご久留米」での支援を行うなど、広範囲にしっかりとした取組がなされているこ とは高く評価できます。引き続き支援を行うことが望まれます。

中学校の美術教育振興事業の中で豊かな心と郷土愛を育成することは、久留米らしい取組だと言えます。地域機関の活用は、次期学習指導要領で目指す「社会に開かれた教育課程」を推進する点からも意義があります。

(3)「確かな学力」の育成

国や県の学力調査ではカバーしきれない学年についても市独自の学力調査を悉皆で行い、その調査 結果を研修資料として活用したり、保護者へ知らせたりすることは、現状の課題を迅速に把握して具 体的な手立てを講じるために有効であると言えます。

学生や地域の方をボランティアとして学校へ派遣するためには、人材の確保が課題になるかと思います。他機関(大学や高専等)との連携基盤をうまく活用することが有効ですが、小学生向けなら、例えば土曜日や長期休業中をうまく利用して中学生をボランティアとして活用することも考えられます。中学生にとっても、学習内容の再確認や自己有用感の向上が期待できるとともに、中一ギャップ解消の一助となることも期待されます。

非常勤講師の配置による少人数授業が実施されていること自体は評価できますが、非常勤講師の力量向上も同時に必要であるため、何らかの方策が求められます。学校訪問などを通した指導方法の改善に向けた助言や、他機関との連携による研修の実施などが考えられます。

小・中学校外国語指導助手活用事業によってALTの活用が図られていることは評価できます。今後は、学校の教員がALTとのTT(チーム・ティーチング)による授業づくりをするための研修や、ALTの活用による児童生徒への学習効果の検証が必要になってくると思われます。

(4) 家庭・地域の連携と学校力の向上

学校が家庭・地域と連携する考え方が「開かれた学校づくり」から「地域と共にある学校づくり」へと進む中、小・中コミュニティ・スクール(久留米版)推進事業(以下、CS久留米版推進事業と記載)を通して、地域の特色ある豊かな体験活動が実施されていることは、児童生徒の多様な学びの機会を提供するだけでなく、キャリア教育の機会を提供することにもなるため、意義深いと思います。

さらに、基本的生活習慣の確立、規範意識や自尊感情の向上など、それぞれの学校における児童生徒の実態に応じた課題解決に向けても、CS久留米版推進事業の枠組みの中で、学校・家庭・地域が連携してうまく進めていくことが大切です。これらのことは、学校での学習の土台となるため、学力向上に資することになります。これらを円滑に進めるためには、関わる全ての人が価値を感じて当事者意識を持ち、「参加」から「参画」への仕組みを作ることが重要となるため、熟議を通して具体的な事業を策定し、実行していく必要があります。これにつながる「地域学校協議会会長等研修会」が開催されていることは評価できます。今後は、代表者だけでなく、多くの地域学校協議会のメンバーが参加するフォーラム等の開催によって成果や課題を共有できると、取組が一層進むものと期待されます。

なお、家庭との連携による家庭学習の充実や、補充学習の機会提供のための地域からの応援など、 学力向上に直接的につながる事業も並行して取り組むことが望まれます。このような取組が充実する ことにより、学校の教員はより良い授業づくりにしっかりと取り組むことができます。

2 特色ある学校教育の実践と学校経営・運営体制の整備

セーフスクール推進事業として安全学習の取組が充実していることは評価できます。指定を受けた 推進校での成果の普及を図ることが大切です。

なお、自己評価の記述欄に挙げられている中学生の美術鑑賞は、「1 教育改革プランの推進」中、「(2)「豊かな心」の育成」で重点事業シートが挙げられており、説明とシートが別のところにありますので、評価書作成の際には整理が必要だと思われます。(市教委注: ご指摘どおり整理しました。)

3 学校教育環境等の整備

平成28年4月に起こった熊本地震では、久留米市内でも揺れが比較的大きかったものの、市内の学校施設に大きな被害がありませんでした。これは、老朽化対策として耐力度調査の結果を踏まえた計画的な改築事業が進められていたためだと考えられます。引き続き、学校施設の安全・安心の確保のための計画的な事業推進が望まれます。

4 教職員の指導力向上の推進

久留米市は教職員の研修実施の権限を有していることから、教育センターを中心とした教職員研修が充実しています。学校教育現場のニーズに応える形で、様々な内容に加えて、ワークショップや協議など、多様な実施スタイルも取り入れることで、受講者の満足度が 97.3%と高いことは特筆すべきことです。それだけに、今後も継続して実施することが望まれますが、久留米市の学校規模と近年の福岡県における大量教員採用に鑑みると、外部機関との連携を強め、久留米市教育委員会と久留米市教育センターの教職員の負担過重にならないような工夫も必要であると思われます。

ii 青少年健全育成の積極的な推進

1 総合的な青少年健全育成施策の推進と青少年の問題行動対策

青少年の非行を生まない社会づくりには、様々な関係機関が連携することが重要になりますが、久留米市内の27団体によって推進対策本部が作られていることは評価できます。スマートフォンや自転車の適正な利用について生徒自身が課題意識を持つための「高校生による討論会」を実施した意義は大きいと思いますが、さらに使い始めの頃が重要だという視点に立てば、今後は、中学生を対象として行うことも望まれます。

2 青少年の体験活動の推進と家庭・地域社会の教育力の向上

近年、パソコン・インターネットの普及によりデジタルコンテンツが充実してきただけに、擬似体験に傾斜することなく、直接体験により子どもの「生きる力」を育む必要性が高まっています。今後も多様な体験活動の機会を提供すべきだと思いますが、時期や規模などを常に見直し、より多くの子ども達が参加できる事業を提供することが対費用効果の観点からも望まれます。

iii 生涯学習都市づくりの推進

1 生涯学習・社会教育の推進

市民に多様な学習機会を提供することや、生涯学習の人材育成の推進のため、他方面から取り組んでいることは高く評価できます。生涯学習活動が子どもの教育と一体化し、社会教育と学校教育の融合ができれば、CS久留米版推進事業の充実にもつながります。

ただし、学習機会を提供する際には、市民のニーズに合っていることが重要です。多くの参加者があればニーズに応えていると一定の判断はできますが、今後の多様なニーズを踏まえた講座開設のためには、講座開設数と参加人数のアウトプット評価に加えて、その成果に関するアウトカム評価も必要だと思われます。

2 活力ある市民スポーツの振興

スポーツ振興のためには、施設整備だけでなく、施設を使った活動の支援が重要になりますが、久留米市ではその両方の視点を持って進めていることが評価できます。九州地区の交通の要衝とも言える久留米市は、全国規模・九州規模のスポーツ大会等の開催に適しています。久留米市のスポーツ振興のためにも有益であるため、今後の誘致が期待されますが、予算が伴う場合には負担度に留意する必要があります。

3 文化財の保護と活用

子ども達が地域を学んだり、地域で学んだりする博物館や歴史公園等の施設は、「社会に開かれた教育課程」を推進する上で重要な拠点となります。引き続き、ハード面とソフト面での整備が望まれますが、ソフト面での充実のためには民間との連携も有効であると思われます。

iv 人権のまちづくりの推進

「市民一人ひとりが輝く都市久留米」を目指す都市の姿として掲げ、行政が主導して具体的な人権教育・啓発の事業を推進し、期待通りの成果を上げていることは高く評価できます。CS久留米版推進事業における地域学校協議会と人権のまちづくり推進協議会は親和性が高いと思われますので、連携・協働しながら取り組んでいくことが望まれます。

IV 評価についての総括等

事業ごとに自己評価が丁寧に行われており、前年度からの取組を踏まえた成果と今後の方向性が見えるように、市民にも理解しやすいまとめ方がされています。久留米市が抱える課題を迅速かつ的確に捉え、必要な予算付けをしっかりと行って課題解決を進める姿勢が伺えます。継続している事業については、事業の実施自体が目的化しないためにも、達成指標だけではなく、可能なものについては成果指標も取り入れ、事業後の客観的な検証が必要です。ただし、事業ごとの適切な評価方法が必要であり、無理をした評価をすると、評価のための評価に陥る危険性があることに留意が必要です。

平成27年度からは、法改正により市長部局と教育委員会により構成される総合教育会議が開催されるようになり、予算が絡む事業プランの立案が以前よりもスムーズになりました。市長部局と教育委員会との緊密な連携の下で作成された平成28年度からの「第3期久留米市教育改革プラン」が着実に実行され、久留米市の教育課題・地域課題の解決と学校を核とする地域のさらなる活性化が期待されます。

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての 点検及び評価の実施に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価(以下「点 検及び評価」という。)の実施に関する基本となる事項を定めることを目的とする。

(方針)

- 第2条 教育委員会は、次の視点から、点検及び評価を行うものとする。
 - (1) 教育委員会の活動状況や主要な施策及び事務事業の取り組み状況についてとりまとめ、課題の整理や施策等の方向性を明らかし、今後における効果的な教育行政の推進を図る。
 - (2) 点検及び評価の結果を市議会に報告するとともに公表することで、市民への説明 責任を果たし信頼される教育行政を推進する。

(点検及び評価の対象)

- 第3条 点検及び評価の対象は次の事務とする。
 - (1) 教育委員会の権限に属する事務
 - ア 教育委員会の会議の開催及び運営状況
 - イ その権限に属する事務の処理状況
 - (2) 教育長及び教育委員会事務局職員に委任された事務
 - ア 久留米市教育施策要綱(以下「施策要綱」という。) に掲げる施策
 - イ 久留米市教育改革プラン(以下「教育改革プラン」という。)に掲げる施策

(点検及び評価の実施方法)

第4条 教育委員会は、毎年度、教育委員会の会議の活動状況及び施策要綱及び教育改革 プランに掲げる施策の進捗状況等をとりまとめ、今後の施策等の方向性を整理する ことにより点検及び評価を行う。また、点検及び評価に際しては、学識経験を有す る者の意見を聞くものとする。

(結果の公表と活用)

- 第5条 教育委員会は、点検及び評価を行った後、その結果をとりまとめた報告書を市議会に提出するとともにその公表を行う。
 - 2 点検及び評価の結果については、教育施策等への反映に努める。

(庶務)

第6条 点検及び評価の実施に関する庶務は教育委員会教育部総務で行う。

(その他)

第7条この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項については別に定める。

附目

この要綱は平成21年1月28日から施行する。

● 平成27年度教育施策要綱(抜粋)

I 教育施策の重点課題と対応方針

1 総括的な考え方

平成27年度は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に基づき、総合教育会議での協議により策定される大綱(教育政策の方針)を踏まえた次期教育改革プランの策定を進めながら、教育課題の解決に向けた積極的な教育施策・事業の推進に取り組む。

具体的には、小中学校の普通教室への空調機設置を契機とした夏季休業期間の短縮により、きめ細やかな指導の推進等を通じ、学校教育活動をさらに充実させる。

なかでも、「市民一人ひとりを大切に 安心、活力に満ちた久留米づくり」という市政運営方針のもと、とりわけ、全国平均以上の学力と全国平均以下の不登校児童生徒の出現率を目指し、「学力の保障と向上」「不登校の予防と解消」を重点課題とするほか、児童生徒一人ひとりを大切にする視点から、「人権意識の確立」「特別支援教育の充実」についても重点的に取り組むこととする。

学力の保障と向上に関する具体的取組として、中学校における少人数授業を見直して新たに「学力向上コーディネーター」を全ての中学校に配置し、よりきめ細かな学習指導の充実を図るとともに、学習支援ボランティアを活用した放課後学習等により学習習慣の定着を目指す。さらに、一人ひとりの生徒に合わせた基礎・基本的な学習を支援するために、無料の学習支援の場(くるめっ子塾)を設置し、基礎学力の定着を図る。

また、不登校対策として小学校における生徒指導サポーターの活用や中学校での校内適応指導教室による支援等を継続するとともに、障害のある子どもが安心して教育を受けられるよう、特別支援教育支援員の配置拡充や医療的ケア対応事業を推進する。

加えて、学校と家庭・地域との更なる連携強化を図るため、「開かれた学校づくり」に向けた取り 組みである、小・中学校コミュニティ・スクール(久留米版)推進事業を実施する。

学校施設の整備に関しては、児童がゆとりをもって快適に学校生活を送ることができるように、 引き続き老朽化した学校施設の長寿命化対策として、外壁・トイレ・防水改修等を行う。また、学 校施設改築事業においては、日吉小学校と屏水中学校の改築工事の着工及び、篠山小学校と京町小 学校の改築工事の設計を実施し、安全かつ快適で豊かな施設環境を確保に取り組む。

学校の規模や配置に係る課題については、特に課題が大きいと認識している小学校の小規模化への対応として、平成25年度に導入した小規模特認校制度の評価を行うとともに、通学区域審議会から出された最終答申を踏まえて対応方針の検討を進める。

社会教育分野においては、市民が生涯にわたり自己実現を図っていくことができるよう、生涯学習の振興に努め、全市的な生涯学習ネットワークの確立を図るとともに、青少年健全育成の推進、家庭・地域社会の教育力の向上、社会人権・同和教育の推進など、地域に根ざした市民主体の生涯学習・社会教育の推進に取り組む。あわせて、利用者が安全で安心して利用できるよう生涯学習施設等の改修を進める。

また、市立図書館は、市民の学びと情報の拠点として、市民生活の充実と地域社会の発展を支える役割を担うため、多様な図書資料や情報の収集・蓄積等を行い、サービスの充実を図る。

スポーツ振興については、市民がライフステージに応じて、身近な地域でスポーツに親しむことができるよう、「久留米市スポーツ振興基本計画」に基づき、各種スポーツ事業の実施や、総合型地域スポーツクラブ等との連携など、市民スポーツの推進に努める。

さらに、市民の財産である文化財の適正な保護とその利用及び活用に努めるとともに、市民意識の醸成や地域文化の継承に役立てる。また、地域の活性化につなげるために、地域と連携した事業の展開を図る。

これらの取り組みを進めるにあたっては、厳しい財政状況を踏まえ、行財政改革にも継続的に取り組み、効率的・効果的な事業実施に努めるものとする。

Ⅱ 教育行政の主要施策の展開

i 生きる力を育む学校教育の充実

1 教育改革プランの推進

平成27年度は第2期教育改革プランの目標値を延長し、引き続き「未来を担う人間力を身につけた子どもの育成」のために、全ての子どものたちの「学ぶ権利」を保障し、未来を切り拓く人材を育てるため、「笑顔で学ぶくるめっ子」に向かっての教育改革を進め、学校教育の充実を図ることとしている。特に、①「健やかな体」の育成、②「豊かな心」の育成、③「確かな学力」の育成及び、④「家庭・地域との連携と学校力の向上」の4つを具体的目標として掲げ、施策を推進することとしている。

(1)「健やかな体」の育成

ア) 食育の充実

- ① 食育の視点から、PTA活動を通じた学校・家庭・地域が連携した取り組みを展開し、調和 の取れた食事や、適切な睡眠といった基本的な生活習慣を身につけさせる。
- ② 栄養教諭等研究会等の研究研修、啓発活動等をとおして、学校における食育を充実させる。
- ③ 多様な献立の検討や調理研究、地場農産物の使用拡大など学校給食の充実を図るとともに、家庭に対し給食献立表や給食便りを配布し、食育の啓発を促進する。

イ)体育的活動の推進

- ① 体力向上に関わる教育活動の支援や研修等を行うことで体育的活動の指導の充実を図り、子 どもたちの体力増進とともに生涯にわたる体育的活動の価値や意義を認識させる。
- ② 運動部活動において、安全に指導できる環境を整えながら外部指導者の活用を積極的に行い、 生徒の技術向上及び部活動の活性化を促進する。
- ③ 健康診断の円滑な実施や保健室の環境整備、養護教諭に対する研修会の実施など学校が行う保健衛生活動に対し必要な支援、指導助言を行い、児童生徒の心身の健康増進を図る。

ウ) 障害のある子どもへの医療的支援

- ① 特別支援学校に看護師を配置することで、児童生徒への医療的ケアを行い、学校における生活や学習を保障する。
- ② 医療的ケアを必要とする児童生徒の市立小・中学校における訪問看護に対し支援を行う。

(2)「豊かな心」の育成

ア) 道徳性・社会性の形成

- ① 野外での集団活動を推進し、児童生徒の心身の健康増進と集団生活を通じた社会性の育成を図る。
- ② 中学校における職場体験活動の充実を図るとともに、小中学校及び高等学校のキャリア教育の全体計画・年間計画の作成を支援し、キャリア教育を推進し、児童生徒の発達段階に応じたキャリア発達を支援する。
- ③ 小学校社会科や中学校技術・家庭科をはじめ道徳・学活での情報化に関する授業など、各学校での情報モラル教育の充実を図る。

④ 小・中学校コミュニティ・スクール(久留米版)推進事業交付金を活用しながら、総合的な 学習の時間をはじめ、学校の教育活動の中で、地域行事への参加、地域ボランティア活動等 の地域との交流を積極的に行い、児童生徒の道徳性や社会性を育成する。

イ) 文化・芸術活動の推進

- ① 石橋美術館企画展・常設展への鑑賞事業(バス借り上げ支援)による美術教育の推進及び文化・芸術に関する教育活動への指導助言を行う。
- ② 国及び県の実施する芸術鑑賞等の事業への参加・応募を推薦する。
- ③ 中学校文化連盟への助成による文化活動の促進を行う。

ウ) 不登校の予防と対策

- ① スクールソーシャルワーカーの市教委内配置を拡充し、問題を抱えた生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの活用などを通じて、不登校からの復帰等を支援する。
- ② 全中学校における専任生徒指導教員配置を継続し、不登校問題等に対して校内での生徒への対応と関係機関との連携を強化するための体制を構築する。
- ③ 子どもたちの抱える心理的な悩みや不安に対応するスクールカウンセラーを各学校に配置し、教育相談体制を整備する。
- ④ 不登校等の諸問題に対し、学校内での対策チームの組織化や学校間での情報共有化、小学校における生徒指導サポーターの配置拡充、中学校における校内適応指導教室の設置拡充を推進し不登校の予防と解消に向けた対応を行う。
- ⑤ 学校に行きたくても行けない児童生徒について、適応指導教室「らるご久留米」での学校復帰への支援を行う。
- ⑥ ひきこもりがちな不登校児童生徒に対し指導員を派遣し、児童生徒やその保護者の悩みや不 安を解消し、学校復帰を支援する。

エ) 問題行動の予防と対策

① 児童生徒の健全な育成を図るため、生徒指導連絡協議会や学校警察連絡協議会を支援し、専任少年指導員の活動の充実を図り、問題を抱える青少年に対する早期の立ち直り支援を推進する。(「ii 1 総合的な青少年健全育成施策の推進と青少年の問題行動対策」で詳述 p 14)

オ)人権・同和教育の充実

- ① 教職員の人権についての認識を深めるとともに、人権・同和教育に関する研究成果を広く啓発・普及し、人権・同和教育の充実を図る。
- ② 「久留米市人権教育・啓発基本指針」及び「実施計画」に基づき、あらゆる場を捉えて、人権・同和教育、市民啓発を推進する。特に学校においては、「人権教育の指導方法等の在り方について[第1次~3次とりまとめ]」、「福岡県人権教育推進プラン」の具現化を図る。
- ③ 小・中学校の9年間を中心として高等学校との系統性を持たせた人権学習を充実させ、「人権意識の確立」「不登校問題の解消」「学力の向上」を柱とした小中連携教育、校種間連携の視点をより明確にして、学校において全教科・全領域での人権・同和教育の推進を図るとともに、保護者・地域住民に対して社会人権・同和教育の推進を図る。
- ④ 教育委員会で作成している副読本「なかよし」・「生き生き」・「自分らしく」・「ともに生きる」 を活用し、学校における男女平等教育の充実に取り組む。また、教職員に対する男女共同参 画教育研修を行うことで、男女平等教育の推進を図る。

(3)「確かな学力」の育成

ア) きめ細かな指導

- ① 小学校第3~4学年(小学校第1・2学年は少人数学級)で、1学級あたりの児童数が35人を超える学校に、状況に応じて非常勤講師を配置、高等学校においては、多様な選択科目の設置と習熟度別クラスの編成により、少人数による授業等きめ細やかな指導の充実を図る。
- ② 大学生や地域のボランティアを活用した補習活動をとおして学習内容の確実な定着を図るとともに、家庭での学習習慣の定着を図る。
- ③ 教師の指導力の向上を図り、児童生徒の実態に応じたきめ細かな学習指導を展開するため学力実態調査を実施し、取り組みの基礎となる学力の実態を把握し、その結果をもとに教師・学校の学習指導改善、学力向上に資する。

イ) 障害のある子どもへの自立支援

① 学習面や生活面で教育的な支援を必要とする児童生徒に対する特別支援教育支援員の配置、 通級指導教室の充実、久留米特別支援学校の職場実習への支援を通し、障害のある子どもの 自立支援を推進する。

ウ) 学校図書館の充実

① 学校図書館の利用を促進し、児童生徒の学習を支援するため、図書の充足率の向上を図るとともに、読書センター、学習センター、情報センター各機能の充実に係る指導を行う。また、司書資格を持つ学校司書の配置拡充や、司書教諭の全校配置を目指す。

エ)「くるめ学」の充実

① 総合的な学習の時間における「くるめ学」が、探求的な学習、協同的な学習になるように質的向上を図る。また、各教科等の知識・技能が活用できるような「くるめ学」の指導計画を作成し、確かな学力の育成へとつなげる。また、「くるめ学」の実践事例集の発行、「くるめ学」副読本の改訂、「くるめ学」子どもサミットの開催など「くるめ学」の実践・深化・充実を図る。

オ)外国語・理科教育の充実

- ① 外国語指導助手(ALT)を配置し、外国語(英語)教育の充実と国際理解教育の推進を図る。
- ② 授業研究会や理科作品展の開催など理科教育センター事業を通じて、児童生徒の科学・理科学習に対する興味や関心を高めるとともに、教師の指導力向上を図る。

(4) 家庭・地域の連携と学校力の向上

ア) 家庭・地域・就学前教育との協働

- ① 教育委員会独自の広報紙「笑顔で学ぶくるめっ子通信」を発行し、第2期教育改革プランに 基づく家庭や地域での役割に関する情報発信を行うことで、家庭・地域との連携強化を図る。
- ② 全中学校区に設置した「人権のまちづくり推進協議会」を中心に、地域主体の人権教育・啓発を推進する。また、学校・家庭・地域が連携して、各中学校区の実態に応じた取り組みの充実を図り、人権意識の確立と学力の保障と向上をめざす。
- ③ 特色ある学校づくりを推進するために、地域交流活動を推進する。
- ④ 学校と家庭・地域の連携を啓発するとともに、保護者や地域の人々が学校運営に積極的に参画する「地域学校協議会」の機能化を図る。
- ⑤ 各地域で設置された実行委員会を主体として、学校行事等の実行状況と連携しながら、土曜日における子どもの居場所づくり、社会体験・生活体験・自然体験活動等の青少年学校外活動(チャレンジ子ども土曜塾)を支援する。
- ⑥ 幼稚園・保育所・小学校が連携して幼保小の円滑な接続を図る。

イ) 障害のある子どもへの対応

① 障害のある子どもの就学先についての相談と、その障害の状況に応じた対応に向けた情報提供を行う就学指導事業と ADHD 児への包括的治療プログラムの充実を図る。

ウ) 小中連携教育の推進

① 「中1ギャップ」を解消し、生徒指導の充実や学力の向上を図るため、小・中学校における 教職員及び児童生徒の相互交流と円滑な接続を進める。

エ) いじめ問題・重大事案等への支援

- ① 法的・専門的な知識を必要とする学校への要求や苦情について、各分野の専門家からなる学校問題解決支援チームによる相談体制を整備する。
- ② 久留米市いじめ防止基本方針に基づき、学校におけるいじめの重大事態等への緊急対応が必要な事案に適切に対応できるように第三者等の参加を図り組織を位置づける。

オ)学校ICT環境の整備推進

- ① 学校における I C T 活用を推進することにより授業の改善や校務処理の効率化を図る。
- ② 情報機器の授業への効果的な活用を推進するため、ICT活用支援員を配置する。

カ) 教師・学校間の切磋琢磨

- ① 文部科学省や県・市教育委員会が教育研究指定校を指定・委嘱し、研究実践活動を通して、 学校における教育活動の充実を図る。
- ② 教育課題について実践的な調査研究を行い成果を普及するとともに、教職員の実践的な指導力を高めるため、教職員の研修や教科等の研究を推進する。
- ③ 経験年数に応じた基本研修や市の教育課題に応じた課題研修の実施のほか、より実践的な指導力を育成するための専門研修等を充実する。

2 特色ある学校教育の実践と学校経営・運営体制の整備

学習指導要領に基づき、自ら学び考えるなど「確かな学力」と「生きる力」の育成に向け、地域や保護者と連携した特色ある学校教育を推進する。

また、各学校がめざす教育目標の具現化を図るため、校長を中心とした指導体制の充実を図るとともに、地域学校協議会の拡大や学校活動情報の地域・保護者への提供を図るなど家庭や地域との協働及び開かれた学校づくりに努めていく。

(1) 特色ある学校教育の構築

- ① 各学校で総合的な学習の時間の目標、身に付けさせたい資質や能力、学習内容を適切に設定し、 子どもたちが、各教科等で学んだ知識、技能等を横断的に生かし、総合的な力として身に付け 活用することができるようにするための「総合的な学習の時間」の内容の充実に努める。
- ② 環境への関心を深め、環境の持つ意義を理解するための知識を育むとともに、地域における環境美化運動への参加など、体験を通した保全意識を高めるための環境教育の充実を図る。
- ③ ノーマライゼーションの理念のもと、高齢者や障害者等に関する問題を理解し、ともに暮らせるまちづくりを目指した福祉教育の推進を図る。
- ④ 青少年科学館や筑後川発見館「くるめウス」、石橋美術館の活用や総合的な学習の時間における 体験活動等を通して、科学や芸術、ものづくり等に関する教育の充実に努める。

(2) 学校経営の充実

① 学校の一体的組織運営の確立を図るため、教育公務員としての使命と責任のもとに、一層の服務規律の徹底と意識改革に努めるとともに、適切な教職員の人事配置と人事交流を積極的に行い、清新な校風を醸成する。市立高校等においては計画的な人事異動や県立高校、都市立高校等との研修交流に努める。

② 各校長の指導体制のもと、組織体制の充実や教職員の指導力向上に向けた取り組みを進めるとともに、次代の人材育成を図っていく。

(3) 自主的主体的な児童会・生徒会活動等の促進

- ① 児童生徒の自主性・主体性を育成するため、児童会・生徒会活動を促進し、学校運営に意見を 反映させるなど、児童生徒の社会性、自律性の充実・向上に努める。
- ② 生徒会における自発的、自治的な活動の充実を図るため、市内中学校生徒会間での意見交換会を実施するとともに、市内統一スローガンを掲げる等、学校を越えた交流及び連携活動を支援する。

(4) 市立高等学校教育の充実

- ① 生徒の主体的な学習への意欲を喚起するために、希望する進路の実現に向けたきめ細かい教育 課程の実施と進路指導の充実に努める。
- ② 生徒一人ひとりの個性と能力の育成を目指し、国際化や情報化をはじめとする社会状況の変化に対応した教育の充実を図るとともに、各界で活躍する専門家との交流や企業・大学での体験学習の充実を図る。また、市内5大学(久留米大学・久留米工業大学・久留米工業高等専門学校・久留米信愛女学院短期大学・聖マリア学院大学)との連携協力体制づくりに努める。
- ③ 久留米地区都市立高等学校連絡協議会を開催し、各学校の活性化に向けて生徒指導、進路指導、 授業改善等の取り組みに加え、人権・同和教育の推進等、学校改革の進捗状況について検証し ながら、市立高等学校の活性化を図る。
- ④ 人権・同和教育にかかる研修(校内研修を含む)を通じ、教職員自身の人権感覚を磨き、人権尊重の視点にたった学校づくりに努める。

(5) 健康と安全に関する教育、指導の充実

- ① 学校内外における児童生徒の安全確保を図るため、防災教育及び避難訓練等を実施するとともに、事故発生時等における緊急対策の充実を図る。また、市のセーフコミュニティ認証取得を受け、学校安全の取り組みを全市的に展開するために、平成27年度は10校をセーフスクール推進校に指定し、関係機関や地域と連携した活動を行う。
- ② 保護者と学ぶ規範意識育成事業を推進し、発達段階に応じて「望ましい行動の促進」「ネットいじめ等防止」「非行防止」のテーマで学習会を行う。また、専門講師を招聘して保護者と一緒に学習会を行い、規範意識の育成に努める。
- ③ 学校給食における食物アレルギー対策が極めて重要であるため、市内各学校の具体的対応状況 を検証し、安全安心な給食の提供のために、管理職及び学級担任等を対象とした食物アレルギー研修会の開催や「食物アレルギー対応の手引き」を作成する。

3 学校教育環境等の整備

児童生徒がゆとりをもって快適に学校生活を送ることができるように、老朽化した学校施設の長寿命化対策や、トイレ改修等を行い、また、児童生徒の個々の状況への配慮並びに多様な学習が行える施設環境の整備に努める。

小学校の小規模化対応については、他自治体の事例等も参考として施策実施を進めるとともに、 小規模化における通学区域のあり方について検討を行う。

くわえて、社会状況の変化を踏まえ、各種就学支援制度の充実と就学環境の整備を進める。

(1) 学校施設・設備の整備

- ① 学校施設老朽化の進行と学校を取り巻く社会情勢への変化に対応するために、耐力度調査を実施し、計画的、効率的に改築事業を進める。
- ② 校舎外壁の剥離等による落下を未然防止するための外壁改修や、雨漏れを防ぐための防水改修を行い、学校施設の安全性等を確保するとともに、老朽化したトイレの改修を行い、施設の長寿命化を図る。

(2) 学校規模の適正化及び通学区域の見直し

- ① 教育上の課題が特に大きい小規模小学校については、平成25年度に複式学級の回避・解消を目的として校区外の児童が転入学できる小規模特認校制度を導入し、大橋小学校・下田小学校・浮島小学校の3校を指定した。平成25年度の児童募集では19名、平成26年度は17名の応募があった。
- ② 今後は、平成27年2月に出された通学区域審議会の最終答申を踏まえ、子どもたちにとってより良い教育環境を構築することを念頭に、平成27年1月に国が策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」とも照らし合わせながら、様々な観点から学校の小規模化対応の方策を検討していく。また、小規模特認校制度については、通学区域審議会でまとめられた効果と課題等を踏まえ、教育委員会においても制度の検証を行い、平成28年度以降の実施等について検討を行う。
- ③ 保護者や児童生徒の状況に適合した、通学区域の弾力的運用を行う。
- ④ 中学校選択制については、通学の安全の確保や、一つの小学校から複数の中学校へ分かれて進学することへの適応不安の解消など、本市の通学区域の課題解決に向けた制度の運用とその検証に努める。

(3) 就学環境の整備及び就学指導

- ① 障害のある児童生徒の個々の状況に適切に対応した就学を助言し、個に応じた教育内容の充実に努める。
- ② 景気停滞による厳しい経済状態の中で、就学援助制度の受給率は年々上昇している。義務教育において、経済的に困窮している家庭の児童生徒に対し、必要な援助を行うため、就学援助制度の適正な運用とその活用促進を図る。
- ③ 経済的な理由により、高等学校等の修学が困難な生徒に対して奨学金を支給する「久留米市奨学金制度」を引き続き実施する。

(4) 通学路等における児童生徒の安全確保

- ① 地域における自主的なパトロールや見守り活動を行っている団体への助成を通じて、児童生徒の通学時における安全確保に努める。
- ③ 教育委員会・警察・道路管理者等の関係機関で構成する「久留米市通学路安全推進会議」において作成した「通学路交通安全プログラム」に基づき、継続して安全点検及び対策等を実施して通学路の安全確保を図っていく。また、犯罪の抑止及び緊急対応のため防犯ブザーの配布なども行う。

(5) 労働安全体制の充実

① 市立学校教職員の労働安全と労働衛生を確保するため、各学校における衛生委員会が有効に機能するよう指導・支援を行う。

4 教職員の指導力向上の推進

市独自の教育センターを設置した特性を活かし、久留米市教職員研修基本方針に基づき、教職員研修事業・教育課題研究事業・教育活動支援事業・情報教育支援事業を行っていく。

事業推進に当たっては、従前からの市独自研修の実績を踏まえて、県教育庁をはじめとした教育関係機関・団体等と連携し、学校現場に近い教育センターとしてのメリットを最大限に活かして、実践した研修・研究活動の充実・深化を図る。

また、校内においても、教育センター等での校外研修への教職員の積極的参加を進めながら、校内研修の充実や教職員の自主研修の促進を図り、教職員の指導力向上に努める。

(1) 教職員研修の実施

- ① 基本研修のうち、法定研修である初任者研修、十年経験者研修及び教職員の経験年数に応じた 研修(経年研修)については、市内外での継続的な人材育成を念頭に置き、研修体系を県に準 じたものとして、引き続き実施する。
- ② 課題研修については、第2期教育改革プランの重点課題や教職員の人権認識の高揚等、本市の教育課題に即した研修を行う。これについては、原則として該当分野の担当教職員について参加を求める。
- ③ 専門研修等については、市独自の専門研修や断続研修等の実施に努め、県教育センターのキャリアアップ研修へも希望者の派遣を行い、教職員の専門性の向上に努める。

(2) 調査研究の充実とその成果の活用

- ① 本市の教育課題解決に向け、研究班の共同研究を実施し、教育施策に生かすための基礎資料の 提示を目指し、本市教育の重点施策の実現に貢献できるような調査研究を行う。
- ② 調査研究成果の活用については、手引としてまとめ、具体的施策の推進に向けた提言を行う。

(3) 教職員の指導力向上に向けた支援

- ① 教職員個々のニーズに応じた教育情報の提供を図るために、教育センターの図書資料の充実や 学習指導案等のホームページ掲載の充実を図り、カリキュラムセンターとしての機能を果たす。
- ② 教職員校内研修事業として、学校の要請により指導主事等が校内研修会に出向き、助言指導を行う。
- ③ 教育論文等の募集を通じ、校内研究や日常実践に生かした実践記録の作成を促進するため、校長会等を通して各学校の人材育成計画に働きかける。

(4) 教育センターにおける教育相談機能の充実

- ① いじめ問題や不登校問題の研修を行い、市独自の取り組みについて調査研究する。
- ② 教員の授業づくり・学級づくり等の相談に対応できるような体制の充実に努める。

(5) 学校内における教職員の指導体制の充実と能力開発の促進

- ① 学校独自の特色ある教育や社会状況の変化に的確に対応できる教職員を育成するため、教育センター等での校外研修への教職員の積極的参加を促進するなど、教職員の自主研修の促進や校内研修の充実と連携しながら、指導力の向上を図る。
- ② 教職員の能力を有効に活用するために、県の人事評価制度に基づき、「教職員の自己評価」・「管理職による教職員の業績評価」を進める。

ii 青少年健全育成の積極的な推進

1 総合的な青少年健全育成施策の推進と青少年の問題行動対策

青少年の健全育成は地域社会全体の課題である。このため、関係機関や青少年育成団体と一体となった全市的な青少年育成事業や地域の少年育成指導員と連携した青少年育成活動等を展開していく。

また、社会環境の変化により、これまでの少年非行・シンナー等薬物乱用防止対策の青少年の問題行動のみならず、子どもの安全確保や再非行防止の立ち直り支援などの青少年対策を、関係機関・団体と、家庭や学校、地域がお互いに緊密な連携のもと、一体的に取り組みながら青少年の非行を生まない社会の実現を目指す。

(1)全市的な青少年健全育成の推進

- ① 「子どもの笑顔があふれるまち」宣言による市民意識の高揚を図るとともに、行政や学校、青 少年育成市民会議、地域の青少年健全育成団体等が一体となった全市的な青少年健全育成に取 り組む。
 - 青少年弁論大会
 - · 青少年健全育成市民大会
 - ・子ども文化祭(和太鼓共演会・ふれあいスケッチ大会)
 - · 少年健全育成駅伝大会

(2) 地域における青少年健全育成の推進と青少年指導体制の充実

- ① 校区青少年育成協議会をはじめとする地域の青少年育成団体、学校等との連携を強化することで、青少年の問題行動の未然防止と即時対応に向け、情報の共有化に努めるとともに活動の活性化を促す。
- ② 地域で青少年の問題行動対策や健全育成を推進する少年育成指導員等の知識や専門性を高めるため、研修を充実するとともに、専任少年指導員との情報交換や連携活動等を行うことにより、地域における活動の強化及び体制の充実を図ることで健全育成の推進に努める。
- ③ 少年たちが集まりやすいコンビニエンスストアなどの市内店舗及び遊戯施設等に対し、少年育成指導協力店制度への協力を依頼し、地域における非行防止体制を強化する。
- ④ 電話相談、来所相談など相談活動のPRを強化するとともに、職員の研修等を充実することで様々な相談への適切な対応に努める。

(3) 青少年の非行を生まない社会づくりの推進

- ① 少年の非行・薬物乱用防止や児童生徒の安全確保、非行からの立ち直り支援など、青少年対策を総合的に推進するため、市内の関係機関・団体や家庭、学校が連携し、総合的な活動に取り組むよう設置した「青少年の非行を生まない社会づくり推進対策本部」を中心に、全市をあげ非行を生まない社会づくりに取り組む。
- ② 少年の非行防止やシンナー・危険ドラッグなどのあらゆる薬物乱用防止について、家庭や学校・地域への積極的な情報提供を行うとともに、様々な機会や方法による啓発活動(小中学校での薬物乱用防止教室等)を実施する。さらには、それらの撲滅に向けた防止活動について取り組む。
- ③ 児童生徒が安心して生活できるよう、登下校時の安全見守り活動を充実するため、情報の共有 化や活動の安定化に努めるとともに、スマホ等インターネットの適正利用や危険な場面に遭遇 した時の対処法などの啓発活動に取り組む。

④ 問題を抱える青少年の立ち直り支援施設「みらくるホーム」を中心とした積極的な立ち直り支援に取り組むことで、社会人としての自覚と自立を促すとともに、少年の再非行を防止する。

2 青少年の体験活動の推進と家庭・地域社会の教育力の向上

子どもたちの生きる力の育成や家庭・地域社会の教育力の向上を図るため、学校・家庭・地域社会及び関係機関が連携し、子どもたちの様々な体験活動を推進するとともに、家庭教育への支援を行う。

(1) 青少年の体験活動の推進

- ① 家庭、地域社会の中で青少年の「生きる力」を育むため、青年ボランティアと連携しながら、「少年の翼」をはじめとする様々な事業を通じた体験活動の場と機会の提供に努める。
- ② 地域におけるスポーツ活動を推進するため、学校施設を開放し、青少年の地域での居場所づくりに寄与する。

(2) 家庭・地域社会の教育力の向上への取り組み

- ① 青少年の健全育成の基礎は家庭にあるとの認識に立ち、家族の愛情のもとで豊かな心を育み、 社会との関係・基本的生活習慣を習得させるために、家庭教育支援事業等による家庭教育機能 の再生・充実に取り組む。
- ② 地域で子どもを育てるための学校外活動支援事業等の実施や、地域懇談会に積極的にかかわり情報提供を図ることにより、家庭、地域における教育力の向上に取り組む。
- ③ 広報紙の発行等により、家庭教育の重要性について、市民への情報提供と啓発を行う。

iii 生涯学習都市づくりの推進

心の豊かさや生きがいのための学習意欲の増大や、社会経済の変化への対応が求められている中、「人々が、生涯を通じて、いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される」ような生涯学習社会の構築は極めて重要な課題となっている。

このため、地域に根ざし、潤いと活力に満ちた生涯学習都市づくりをめざすため、学習活動の拠点である社会教育施設の円滑な維持運営を図る。

また、市民の学習ニーズに対応した多種・多様な学習の機会や場を提供し、併せて活動を促進するための体制の整備やネットワークの構築を図ることにより、市民の自主的な学習能力を高め、主体的な学習・教育、芸術・文化、体育・スポーツの諸活動を奨励・促進する。

さらに、市民の学習や実践活動の成果を積極的に活用できる場を提供することにより、さらなる 市民の学習機会を拡充するとともに、生涯学習の一層の推進を図る。

(1) 多様な学習機会・情報の提供

- ① 市民の自発的な生涯学習活動の促進を図るため、今日的学習課題や市民ニーズに対応した市民 講座・教室を開催し、青少年から高齢者まで、対象に即した多様な学習機会の提供を図る。
- ② 市民に対する生涯学習情報提供のため、インターネット等を活用した生涯学習情報システムの 充実を図るとともに、学習相談の充実に努める。
- ③ 地域における市民の主体的な学習活動を促進するため、委嘱学級の充実など、校区コミュニティセンター活動等を支援するとともに、学校外活動の促進など地域を拠点とした家庭・地域教育の振興を図る。

④ 市立図書館等における図書資料や視聴覚資料、また情報提供環境の整備充実を図り、市民の多様な資料・情報要求に応えるとともに、子どもの読書活動、市民活動や地域社会の課題解決の支援、また子育て支援などのサービス充実を図る。

(2) 生涯学習の人材育成と学習ネットワークの整備

- ① 社会教育団体の運営や活動を指導する社会教育指導者の育成に努めるとともに、地域における 指導者の発掘・養成や学習内容の充実のためのコーディネート機能を持った人材の育成を図り、 生涯学習活動を促進する。
- ② 地域の各施設・団体等の機能強化と地域に内在する教育資源や人材の発掘を推進し、活用を図るとともに、生涯学習活動を支援するボランティア体制の充実を図る。
- ③ 市民の学習成果を活用するため、学習ボランティアサークルを育成するとともに、既成のグループ・サークルを市民ボランティアとして活用する市民学習発展推進事業に取り組む。
- ④ 市民による主体的な生涯学習都市づくりを促進するため、生涯学習関連団体・グループ間の連携と協調を図り、久留米生涯学習推進市民協会(LLネットコアくるめ)の機能充実に努める。
- ⑤ 生涯学習センター・そよ風ホール・城島総合文化センター・市立図書館などの中核施設と、校 区コミュニティセンター等の地域教育施設との生涯学習ネットワークを強化し、連携事業の充 実を図る。

(3) 豊かな学びの場の整備

- ① 市民の学習ニーズに対応するため、市立図書館などの蔵書整備など、学習基盤となる施設機能の充実を図る。
- ② 市民の生涯学習促進のための中核施設である生涯学習センター・そよ風ホール・総合文化センター等の施設の維持補修を進め、安全に安心して学習する環境を構築する。

2 活力あふれる市民スポーツの振興

「活力あふれる市民スポーツの振興と、豊かなスポーツライフの創造・地域づくり」のために、 久留米市スポーツ振興基本計画に基づき、生涯の各時期にわたり、それぞれの体力や年齢、目的に 応じてスポーツを楽しむことができるスポーツ環境づくりを推進する。

また、市民の多種多様なスポーツニーズに対応するため、きめ細やかに支援できる推進体制の整備、充実に努める。

さらに、スポーツ施設の整備充実、指導者の養成と資質の向上を図るとともに、競技スポーツからコミュニティスポーツに至るまで市民参加を促進する多様なプログラムの提供を通じて、生涯スポーツの振興に努める。

(1) 活力あふれるスポーツの場の整備

- ① 市民スポーツの振興を図るため、スポーツ教室を開催する等して市内全域の体育施設の利用促進を図る。
- ② スポーツ施設の整備充実を図るため、地域バランスや市民ニーズを考慮した計画策定を行う。
- ③ スポーツ施設の市民への利便性を高めるため、公共施設予約システムによる体育施設の利用情報の提供を行う。
- ④ 学校体育施設の開放により市民スポーツ活動の場の確保に努め、地域スポーツの振興を図る。

(2) 競技スポーツの振興

① (公財) 久留米市体育協会と連携し、スポーツ団体の育成を図り、スポーツ人口の拡大と競技力の向上に努めるとともに、競技スポーツ選手の発掘と強化育成に努める。

② 九州・全国規模のスポーツ大会等の誘致に努め、質の高いスポーツに触れることにより競技力の向上を図るとともに、市民が感動や夢を持てるような機会の拡充を図る。

(3) 市民スポーツの育成

- ① 市民のスポーツ活動への参加を促進するため、年齢、目的、体力に応じた多様なプログラムサービスやスポーツに関する情報提供を充実する。
- ② スポーツを通した市民交流である各種のスポーツ大会やスポーツ教室の開催を支援し、生涯スポーツの振興とスポーツ活動の奨励を図る。

(4) スポーツ振興の仕組みづくり

- ① 体育関係団体等との連携により、各種講演会・研修会等を通して、スポーツ推進委員やスポーツ指導者の養成と資質の向上を図るとともに、市民が気軽に指導を受けることができるような指導体制づくりに努める。
- ② (公財) 久留米市体育協会の組織と事業の充実・強化を図るとともに、スポーツ活動に対する 広範な支援に努め、市民スポーツの振興を図る。
- ③ 子どもから高齢者まで、誰もが身近に気軽に参加できる住民主導型の「総合型地域スポーツクラブ」を整備支援することで、スポーツを通じた、地域のコミュニティづくりや市民の健康増進、青少年の健全育成の体制づくりを図る。

3 文化財の保護と活用

市民の共有財産である文化財を保存・保護するとともに、市民が文化財に親しむ機会を提供し、それぞれの文化財の特性を活かした積極的な活用を図ることにより、市民の郷土愛を醸成し、歴史や伝統を身近に感じ、親しみ、暮らしに生かすとともに、こうした魅力あふれる歴史環境において多くの人々が交流し、かつ、未来への継承に努める。

(1) 文化財を守り伝える

- ① 埋蔵文化財発掘調査の効率化や迅速化・標準化など円滑な実施に努め、開発と文化財保護の調整を図るとともに、現地説明会などの開催を通して発掘調査現場を一般にも公開し、市民の理解と協力を得ることに努める。
- ② 埋蔵文化財センターを拠点として、埋蔵文化財の整理・保存と調査・研究を行うとともに、埋蔵文化財資料の生涯学習・教育活動における効果的な活用を図る。
- ③ 有形、無形、民俗その他の文化財の積極的な調査と保存、活用に努めるとともに、総合的な記録の整理と活用に取り組む。

(2) 文化財に親しむ

- ① 文化財保護に関する市民意識の高揚を図るため、文化財の周知と啓発に努める。
- ② 生涯学習振興の観点から、考古資料展や歴史探訪の開催、学校の総合的な学習の時間における体験学習など、地域に根ざした文化財を学び、親しむ機会の充実に努める。
- ③ 市民の文化財保護活動の充実、促進を図るため、文化財保存事業及び文化財保護団体等への活動支援を行うとともに、文化財を活用した地域密着観光など、市民との協働のまちづくりを進める。
- ④ 市民が文化財に親しみ、理解することができるよう説明板等の整備や文化財マップの作成に取り組む。

⑤ 生涯学習施設としての「歴史博物館」建設に備え、資料の収集・調査に努めるとともに、施設の建設に向けた取り組みを進める。また、企画展等を開催するとともに、市民からの問い合わせや資料貸出しを行う等、収集した資料の有効活用を図る。

(3) 文化財を暮らしに生かす

- ① 筑後国府跡、田主丸大塚古墳などの史跡の保存・保護を図りながら環境整備を進めるとともに、 市民の地域学習や歴史学習、小中学校の野外学習やレクリエーション、交流の場としての活用 を促進する。
- ② 市内に現存する歴史的建造物などを中心に調査し、貴重な物件は歴史的文化遺産として指定、保存等を行い、必要に応じた修理・復元を行いながら、市民の暮らしの中で地域学習や生涯学習など多くの場面でその活用を図る。

iv 人権のまちづくりの推進

市民一人ひとりがかけがえのない人間として尊重され、輝きを持ちながら暮らしていける地域社会をつくるために、久留米市人権教育・啓発基本指針に基づき、久留米市人権啓発推進協議会など各種団体と連携し、差別をなくす意志と実践力を身に付けた豊かな人権感覚を持った市民を育成する教育・啓発活動を進める。

(1) 人権のまちづくりの推進

- ① 各小学校区の「人権啓発推進協議会」や各種団体と連携し、地域住民の主体的な啓発活動の推進に努め、学習の場の拡大を図る。
- ② 学校と家庭・地域の日常的なつながりを深め、地域の教育力を活かした学校教育と社会教育が連携した人権のまちづくりをめざす。
- ③ 中学校区毎の「人権のまちづくり推進協議会」の組織や活動への支援や、報告・発信の場を設定することにより人権教育啓発活動の推進を図る。
- ④ 市教育センターの「人権・同和教育研究班」において、人権のまちづくりにおける学社連携・融合及び学校人権・同和教育をテーマとした調査研究を行う。
- ⑤ モデル校区を指定し、また全庁的な協力体制を構築し、重点的に支援を行う。
- ⑥ 「なるほど人権セミナー」や「人権のまちづくりコーディネーター講座」等の事業を実施し、 同和問題や男女共同参画に関する問題などの様々な人権問題に関する学習の場を提供すること で、地域での人権学習活動の振興を図る。

(2) 同和地区児童生徒及び住民に対する教育・啓発活動

- ① 同和地区住民及び近隣地域住民の教育水準の向上と福祉の増進を促進し、もって、地域住民の 社会的、文化的向上を図るために、同和地区住民及び近隣地域住民の民主的・組織的な教育・ 啓発活動の促進に努めるとともに、教育集会所機能の充実を図る。
- ② 同和地区及び近隣地域の児童生徒の心身ともに健康で文化的な生活に向けて、その基礎となる 学力向上を図るため、学習指導員の配置等により、家庭における学習の習慣化など必要な指導 を行うとともに、適切な進路の確保に努める。

v 行政改革への取り組み

近年の厳しい社会状況を背景に、効果的な市民サービスの実現と効率的な行政の展開を図るため、 久留米市行政改革行動計画に基づき、学校給食調理業務や学校校務員業務の委託化、PFI手法に よる中央学校給食共同調理場の運営、社会教育施設における指定管理者による管理運営などに取り 組む。

- ① 学校給食調理業務の委託化推進
- ② PFI手法による中央学校給食共同調理場の安定した管理運営の推進
- ③ 図書館業務のサービス向上と運営の効率化
- ④ 生涯学習センター・勤労青少年ホーム、主な体育施設等における指定管理者による施設の管理運営

vi 教育委員会の活性化

教育委員会会議においては、効果的で円滑な教育行政の運営が図られるよう、教育行政の基本的な 方針や具体的な施策、議決案件、報告事項について審議・検討する。審議・検討に際しては、事前の 資料提供、学校や社会教育施設を視察・訪問するなど、各委員の多様な意見が得られるよう教育委員 会会議の深化を図る。

また、効果的な教育行政の推進や市民等への説明責任を果たす観点から、教育委員会活動について 点検・評価を行っていく。

(1) 開かれた教育委員会の取り組み

- ① 教育施策に関する情報公開や市民からの意見の収集などにおいて、ホームページを活用し、情報化社会に対応した情報の発信や共有化に取り組む。
- ② 各地域の特色ある教育施策や課題への認識を深め、より良い教育施策の検討を行うため、移動教育委員会の開催等、教育委員自らによる、現場や先進地の視察、各種行事等への参加を充実し、意見収集や論議の活性化に努める。
- ③ 教育委員会会議に協議事項を設定し、議案として提案する前の意見集約の過程や、政策決定までの議論の過程についての明確化に努める。
- ④ 教育委員会が行う点検・評価については、教育施策・事業の実施状況等に関する市民への説明 責任を果たし、信頼される教育行政を推進する観点から、できる限り分かりやすく、適切な評価システムの構築等を図り、評価結果を市議会へ報告するとともに、市民等へ公表する。

(2) 教育委員会活動の充実・高度化

- ① 国や他団体等における論議や特色ある取り組み等に関して、教育委員を含めたネットワークを 構築し、情報の共有化と意見交換の促進に努める。
- ② 教育委員の識見を最大限に生かし、より高度な審議を推進するため、教育行政に関する課題事項等を適宜報告し、教育委員と事務局職員との意見交換を行いながら、事務執行の方針決定に活かす。

(3) 行政としての一体的な取り組みの強化

教育行政は、教育の政治的中立と教育行政の安定を図るという原則に則り、教育委員会が市長部局から独立した機関として教育事務の処理に専門的に当たることとされている。しかしながら、近年の社会状況の変化に対応した教育の展開をはじめ、市長部局等と連携して効率的かつ総合的な行政の推進を図るべき施策が増加している状況にある。市長と教育委員会の協議調整の場である総合教育会議での協議や、市長の教育に関する基本方針である大綱の策定を通じて、市長部局とより一層一体的、総合的な行政の展開を図る。

● 学校設置状況

(1) 市立小学校設置状況

(H27.5.1現在)

校名	所在地	児	教	学	教室	色数	校地	面積	校舎面積	
		童	員	級	普	特				屋内
(創立年)	(電話)	数	数	数	通	別	総面積	運動場	延面積	運動場
西国分	諏訪野町1972-1	人	人				m²	m²	m²	mi
(明治37年)	(33-0418)	889	40	28	28	9	17, 320	8, 942	5, 848	945
荘島	荘島町19−4									
(明治6年)	(33-0428)	156	14	8	8	11	8, 971	4, 990	3, 165	919
日吉	日吉町77-1									
(明治16年)	(33-0438)	439	23	15	15	8	10, 721	6, 923	3, 291	872
篠山	篠山町270-1									
(明治17年)	(33-0448)	506	26	19	18	7	10, 635	4, 114	4, 214	926
京町	京町256									
(明治44年)	(33-0458)	266	17	14	14	8	7, 142	4, 573	3, 602	571
南薫	南薫西町1951-1									
(明治42年)	(33-0468)	421	29	20	20	8	12, 079	6, 570	5, 787	1, 176
鳥飼	梅満町977									
(明治25年)	(33-0478)	461	26	20	20	8	12, 331	6, 155	4, 911	945
長門石	長門石三丁目9-12									
(明治21年)	(33-3015)	418	24	17	17	17	15, 601	7, 962	5, 356	725
小森野	小森野五丁目21-23									
(明治25年)	(33-3215)	309	16	13	13	7	19, 793	14, 837	2, 890	607
金丸	原古賀町28-2									
(明治25年)	(33-0488)	658	37	24	23	8	13, 836	6, 759	5, 335	919
東国分	国分町444-1									
(大正15年)	(21-9418)	647	29	23	23	14	18, 428	10, 644	5, 893	945
御井	御井町599-2					_				
(明治6年)	(43-7681)	369	22	16	16	9	11, 596	5, 059	4, 320	750
南	南二丁目16-1	1 050	4.5	0.5	0.7		00 551	10.050	5 054	1 0 40
(昭和23年)	(21-9438)	1,059	47	35	37	8	20, 551	12, 653	5, 854	1,049
合川	合川町471-1	700	0.0	0.5	0.5		05 150	0.010	5 400	705
(明治11年)	(43-3815)	739	33	25	25	9	25, 156	9, 818	5, 428	725
山川	山川追分二丁目10-2	401	0.0	10	1.0	7	19 600	7 100	0.617	795
(明治10年)	(43-3921)	461	23	19	18	1	12, 608	7, 103	3, 617	725
上津	上津町1923-3-1	602	20	23	99	10	97 459	15 074	F 000	1 040
(明治34年)	(22-4015)	693	29	۷۵	23	10	27, 458	15, 974	5, 232	1,049
高良内	高良内町523-1	595	28	22	22	9	16, 158	6 940	4 070	0.45
<u>(明治11年)</u> 宮ノ陣	(43-4215) 宮ノ陣町大杜393-1	595	20	44	22	9	10, 106	6, 849	4, 978	945
・	(33-4315)	510	25	20	21	10	23, 486	14,827	4, 800	776
(<u>奶荷 0 平)</u> 山本	(33-4315) 山本町耳納90	310	20	20	21	10	23, 400	14, 021	4, 000	110
田本 (明治19年)	(43-4415)	134	12	7	7	9	14, 222	7, 576	2, 280	680
(<u>奶福19年)</u> 草野	草野町矢作496-1	104	12	,	- 1	9	14, 222	1,510	2, 200	000
(明治19年)	(47-0043)	91	11	7	7	7	17, 561	9, 863	2, 089	680
安武	安武町武島776-1	31	11	•	- 1		17, 501	3,003	2,009	000
(明治34年)	(27-2851)	328	22	15	15	12	19, 314	10, 469	3, 865	919
<u></u> 荒木	荒木町荒木1500	320	22	10	10	12	13, 514	10, 403	3,000	313
元小 (明治7年)	(27-1145)	790	37	28	28	9	25, 142	12, 080	5, 680	1, 170
大善夫	大善寺町夜明1268	100	01	20	20	- 3	20, 112	12,000	0,000	1,110
(明治9年)	(27-1155)	468	24	17	17	9	17, 164	9, 510	4, 398	725
	善導寺町与田450	100	21	11	11		11,104	5, 510	1, 000	120
(明治5年)	(47-1004)	413	21	15	15	9	16, 803	7, 763	3, 902	919
	大橋町合楽1081	110	21	10	10		10,000	1,100	0,002	313
(明治9年)	(47-0069)	75	9	7	7	6	9, 590	5, 820	2, 395	680

校名	所在地				教室	定数	校地	面積	校舎面積	
10.71	/// 12.20	児	教	学			<i>[</i> ,]	шіх	人口面很	
(創去年)	(電紅)	童 数	員数	級 数	普通	特別	<u></u> 	運動場	江王建	屋内 運動場
(創立年) 青峰	(電話) 青峰二丁目 7-1			奴	进	万川	総面積		延面積	
	(43-9101)	人 141	人 15	9	0	13	m ²	m²	m²	m [*]
	津福今町472-31	141	15	9	9	15	16, 512	9, 162	4, 484	725
津福		626	29	23	23	13	25, 068	12 044	5, 617	725
(昭和53年)	(32-5260)	020	29	۷۵	23	13	25,008	13, 944	5, 617	123
船越	田主丸町船越190	110	1.0	7	7	0	12 001	7 000	0.200	700
(明治9年)	(0943-72-2278)	112	10	7	7	8	13, 991	7, 839	2, 309	796
水縄	田主丸町石垣889	1.01	10	0	0	7	16 495	7 000	0.659	-
(明治25年)	(0943-72-2474)	121	12	8	8	7	16, 425	7,860	2, 652	532
田主丸	田主丸町田主丸318	0.46	10	1.0	1.0	c	07.050	10 417	4 000	1 110
(明治6年)	(0943-72-3123)	346	18	13	13	6	27, 950	13, 417	4, 093	1, 112
水分	田主丸町常盤1118-1				_	_	10 155			
(明治25年)	(0943-72-2270)	101	12	7	7	7	13, 177	4, 963	2, 239	680
竹野	田主丸町竹野1823-1									
(明治7年)	(0943-72-2452)	126	12	8	8	11	10, 990	7, 270	2, 719	796
川会	田主丸町以真恵274-1-1									
(明治24年)	(0943-72-2847)	116	12	7	7	8	13, 390	9, 415	2, 425	680
柴刈	田主丸町八幡830-1									
(明治19年)	(0943-72-2408)	85	11	7	7	7	14, 939	4, 512	2, 435	805
弓削	北野町高良1801									
(明治16年)	(78-2045)	140	11	7	7	9	9, 107	4, 351	2, 502	724
北野	北野町中520-1									
(明治16年)	(78-2039)	492	22	17	17	9	28, 990	9, 544	6, 565	1,673
大城	北野町大城121-1									
(明治16年)	(78-3216)	209	12	9	9	10	13, 787	6, 453	2, 952	680
金島	北野町八重亀164									
(明治16年)	(78-2217)	115	12	7	7	6	14, 532	4, 359	2, 863	681
城島	城島町城島320									
(明治6年)	(62-3062)	255	15	11	11	8	15, 601	7, 270	3, 224	726
下田	城島町下田251									
(明治12年)	(62-3268)	65	8	6	6	7	9, 321	5, 443	1,842	422
江上	城島町江上331									
(明治8年)	(62-2559)	201	12	8	8	11	12, 222	2,055	2, 852	646
青木	城島町青木825									
(明治5年)	(62-2314)	129	10	7	7	8	13, 294	5, 573	2, 397	658
浮島	城島町浮島234-1									
(明治6年)	(62-2349)	32	6	4	4	8	7, 947	3, 022	1, 530	420
西牟田	三潴町西牟田4410									
(昭和33年)	(64-3672)	307	19	14	14	7	14, 869	6, 912	2, 869	853
犬塚	三潴町玉満1871									
(明治25年)	(64-2027)	346	17	13	13	11	18, 422	8, 039	4, 244	845
三潴	三潴町高三潴492									
(明治25年)	(64-2514)	359	17	13	13	6	21, 475	10,660	3, 232	996
	合計	16, 319	916	662			735, 675			

(H27.5.1現在)

校名	所在地	生	教	学	教皇	室数	校地	面積	校舎面積		
(創立年)	(電話)	走 数	員数	, 級 数	普通	特別	総面積	運動場	延面積	屋内 運動場	武道場
城南	城南町11-4	人	人				m²	m²	m²	m²	m²
(昭和22年)	(33-7295)	753	46	24	23	17	14, 216	7, 062	6, 329	1, 498	392
江南	梅満町637-3										
(昭和22年)	(33-7305)	592	42	19	19	17	22, 676	10, 710	6, 871	1, 176	450
櫛原	東櫛原町1286-1										
(昭和22年)	(33-7385)	197	17	9	9	12	19, 649	10, 493	3, 986	1, 096	450
牟田山	南二丁目16-2										
(昭和22年)	(21-9448)	662	38	21	21	15	20, 162	13, 256	5, 606	1, 155	450
諏訪	東町250-1										
(昭和22年)	(33-7395)	778	44	23	23	16	17, 699	8, 291	6, 636	1, 102	450
良山	山川町37-2										
(昭和22年)	(43-7871)	717	44	22	22	18	18, 058	9, 466	7, 304	1,009	350
明星	高良内町4482-1										
(昭和22年)	(21-9468)	417	26	15	15	21	26, 434	13, 327	7, 337	1, 223	450
宮ノ陣	宮ノ陣町五郎丸1551-1										
(昭和22年)	(33-9478)	338	21	12	12	12	29, 854	21, 538	4, 084	860	450
荒木	荒木町荒木1918-1										
(昭和22年)	(26-5131)	416	24	14	14	15	50, 844	17, 596	4, 640	1, 135	450
筑邦西	大善寺町宮本385-1										
(昭和22年)	(26-2646)	446	29	16	16	15	27, 225	14, 920	5, 889	1, 138	450
屏水	山本町耳納1069-1										
(昭和22年)	(47-1061)	356	25	12	12	15	27, 276	15, 180	4, 848	717	450
青陵	藤山町1731-10										
(昭和56年)	(22-1851)	308	21	11	11	12	27, 958	12, 926	4, 764	1, 196	450
高牟礼	高良内町3361										
(平成4年)	(45-2233)	248	20	10	10	12	21, 002	12, 183	5, 075	981	350
田主丸	田主丸町田主丸65-1										
(昭和47年)	(0943-72-3191)	584	36	19	17	21	46, 281	23, 406	8, 256	1, 474	767
北野	北野町塚島277										
(昭和46年)	(78-2022)	464	27	15	15	17	28, 038	16, 217	5, 316	1, 512	1, 256
城島	城島町楢津1354-1										
(昭和25年)	(62-3300)	362	21	13	13	19	38, 354	25, 206	8, 041	1, 320	984
三潴	三潴町玉満2705										
(昭和36年)	(64-2137)	468	26	15	15	21	25, 633	9, 122	7, 009	1, 078	592
	合計	8, 106	507	270	267	275	461, 359	240, 899	101, 991	19, 670	9, 191

(3) 市立特別支援学校設置状況

(H27.5.1現在)

校名	所 在 地	児	教	学		室数	校地	面積	校舎面積	屋内
(創立年)	(電話)	児童数	教員数	級数	普通	特別	総面積	運動場	延面積	運動場
小 学 部 (昭和49年)		人 67	人	19			m²	m²	m²	m²
中 学 部 (昭和50年)	南一丁目2-1 (39-6131)	48	95	12	_	_	26, 612	7, 900	9, 468	555
高 等 部 (昭和53年)		96		17						
合	11-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	211	95	48			26, 612	7, 900	9, 468	555

[※]児童数に訪問含む。

(4) 市立高等学校設置状況

(H27.5.1現在)

	所 在 地	生	教	学	教室		校地	面積	校舎面積	屋内
(創立年)	(電話)	生徒数	教員数	級数	普通	特別	総面積	運動場	延面積	運動場
久留米商業 (明治29年)	南一丁目1-1 (33-1285)	人 715	人 60	18	18	25	47, 797		m [*] 11, 755	
南 筑 (大正11年)	御井町1498-1 (43-1295)	701	51	18	18	17	55, 825	34, 746	8, 750	1, 729
合	計	1, 416	111	36	36	42	103, 622	60, 384	20, 505	3, 572

(5) 合計

区	分	校数	学級数	児童・生徒数	教員数
小	学校	46	662	16, 319	916
中	学 校	17	270	8, 106	507
特別	小 学 部		19	67	
特別支援学校	中学部	1	12	48	95
字 校 	高 等 部		17	96	
	高等学校	2	36	1, 416	111

● 進路状況

(市立中学校)

卒業年度	卒業生総数	進学者		就職者		その他	
			%		%		%
H26年度	2,774 人	2,711 人	97. 7	23 人	0.8	40 人	1.4
H25年度	2, 777	2,731 人	98. 3	16	0.6	30	1. 1
H24年度	2, 777	2, 720	97. 9	10	0.4	47	1. 7
H23年度	2, 816	2, 776	98. 6	7	0. 2	33	1.2
H22年度	2, 713	2,666	98. 3	5	0. 2	42	1.5

[※] 進学者には定時制や夜間学校への就職進学者を含む。

(市立高等学校)

7	大光 左 庄	大光 H- 9公米h	進学者		45 1444 45		その他	
	卒業年度	卒業生総数	進子有	%	就職者	%	そり他	%
	H26年度	229人	183人	79. 9	41人	17. 9	5人	2. 2
南	H25年度	231	185	80. 1	32	13. 9	14	6. 1
	H24年度	215	175	81. 4	40	18.6	0	0.0
筑	H23年度	230	190	82. 6	39	17. 0	1	0.4
	H22年度	230	183	79. 6	37	16. 1	10	4. 3
	H26年度	240人	178人	74. 2	58 人	24. 2	4 人	1. 7
久网	H25年度	238	169	71. 0	64	26. 9	5	2. 1
久留米商業	H24年度	236	175	74. 2	55	23. 3	6	2. 5
常業	H23年度	236	176	74. 6	55	23. 3	5	2. 1
	H22年度	235	172	73. 2	63	26.8	0	0.0

● 社会教育施設一覧

名称	郵便番号	住所	電話
坂本繁二郎生家	830-0028	京町 224-1	35-8260
生涯学習センター	830-0037	諏訪野町 1830-6	30-7900
久留米市勤労青少年ホーム	839-0862	野中町 1075-2	34-4996
田主丸複合文化施設 (そよ風ホール)	839-1233	田主丸町田主丸 770-1	0943-74-4000
田主丸勤労青少年ホーム	839-1232	田主丸町常盤 1111-1	0943-73-3060
北野生涯学習センター	830-1113	北野町中 273-1	78-2308
金島ふれあい交流センター	830-1102	北野町八重亀 139	23-1266
弓削コスモス館	830-1114	北野町高良 1706-1	23-1220
大城ますかげセンター	830-1104	北野町大城 83	23-1123
城島総合文化センター (城島生涯学習センター)	830-0211	城島町楢津 1-1	62-2110
城島ふれあいセンター	830-0203	城島町浜 293	62-6226
三潴生涯学習センター	830-0112	三潴町玉満 2949-1	64-3020
荘島体育館	830-0042	荘島町 11-1	33-5453
西田体育館	830-0048	梅満町 70-4	33-3003
久留米総合スポーツセンター	830-0003	東櫛原町 173	39-7371
西部地区体育館	830-0076	大善寺町藤吉 434	27-3741
みづま総合体育館	830-0112	三潴町玉満 2593-1	65-1115
埋蔵文化財センター	830-0037	諏訪野町 1830-6	34-4995
中央図書館	839-0862	野中町 970-1	38-7116
六ツ門図書館	830-0031	六ツ門町 3-11	39-5620
田主丸図書館	839-1233	田主丸町田主丸 770-1	0943-73-4031
北野図書館	830-1113	北野町中 3253	23-1151
城島図書館	830-0211	城島町楢津 1-1	62-1777
三潴図書館	830-0112	三潴町玉満 2949-1	64-6010

● 久留米市内指定文化財件数

平成27年4月1日現在(単位:件)

種	別	玉	県	市	合 計
	建造物	2	8	11	21
	絵 画	8	3	5	16
	彫 刻	4	3	11	18
	工芸品	3	3	4	10
有 形 文 化 財	書跡	3			3
	典 籍				
	古文書		2	5	7
	考古資料		3	6	9
	歴史資料			3	3
	小 計	20	22	45	87
無 形 文	化 財	1	1		2
有 形 民 俗	文 化 財		5	26	31
無 形 民 俗	文 化 財	1	2	7	10
史	跡	9	6	8	23
名	勝			1	1
天 然 記	念 物	3	8	16	27
選定保存	技術			0	
合	計	34	44	103	181
登録文	化財	5			5
五 本	L K	9			อ

第53号議案

久留米市立小中学校通学区域審議会委員の任命又は委嘱 について

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 1 1 月 2 1 日 教育長 堤 正則

提案理由

久留米市立小中学校通学区域審議会委員の任期が平成28年11 月30日をもって満了するので、その後任の委員を任命又は委嘱しようとするものである。

久留米市立小中学校通学区域審議会委員の任命又は委嘱について

久留米市立小中学校通学区域審議会規則第4条の規定により、下記の者を久留米市立小中学校通学 区域審議会委員に任命又は委嘱する。

記

区 分	氏 名	所属	任期
知 識 経 験 者	そうだ こういちろう 早田 耕一郎	久留米市議会	
"	あきなが みねこ 秋永 峰子	n	
"	たなか たかこ 田中 貴子	n	
"	たずみ かずや 田住 和也	n	
"	typise sise 森﨑 巨樹	n	平成28年
"	*************************************	久留米男女共同参画推進 ネットワーク	12月1日から
n n	古賀 秀心	久留米市校区まちづくり 連絡協議会	平成30年
市立小中学校の父母 教 師 会 の 役 員	くしだ りゅういちろう 櫛田 隆一郎	久留米市立大城小学校 父母教師会	11月30日まで
"	西田 文	久留米市立牟田山中学校 父母教師会	
市立小中学校の校長	大久保 美加	久留米市立下田小学校	
"	かなみ れいこ 穴見 玲子	久留米市立久留米特別 支援学校	
"	あらまき たつや 荒巻 達也	久留米市立城南中学校	
市立小中学校の教職員	北島真弓	久留米市立上津小学校	
市 の 職 員	ながしま まさあき 長嶋 正明	協働推進部	
"	こばやし あやこ	n	

久留米市立小中学校通学区域審議会委員新旧対照表

	新名 簿	(H28. 12. 1∼)	旧	名 簿
区分	氏名	所属	氏名	所属
知識経験者	そうだ こういちろう 早田 耕一郎	久留米市議会	そうだ こういちろう 早田 耕一郎	久留米市議会
II	^{あきなが} みねこ 秋永 峰子	ıı	metan Anac 秋永 峰子	II .
II	たなか たかこ 田中 貴子	n,	たなか たかこ 田中 貴子	II .
"	たずみ かずや 田住 和也	"	たずみ かずや 田住 和也	11
"	*************************************	"	^{もりさき まさき} 森﨑 巨樹	11
"	*つうら Lのぶ 松浦 忍	久留米男女共同参画 推進ネットワーク	*つうら Lのぶ 松浦 忍	久留米男女共同参画 推進ネットワーク
"	古賀 秀心	久留米市校区まちづくり 連絡協議会	こが ひでみ 古賀 秀心	久留米市校区まちづくり 連絡協議会
市立小中学 校の父母教 師会の役員	くしだ りゅういちろう 櫛田 隆一郎	久留米市立大城小学校 父母教師会	くしだ りゅういちろう 櫛田 隆一郎	久留米市立大城小学校 父母教師会
"	にしだ が 西田 文	久留米市立牟田山中学校 父母教師会	にしだ あや 西田 文	久留米市立牟田山中学校 父母教師会
市立小中学 校の校長	ぉぉヾぼ みか 大久保 美加	久留米市立下田小学校	ぉぉヾぼ ゕゕ 大久保 美加	久留米市立下田小学校
II	^{あなみ} れいこ 穴見 玲子	久留米市立久留米 特別支援学校	marka nive 穴見 玲子	久留米市立久留米 特別支援学校
"	あらまき たっや 荒巻 達也	久留米市立城南中学校	がまき たっや 荒巻 達也	久留米市立城南中学校
市立小中学 校の教職員	またじま まゆみ 北島 真弓	久留米市立上津小学校	またじま まゆみ 北島 真弓	久留米市立上津小学校
市の職員	times state 長嶋 正明	協働推進部	ながしま まさあき 長嶋 正明	協働推進部
II	こばやし あやこ 小林 文子	II	こばやし あやこ 小林 文子	JI

15人/委員数

15人/委員数

〇久留米市立小中学校通学区域審議会規則

昭和 40 年 10 月 21 日 久留米市教育委員会規則第 6 号

(組織)

- 第3条 審議会は、委員15人以内をもつて組織する。
- 2 前項の規定にかかわらず、特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を任命し、又は委嘱することができる。この場合において、その数は特定の事項別に2人以内とする。

(平 8 教規則 5·一部改正)

(委員)

- 第4条 審議会の委員は、次に掲げるものについて教育委員会が任命又は 委嘱する。
 - (1) 知識経験者
 - (2) 市立小中学校の父母教師会の役員
 - (3) 市立小中学校の校長
 - (4) 市立小中学校の教職員
 - (5) 市の職員
 - (6) その他教育委員会が必要と認めるもの (平8教規則5・平9教規則4・平25教規則19・一部改正)

(委員の任期)

- 第5条 前条第1項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 第3条第2項の臨時委員の任期は、2年を超えない範囲内で当該特定の 事項を調査審議するため教育委員会が必要と認めた期間とする。ただし、 当該規定の事項に関する調査審議が終了しない場合には、同様の取扱い により再任または委嘱の更新を行うことができるものとする。
- 4 前項の任期にかかわらず、当該特定の事項の調査審議が終了した場合には、臨時委員はその任を解かれたものとみなす。

(平8教規則5・一部改正)

第54号議案

平成29年度久留米市立久留米特別支援学校高等部入学者選考要項及び平成2 9年度久留米市立久留米特別支援学校高等部訪問教育入学者選考要項について

上記の議案を提出する。

平成28年11月21日

教育長 堤 正 則

提案理由

平成29年度久留米市立久留米特別支援学校高等部入学者選考要項及び平成29年 度久留米市立久留米特別支援学校高等部訪問教育入学者選考要項を定めようとするも のである。

平成29年度 久留米市立久留米特別支援学校 高等部入学者選考要項

第1 基本方針

- 1 久留米特別支援学校高等部入学者の選考は、入学を希望する者について、その障害の種類や程度及び個人の資質や能力を公正に判定することを基本として行うものとする。
- 2 久留米特別支援学校高等部入学者の選考は、志願者の在学又は卒業した学校の校長(以下「出身学校長」という。)から提出される調査書、学力検査、身体機能検査、健康診断、面接等により行うものとする。

第2 入学志願手続

1 志願資格

障害が学校教育法施行令第22条の3に示す知的障害の程度に該当する者で、久留米市 に在住し、かつ、次の事項に該当する者

- (1) 特別支援学校中学部、中学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は平成29年3月 卒業見込みの者
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者又は平成29年3月修了見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則第95条に基づき、(1)と同等以上の学力があると認められた 者
- 2 募集学科及び定員

募集学科及び定員は、次のとおりとする。

学 科	募集定員
普通科	6 2 人

- 3 志願書類
- (1) 入学願書

入学志願者は、入学願書(久留米市立久留米特別支援学校学則第3号様式)に必要事項を記入し、出身学校長を経由の上、久留米特別支援学校長へ提出すること。

(2) 調查書

出身学校長は、志願者の調査書(久留米特別支援学校で定める様式)を作成し、久留 米特別支援学校長へ提出するものとする。この場合、出身学校長は自らを委員長とする 「調査書作成委員会」を設け、生徒指導要録に準拠して厳正に作成すること。

- (3) その他久留米特別支援学校長が必要とする書類
- 4 入学選考料

入学選考料は無料とする。

5 志願書類提出期間

平成29年2月1日(水)から平成29年2月8日(水)までとする。

受付時間は、午前9時から午後5時(受付締切日は正午)までとする。

(ただし、土曜・日曜は受け付けない。)

6 志願書類の受付

久留米特別支援学校長は、提出された志願書類を精査確認の上、受け付けること。 なお、受検票には、受検番号を記入し、公印を押印して交付するものとする。

第3 入学者選考

1 選考の方法

- (1) 選考にあたっては、久留米特別支援学校長を責任者とする「入学者選考委員会」を組織するものとする。
- (2) 入学者選考委員会は、選考の手続及び基準を作成するものとする。
- (3) 選考は、調査書及び諸検査等の資料を精査の上、総合的な判定により合否を決定するものとする。

2 検査内容

学力検査、身体機能検査、健康診断、面接、その他必要な検査等については、久留米特別支援学校長が定めるものとする。

- 3 検査期日・日程
- (1) 検査期日は、平成29年2月17日(金)とする。
- (2) 日程は、久留米特別支援学校長が定めるものとする。

4 検査場等

- (1) 検査は、久留米特別支援学校において行うものとする。
- (2) 採点、評価等は、久留米特別支援学校において行うものとする。
- 5 検査場責任者

久留米特別支援学校長を検査場責任者とする。

第4 合格者発表

- 1 合格者発表の期日は、平成29年3月8日(水)午前9時に行うものとする。
- 2 合格者発表は、久留米特別支援学校で行うものとする。

第5 募集要項

久留米特別支援学校長は、この要項に基づき募集要項を作成するものとする。

第6 二次募集

合格者発表時に、合格者の人数が募集定員に満たない場合は、原則として二次募集を行 うものとする。

平成29年度 久留米市立久留米特別支援学校

高等部訪問教育入学者選考要項

第1 基本方針

- 1 久留米特別支援学校高等部訪問教育入学者の選考は、入学を希望する者について、訪問教育の必要性や障害の種類や程度及び個人の資質や能力を公正に判断することを基本として行うものとする。
- 2 久留米特別支援学校高等部訪問教育入学者の選考は、志願者の在学する、又は卒業した学校の校長(以下「出身学校長」という。)から提出される調査書、学力検査、身体機能検査、健康診断、面接等により行うものとする。

第2 入学志願手続

1 志願資格

障害が学校教育法施行令第22条の3に示す知的障害の程度に該当する者で、原則として保護者とともに久留米市に在住し、かつ、次の事項に該当する者

- (1) 特別支援学校中学部3年で訪問教育を受けていた者で、昭和54年3月以後卒業した者又は平成29年3月卒業見込みの者
- (2) 原則として特別支援学校中等部を昭和54年3月以後卒業した者又は平成29年3月卒業見込みの者で、障害の重度・重複化により通学して高等部教育を受けることが困難な者
- (3) その他、久留米特別支援学校長が定める資格・要件に基づき、久留米特別支援学校 高等部訪問教育が適当と認められた者

2 募集学科及び定員

募集学科及び定員は、次のとおりとする。

学 科	募集定員
普通科	3人

3 志願書類

(1) 入学願書

入学志願者は、入学願書(久留米市立久留米特別支援学校学則第3号様式)に必要 事項を記入し、出身学校長を経由の上、久留米特別支援学校長へ提出すること。

(2) 調査書

出身学校長は、志願者の調査書(久留米特別支援学校で定める様式)を作成し、久留米特別支援学校長へ提出するものとする。この場合、出身学校長は自らを委員長とする「調査書作成委員会」を設け、生徒指導要録に準拠して厳正に作成すること。

(3) その他久留米特別支援学校長が必要とする書類

4 入学選考料

入学選考料は無料とする。

5 志願書類提出期間

平成29年2月1日 (水) から平成29年2月8日 (水) までとする。 受付時間は、午前9時から午後5時 (受付締切日は正午) までとする。 (ただし、土曜・日曜は受け付けない。)

6 志願書類等の受付

久留米特別支援学校長は、提出された志願書類を精査確認の上、受け付けること。 なお、受検票には受検番号を記入し、公印を押印して交付するものとする。

第3 入学者選考

1 検査内容

学力検査、身体機能検査、健康診断、面接、その他必要な検査等については、久留米 特別支援学校長が定めるものとする。

2 検査期日・日程

- (1) 検査期日は、平成29年2月13日(月)から平成29年2月17日(金)の期間 内で久留米特別支援学校長が定めるものとする。
- (2) 日程は、久留米特別支援学校長が定めるものとする。

3 検査場等

- (1) 検査は、久留米特別支援学校において行うものとする。ただし、志願者の障害の状況等により、必要に応じて家庭や施設等で行うこともできるものとする。
- (2) 採点、評価等は、久留米特別支援学校において行うものとする。

4 選考の方法

- (1) 選考にあたっては、久留米特別支援学校長を責任者とする「入学者選考委員会」を 組織するものとする。
- (2) 入学者選考委員会は、選考の手続き及び基準を作成するものとする。
- (3) 選考は、調査書及び諸検査等の資料を精査の上、総合的な判断により入学者を決定するものとする。

第4 合格者発表

- 1 合格者発表の期日は、平成29年3月8日(水)午前9時に行うものとする。
- 2 合格者発表は、久留米特別支援学校で行うものとする。

第5 募集要項

久留米特別支援学校長は、この要項に基づき募集要項を作成するものとする。

学校教育法施行令 (抜粋)

第2章 視覚障害者等の障害の程度

第22条の3 法第75条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね○・三未満のもの又は視力以外の視
	機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても
	通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく
	困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六○デシベル以上のもののう
	ち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが
	不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日
	常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの
	2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しない
	もののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆
	記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な
	程度のもの
	2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもの
	のうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生
	物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必
	要とする程度のもの
	2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度
	のもの

- 備考 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
 - 2 聴力の測定は、日本工業規格によるオージオメータによる。

第55号議案

久留米市社会教育委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

平成28年11月21日 教育長 堤 正則

提案理由

久留米市社会教育委員の任期満了に伴い、後任の委員を委嘱しようとするものであ る。

久留米市社会教育委員の委嘱について

社会教育法第15条第2項により、下記の者を久留米市社会教育委員に委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
学校教育関係者	樋口 恵子	久留米市小学校長会	
社会教育関係者	寺﨑 眞	久留米市校区まちづくり 連絡協議会	
	田中 幹雄	久留米市子ども会連合会	
	池田 博子	久留米市女性の会 婦人会連絡協議会	
	冨田 あやか	久留米市小中学校 父母教師会連合会	平成28年12月1日から 平成30年11月30日まで
	伊藤 正博	久留米市体育協会	
学識経験者	秋永 峰子	久留米市議会議員	
	江村 理奈	久留米大学	
	椎山 克己	久留米信愛女学院短期大学	

久留米市社会教育委員新旧対照表

区分	I	日名簿	新名簿(H28.12.1~)
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
学校教育関係者	がくち かこ 樋口 恵子	久留米市小学校長会	がくち かこ 種口 恵子	久留米市小学校長会
社会教育関係者	で5.5g * こと 寺崎 真	久留米市校区まちづく り連絡協議会	で5.55g *こと 寺崎 真	久留米市校区まちづ くり連絡協 議会
	たなか みきお 田中 幹雄	久留米市子ども会 連合会	たなか みき お 田中 幹雄	久留米市子ども会 連合会
	池田博子	久留米市女性の会 婦人会連絡協議会	池田博子	久留米市女性の会 婦人会連絡協議会
	^{とみた} 冨田 あやか	久留米市小中学校 父母教師会連合会	^{とみた} 冨田 あやか	久留米市小中学校 父母教師会連合会
	水島・紀尚	久留米市体育協会	**伊藤 正博	久留米市体育協会
家庭教育関係者	いまむらったしはる	久留米市民生委員 児童委員協議会	◎推薦依頼中	久留米市民生委員 児童委員協 議会
学識経験者	秋永峰子	久留米市議会議員	秋永峰子	久留米市議会議員
	江藤 智佐子	久留米大学	*注:	久留米大学
	しいやま かつみ 椎山 克己	久留米信愛女学院 短期大学	いやま かつみ 椎山 克己	久留米信愛女学院 短期大学

※新任委員

◎久留米市民生委員児童委員協議会所属の委員については、民生委員・児童委員が12月1日で改選となるため、改選後、候補者の推薦が行われる予定

(昭和二十四年六月十日) (法律第二百七号)

(社会教育委員の設置)

- 第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。
- 2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(社会教育委員の職務)

- 第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の 職務を行う。
 - 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意 見を述べること。
 - 三前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関 し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社 会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌する ものとする。

○久留米市社会教育委員条例 (抜粋)

昭和36年4月1日 久留米市条例第11号

(目的及び設置)

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条の規定により、社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(定数)

第2条 委員の定数は、10人以内とする。

(委員)

- 第 3 条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間 とする。

第56号議案

久留米市勤労青少年ホームの指定管理者の指定期間の延長について

上記の議案を提出する。

平成28年11月21日 教育長 堤 正則

提案理由

久留米市勤労青少年ホームの管理を行わせる指定管理者の指定期間を延長するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年 法律第162号)第29条の規定により、市長から意見を求められたも のである。 久留米市勤労青少年ホームの指定管理者の指定期間の延長について

久留米市勤労青少年ホームの指定管理者の指定期間の延長について、 別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第 号議案

久留米市勤労青少年ホームの指定管理者の指定期間の延長に ついて

上記の議案を提出する。

提案理由

久留米市勤労青少年ホームの管理を行わせる指定管理者の指定期間を延長するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により市議会の議決を求めるものである。

久留米市勤労青少年ホームの指定管理者の指定期間の延長に ついて

平成25年12月16日に議決した久留米市勤労青少年ホームの管理 を行わせる指定管理者の指定期間を次のとおり延長する。

現行の指定期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで延長後の指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

教育委員会資料 平成 28 年 11 月 21 日 市民文化部生涯学習推進課

久留米市勤労青少年ホームの指定管理者の指定期間の延長について

1 概 要

久留米市勤労青少年ホームについては、平成18年4月から、指定管理者制度を導入 しており、今年度は、平成25年12月16日に議決された第4期の指定期間(平成26 年4月1日~平成29年3月31日)の最終年度となっている。

また、同ホームは、サンライフ久留米とともに、平成28年2月に、行財政改革調査特別委員会から施設機能の集約化を進めることと提言を受けている施設である。

そこで、平成29年4月1日からの指定管理者の選定については、施設のあり方について具体的な検討を速やかに進めるため、指定期間を2年間(平成29年4月1日~平成31年3月31日)とし、現在の指定管理者との間で指定期間延長の協定を締結する。

2 対象施設

久留米市勤労青少年ホーム(久留米市野中町1075番地2)

3 指定管理者

公益財団法人 久留米文化振興会

4 指定期間の延長

(1)現行の指定期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

(2)延長後の指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

第57号議案

久留米総合スポーツセンター内体育施設の指定管理者の指定 について

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 1 1 月 2 1 日 教育長 堤 正則

提案理由

久留米総合スポーツセンター内体育施設の管理を行わせる指定管理者を指定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により市議会の議決を求めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

久留米総合スポーツセンター内体育施設の指定管理者の指定 について

久留米総合スポーツセンター内体育施設の指定管理者の指定について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第 号議案

久留米総合スポーツセンター内体育施設の指定管理者の指定 について

上記の議案を提出する。

提案理由

久留米総合スポーツセンター内体育施設の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により市議会の議決を求めるものである。

久留米総合スポーツセンター内体育施設の指定管理者の指定 について

久留米総合スポーツセンター内体育施設の管理を行わせる指定管理 者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設
- (1) 久留米市野球場
- (2) 久留米市中央公園内の補助競技場照明設備
- (3) 久留米市中央公園内のテニスコート照明設備
- 2 指定管理者に指定する者

福岡市博多区銀天町三丁目3番7号 プラザ雑餉隈1階 セイカスポーツ・鹿島建物共同事業体

代表者

福岡市博多区銀天町三丁目3番7号 プラザ雑餉隈1階 株式会社セイカスポーツセンター 福岡営業所

構成員

福岡市博多区博多駅前三丁目12番10号 鹿島建物総合管理株式会社 九州営業所

3 指定する期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

第58号議案

体育施設(久留米市荘島体育館ほか17施設)の指定管理者 の指定について

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 1 1 月 2 1 日 教育長 堤 正則

提案理由

体育施設(久留米市荘島体育館ほか17施設)の管理を行わせる指定管理者を指定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により市議会の議決を求めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

体育施設(久留米市荘島体育館ほか17施設)の指定管理者 の指定について

体育施設(久留米市荘島体育館ほか17施設)の指定管理者の指定について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第 号議案

体育施設(久留米市荘島体育館ほか17施設)の指定管理者 の指定について

上記の議案を提出する。

提案理由

体育施設(久留米市荘島体育館ほか17施設)の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第244条の2第6項の規定により市議会の議決を求めるものである。 体育施設(久留米市荘島体育館ほか17施設)の指定管理者 の指定について

体育施設(久留米市荘島体育館ほか17施設)の管理を行わせる指定 管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設
- (1) 久留米市荘島体育館
- (2) 久留米市西部地区体育館
- (3) 久留米市旭町テニスコート
- (4) 久留米市筑後川漕艇場
- (5) 久留米市善導寺公園相撲場
- (6) 久留米市西田テニスコート
- (7) 久留米市西田体育館
- (8) 久留米市山本運動広場
- (9) 久留米市北野グラウンド
- (10) 久留米市北野テニスコート
- (11) 久留米市北野ゲートボール場
- (12) 久留米市北野筑後川グラウンド
- (13) 久留米市北野武道場
- (14) 久留米市北野体育館
- (15) 中干出公園内の多目的広場照明設備
- (16) 大島公園内の多目的広場照明設備
- (17) 西国分小学校の運動場照明設備
- (18) 荒木中学校の運動場照明設備
- 2 指定管理者に指定する者久留米市荘島町11番地1

公益財団法人久留米市体育協会

3 指定する期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

第59号議案

体育施設(田主丸地域)の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 1 1 月 2 1 日 教育長 堤 正則

提案理由

体育施設(田主丸地域)の管理を行わせる指定管理者を指定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により市議会の議決を求めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

体育施設(田主丸地域)の指定管理者の指定について

体育施設 (田主丸地域) の指定管理者の指定について、別紙のとおり 市議会に提出することに同意する。

第 号議案

体育施設(田主丸地域)の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

提案理由

体育施設(田主丸地域)の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により市議会の議決を求めるものである。

体育施設(田主丸地域)の指定管理者の指定について

体育施設(田主丸地域)の管理を行わせる指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設
- (1) 久留米市東部運動公園
- (2) 久留米市田主丸ソフトボール場
- (3) 久留米市田主丸武徳館
- (4) 久留米市田主丸多目的運動室
- (5) 久留米市田主丸テニスコート
- (6) 久留米市田主丸多目的グラウンド
- (7) 久留米市田主丸体育館
- (8) 久留米市柳瀬サッカーコート
- 2 指定管理者に指定する者

久留米市田主丸町常盤1215番地1 特定非営利活動法人田主丸カル・スポクラブ

3 指定する期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

教育委員会後援事業等に関する報告

H28.10.16からH28.11.15 受付分まで

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	平成29年2月23日 (木)、24日(金)	平成28年度福岡教育大学 附属久留米小学校 研究 発表会	国立大学法人福岡教 育大学	福岡教育大学附属久 留米小学校	後援	学校教育課
2	平成28年12月17日 (土)	くるめ創業ロケット 子供プログラミング教室	株式会社久留米ビジ ネスプラザ	久留米創業ロケット (六ツ門町21番地6 久留米東町公園ビ ル)	後援	学校教育課
3	平成29年3月17日 (金)、18日(土)	お仕事スタジアム2017	学校法人麻生塾	福岡国際会議場	後援	学校教育課
4		華道家元池坊 浮羽支部 花展	華道家元池坊 浮羽 支部	田主丸校区コミュニ ティセンター	後援	田主丸文化スポーツ課
5	平成28年12月14日 (水)	北筑後地区小学校教頭会 研究大会	北筑後地区小学校教 頭会	久留米市教育セン ター	後援	学校教育課
6	平成28年2月18日(土) 18:00	スプリングJAZZ	インガットホール活用 実行委員会	久留米市城島総合文 化センター インガッ トホール	後援	城島文化スポーツ課
7	平成28年11月19日(土) 9:00~20日(日)17:00	第27回九州さつき盆栽展	九州さつき愛好会	久留米リサーチパー ク	後援	生涯学習推進課
8	平成29年4月16日(日)~ 平成30年3月18日(日)	実践的カウンセリング講座(基礎)	特定非営利活動法人 おせっかい工房咲風 里	久留米市民活動セン ター みんくる	後援	生涯学習推進課
9	平成28年11月12日(土) 10:00~12:30 開場9:30 佐々木監督 ご挨拶9:40	熊本地震災害復興支援 チャリティ映写会 佐々木昭一郎監督作品「ミ ンヨン倍音の法則」	活水同窓会筑後支部	えーるピア久留米 視聴覚ホール	後援	生涯学習 推進課
10	平成29年2月19日(日) 10:00~17:00	第5回FPフォーラムin久留 米	日本ファイナンシャ ル・プランナーズ協会 福岡支部	えーるピア久留米	後援	生涯学習 推進課

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
11	平成28年11月26日(土) 13:30~16:00	H28年度久留米市障害者 問題啓発事業 地域障害者就労支援セミ ナー2016	特定非営利活動法人 SNetくるめ	久留米シティプラザ Cボックス	後援	生涯学習 推進課
12	平成29年1月14日(土)① 11時~13時②14時30分 ~16時30分③18時30分 ~20時30分	映画「校庭に東風吹いて」 上映会	映画を観る会「くるめ稲の花」	えーるピア久留米 視聴覚ホール	後援	生涯学習 推進課
13	平成28年11月26日(土) 13時30分~16時	講演会「障害がある子の自 立・就労に向けて」	新婦人スモールス テップの会	えーるピア久留米	後援	生涯学習 推進課
14	平成28年11月24日(木) 10:00~12:30	平成28年度 筑後地区私 立幼稚園振興大会 久留米地区私立幼稚園PT A連合会研修会	筑後·久留米地区私 立幼稚園PTA連合 会	久留米シティプラザ ザ・グランドホール	後援	生涯学習 推進課
15	平成29年2月5日(日) 8時~17時	第32回青少年ミュージック フェスティバル	浮羽ライオンズクラブ	うきは市文化会館	後援	学校教育課
16	平成29年1月14日(土) 13時~16時30分	平成28年度福岡県市町村 立学校等女性管理職会北 筑後地区研修会並びに女 性教員研修会	福岡県市町村立学校 等女性管理職会北筑 後地区女性教員研修 会(水仙の会)		後援	学校教育課
17	平成29年3月18日(土) ~4月4日(火)	2017 春 小·中学生 「English CAMP in 能古 島」「Spring Camp in 能古 島」	能古島青少年育成協 会	福岡市西区能古(能 古島)島内および、の このしまアイランド パーク内	後援	学校教育 課
18	平成29年8月5日(土) ~8月12日(土)	2017 夏 小・中学生 チャレンジ留学「English CAMP in GUAM」	能古島青少年育成協 会	アメリカ合衆国領 グ アム島	後援	学校教育 課
19	平成28年12月27日 (火)~12月28日(水)	ライオンズ クエスト 思春 期のライフスキル教育プロ グラム 子供達の生き方 教育研修会	ライオンズクラブ国際 協会337-A地区	久留米市合川校区コ ミュニティセンター内	後援	学校教育 課

定 例 教 育 委 員 会 資 料 平成 2 8 年 1 1 月 2 1 日 教 育 部 学 校 教 育 課

平成28年度久留米市立小・中・高・特別支援学校等の卒業式について

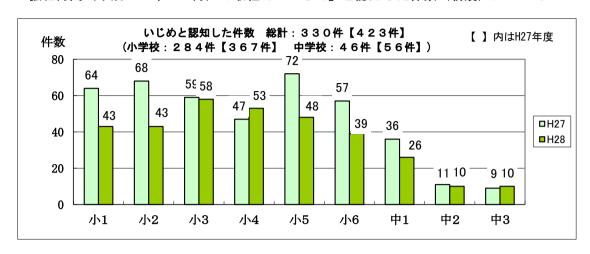
平成28年度の久留米市立小・中・高・特別支援学校等の卒業式の期日が 下記のとおり決定いたしましたので報告いたします。

記

月	目	曜	学校名等
3	1	水	南筑高等学校
3	2	木	久留米特別支援学校(高等部)
3	3	金	久留米商業高等学校
3	4	土	三井中央高等学校
3	9	木	久留米特別支援学校(小学部・中学部)
3	1 1	土	中学校
3	1 7	金	小学校

平成28年度「いじめ問題対応強化月間」の取組のまとめについて

1 強化月間(平成28年10月)の取組で「いじめ」と認知した件数(新規)について



2 「いじめ」であると認知した事案への取組の結果について

	認知件数	解消	解消に向けて 取組中
小学校	284件	206件	78件
中学校	46件	23件	23件
合計	330件	229件	101件

3 「いじめ」の態様について(複数回答)

区分	小学校	中学校
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。	165	34
仲間はずれ、集団による無視をされる。	64	6
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	113	9
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	12	3
金品をたかられる。	2	0
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	11	5
いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	6	2
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	4	1
その他(手紙での中傷・非難)	13	2
計	390	62

4 「いじめ」の認知件数の推移 (H18~27)

※H28は10月までの統計

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28*
小学校	70	24	15	10	12	6	65	67	933	538	488
中学校	67	23	11	17	24	27	46	64	66	121	74
合 計	137	47	26	27	37	33	111	131	999	659	562

(注) H26は、再調査結果(再調査前 94件)

定例教育委員会資料 平成28年11月21日 教育部学校教育課

平成28年度講道館杯全日本柔道体重別選手権大会の成績報告について

1 概要

南筑高等学校の素根 輝(そね あきら)選手が、平成28年度講道館杯全日本柔道 体重別選手権大会の女子78kg超級で、準優勝という輝かしい成績を収めました。

2 出場者

南筑高等学校 柔道部 素根 輝 (スポーツキャリアクラス1年)

3 大会名

平成28年度講道館杯全日本柔道体重別選手権大会

主催:(公財)全日本柔道連盟

後援:(一財)上月財団、NHK、読売新聞社、千葉県、千葉県教育委員会、千葉市、

千葉市教育委員会、(公財) 千葉市スポーツ振興財団

4 種別・成績

女子78kg超級 準優勝

5 日程

平成28年11月12日(土)~13日(日)

- 12日 男子 60kg 級・66kg 級・73kg 級・81kg 級
 - 女子 70kg 級・78kg 級・78kg 超級
- 13日 男子 90kg 級・100kg 級・100kg 超級

女子 48kg 級・52kg 級・57kg 級・63kg 級

6 会場

千葉ポートアリーナ (千葉市)

7 今後の出場予定

平成28年12月2日(金)~4日(日) グランドスラム東京2016(東京体育館)

良山中学校生徒間事故に係る求償金請求事件について

1. 事故の概要

- (1) 日 時 平成25年2月4日
- (2) 場 所 良山中学校南校舎2階廊下
- (3) 発生状況

昼休み中、事故現場付近において1年生男子生徒数名が、結露した廊下を走って勢いをつけスケートのように滑って遊んでいたところ、そのうちの1名が勢い余って廊下つきあたりの非常扉のガラスに突っ込み、ガラスが割れた。その際、付近にいた女子生徒の顔面にガラスの破片が当たり、右の頬付近に約5センチの傷跡が残る怪我をした。

なお、事故の前に、滑り遊びをしている現場を通りかかった教員が注意し、一度は止めたが、加害生徒を含む2名が遊びを再開した中で起こったもの。

2. 事故後の経緯について

平成27年12月に、加害生徒及び被害生徒それぞれの保護者間において示談が成立し、加害生徒の保護者が加入していた賠償責任保険(三井住友海上火災保険)から損害賠償金(示談金)343万3,025円が被害生徒側へ支払われている。

3. 訴状内容

- (1) 原告 三井住友海上火災株式会社
- (2)被告 久留米市
- (3) 請求額 171万6, 512円
- (4) 主張内容

本事故は、久留米市にも、

- ・通りかかった教員は、確実に滑り遊びを止めるまで注意、指導していなかった。
- ・学校の設置管理者には、結露等により濡れる床による転倒防止対策を 施すことが求められているが、対策を施していなかった。

等の民法第719条に基づく共同不法行為責任があるため、原告が被害生徒に賠償した損害額の5割の額を求償請求する。

※民法719条(共同不法行為者の責任)

数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたときは、各自が連帯してその損害を賠償する責任を負う。(以下略)

4. 今後の対応

事故前の教員の注意・指導や学校の対策は適切であり、久留米市は、訴状で求められた責任があるとは考えていないため、今後裁判で争う方向で準備している。